



居住サポート住宅

国土交通省と厚生労働省の共管

居住サポート住宅認定制度

認定申請解説書

令和7年9月

国土交通省 住宅局安心居住推進課

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課・保護課

障害保健福祉部障害福祉課

老健局高齢者支援課

目 次

本解説書について	1
本解説書における用語の定義	1

はじめに

1 居住サポート住宅認定制度の概要	3
2 居住サポート住宅に関する補助制度の概要	10

1 申請の方法

1-1 申請の流れ	11
1-2 申請に必要な書類	12

2 認定基準

2-1 居住安定援助賃貸住宅事業を行う者	13
2-2 居住サポートの内容及び提供の対価	15
2-3 居住サポート住宅	22
2-4 認定基準チェックリスト	25
2-5 その他留意点	29
2-6 申請様式・添付書類の記入例	31

3 変更、廃止等

3-1 変更	48
3-2 目的外使用	52
3-3 廃止	53

4 帳簿、定期報告

4-1 帳簿	54
4-2 定期報告	58

資料編

1 居住サポート住宅に関する事業の概要	資料-1
2 セーフティネット住宅等との違い	資料-6
3 様式集	資料-7
4 関係法令	資料-37

本解説書について

- 本解説書は、居住サポート住宅認定制度について、法令・様式等に定めている一般的な事項を解説するものです。
- 居住サポート住宅の認定主体は、福祉事務所設置自治体（都道府県又は市区町村）です。本解説書に記載する内容のほか、各認定主体において、認定基準・申請書類等を設けている場合があるため、個別の申請にあたっては、各認定主体にお問合せください。

本解説書における用語の定義

- 本解説書では、法令等の用語を下表のように定義して表記します。（法令・様式等における定義とは異なる場合があります。）

（※）なお、本解説書において「法」とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第43号。以下「改正法」という。）による改正後の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）をいい、「省令」とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省・厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和7年厚生労働省・国土交通省令第4号）による改正後の国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第1号）をいいます。

法令等の用語	解説書での表記	定義	法令等
居住安定援助	居住サポート	訪問その他の方法により住宅確保要配慮者の心身及び生活の状況を把握し、その状況に応じた利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他住宅確保要配慮者の生活の安定を図るために必要な援助を行うこと。	法第40条第2項第9号
住宅確保要配慮者	要配慮者	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者、その他住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者	法第2条第1項各号
要援助者	要援助者	日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者。具体的には、省令第14条第1号に規定する「安否確認」、「見守り」、「福祉サービスへのつなぎ」の3つの居住サポートを必要とする要配慮者	省令第14条第1号
居住安定援助賃貸住宅事業	居住安定援助賃貸住宅事業	賃貸住宅に要援助者を入居させ、居住サポートを行う事業	法第40条第1項

法令等の用語	解説書での表記	定義	法令等
居住安定援助計画	居住安定援助計画	居住安定援助賃貸住宅事業に関する計画	法第 40 条第 1 項
居住安定援助賃貸住宅	居住サポート住宅	居住安定援助賃貸住宅事業に係る賃貸住宅	法第 40 条第 2 項第 2 号
認定住宅	※法令上の定義は異なるが解説書では同じ用語で表記	認定を受けた居住安定援助計画に記載された居住安定援助賃貸住宅の規模・構造・設備の基準に適合する居住安定援助賃貸住宅	法第 43 条第 2 項
専用賃貸住宅	専用住宅	入居者の資格を要援助者又は当該要援助者と同居するその配偶者等に限る居住サポート住宅	法第 40 条第 2 項第 7 号
援助実施者	援助実施者	居住サポートを行う者	法第 40 条第 4 項
認定事業者	認定事業者	居住安定援助計画の認定を受けた者（賃貸人及び援助実施者）	法第 44 条第 3 項
都道府県知事等	認定主体	居住安定援助計画の認定を行う者（福祉事務所を設置している市区町村の長※） ※福祉事務所を設置していない町村は都道府県知事	法第 40 条第 1 項各号
居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を賃借人が共同して利用する場合	共同居住型賃貸住宅 ※共同居住型賃貸住宅以外の住宅は「一般住宅」と表記	賃借人（賃貸人が当該賃貸住宅に居住する場合にあっては、当該賃貸人を含む）が共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を有する賃貸住宅（いわゆるシェアハウス）	省令第 9 条第 4 号、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第 9 条第 4 号及び第 10 条第 2 号口の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準（令和 7 年厚生労働省・国土交通省告示第 3 号）第 1 条第 1 項

はじめに

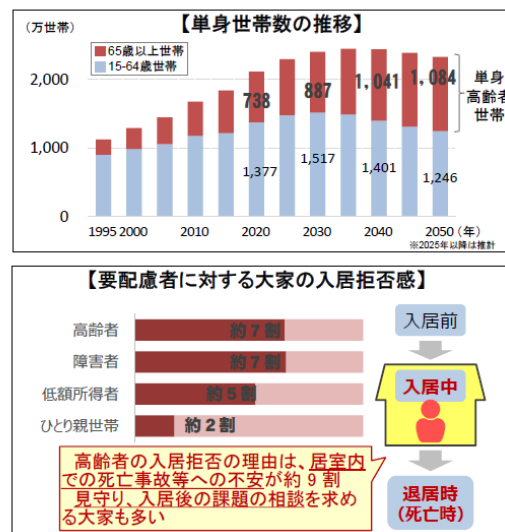
1 居住サポート住宅認定制度の概要

(1) 背景(住宅セーフティネット法の改正)

- 高齢者や単身世帯の増加等が進む中、今後、高齢者などの要配慮者の賃貸住宅への居住ニーズが更に高まることが見込まれています。一方で、賃貸人の中には、要配慮者の入居後の課題に対して不安を持っている方がいます。
- これらを背景として、要配慮者が安心して生活を送るための住まいを確保できるよう、令和6年6月に改正法が公布され、「居住サポート住宅」の認定制度が創設されました。

背景・必要性

- 単身世帯の増加※、持家率の低下等により要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居に対するニーズが高まることが想定される。
※ 単身高齢者世帯は、2030年に900万世帯に迫る見通し。
- 単身高齢者などの要配慮者に対しては、大家の拒否感が大きい。これは、孤独死や死亡後の残置物処理等の入居後の課題への不安が背景にある。他方、民間賃貸住宅の空き室※は一定数存在。
※ 全国の空き家 約900万戸、うち賃貸用は約443万戸
(2023年住宅・土地統計調査 住宅数概数集計(速報集計))
- 改正住宅セーフティネット法(平成29年)施行後、全国で800を超える居住支援法人※が指定され、地域の居住支援の担い手は着実に増加。
※ 要配慮者の入居支援(物件の紹介等)、入居後の見守りや相談等を行う法人(都道府県知事指定)



※改正法の公布時点の資料

1. 大家が賃貸住宅を提供しやすく、要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備

【住宅セーフティネット法、高齢者住まい法、住宅金融支援機構法】

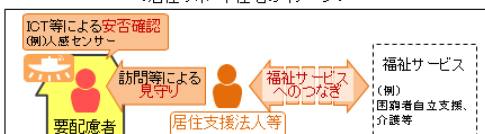
- 終身建物賃貸借(※)の利用促進
※ 賃借人の死亡時まで更新がなく、死亡時に終了する(相続人に相続されない)賃貸借
- ・ 終身建物賃貸借の認可手続を簡素化(住宅ごとの認可から事業者の認可へ)
- 居住支援法人による残置物処理の推進
- ・ 入居者死亡時の残置物処理を円滑に行うため、居住支援法人の業務に、入居者からの委託に基づく残置物処理を追加
- 家賃債務保証業者の認定制度の創設
- ・ 要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者(認定保証業者)を国土交通大臣が認定
- ⇒ (独)住宅金融支援機構の家賃債務保証保険による要配慮者への保証リスクの低減
- 居住サポート住宅による大家の不安軽減(2. 参照)

2. 居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進

【住宅セーフティネット法】

- 居住サポート住宅(※)の認定制度の創設
※法律上は「居住安定援助賃貸住宅」
- ・ 居住支援法人等が、要配慮者のニーズに応じて、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う住宅(居住サポート住宅)の供給を促進(市区町村長(福祉事務所設置)等が認定)
- ⇒ 生活保護受給者が入居する場合、住宅扶助費(家賃)について代理納付(※)を原則化
※生活保護受給者は住宅扶助費を一旦受け取った後に賃貸人に支払うが、特例として保護の実施機関が賃貸人に直接支払う
- ⇒ 入居する要配慮者は認定保証業者(1. 参照)が家賃債務保証を原則引受け

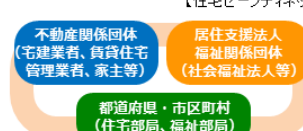
<居住サポート住宅のイメージ>



3. 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

【住宅セーフティネット法】

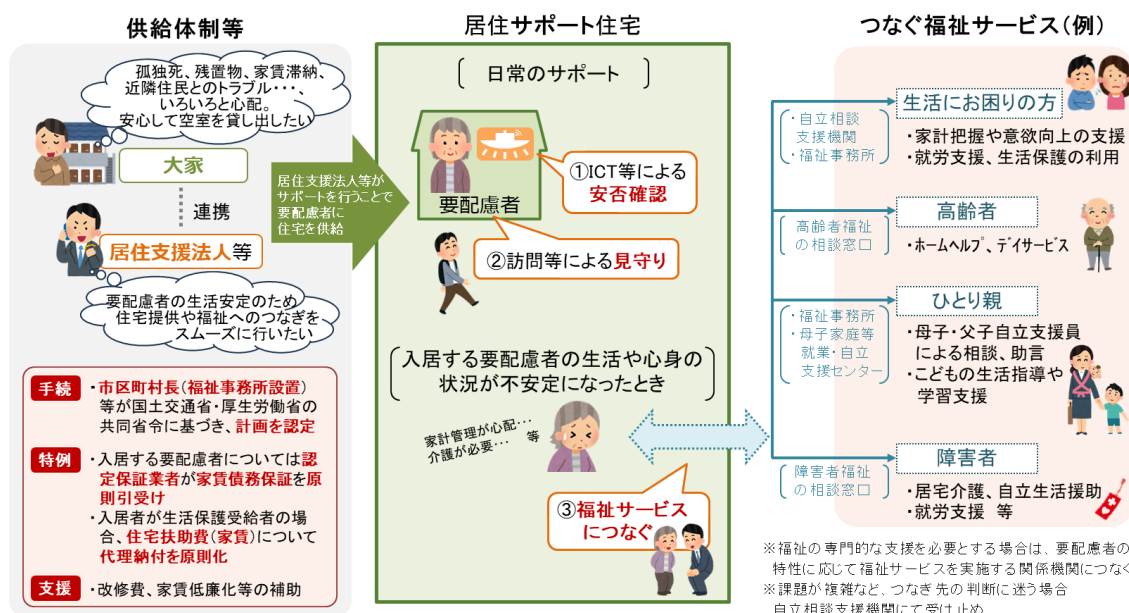
- 国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で基本方針を策定
- 市区町村による居住支援協議会(※)設置を促進(努力義務化)し、住まいに関する相談窓口から入居前・入居中・退居時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進
※ 地方公共団体の住宅部局、福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体



(2) 居住サポート住宅とは

① 概要

○ 居住サポート住宅とは、居住支援法人等と賃貸人が連携し、入居中の居住サポート（安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎ等）を行う住宅です。



② 居住サポート住宅の認定基準

○ 居住サポート住宅の認定制度は、居住安定援助賃貸住宅事業に関する計画（居住安定援助計画）を、認定主体である市区町村長等が認定する制度であり、主な認定基準として、事業者・計画に関する基準、居住サポート（ソフト）に関する基準、住宅（ハード）に関する基準が設けられています。

事業者・計画に関する主な基準		
○ 事業者が欠格要件に該当しないこと ○ 入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲を定める場合、要配慮者の入居を不当に制限しないものであること ○ 専用住宅(入居者を安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎの3つの居住サポートが必要な要配慮者等に限定)を1戸以上設けること ※ 市町村及び都道府県が策定する賃貸住宅供給促進計画において、専用住宅戸数の基準の強化が可能		
居住サポートに関する主な基準	住宅に関する主な基準	
○ 要援助者に対する安否確認、見守り、福祉サービスへのつなぎ ・ 一日に一回以上、通信機器・訪問等により、入居者の安否確認を行うこと ・ 一月に一回以上、訪問等により、入居者の心身・生活状況を把握すること ・ 入居者の心身・生活状況に応じて利用可能な福祉サービスに関する情報提供や助言を実施し、必要に応じて行政機関や福祉サービス事業者につなぐこと ○ 居住サポートの対価が内容や頻度に照らして、不当に高額にならない金額であること ※ 居住サポートには、<u>安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎのほか、住宅確保要配慮者の生活の安定を図るために必要な援助を含む</u>	○ 規模: 床面積が一定の規模以上※であること ※ 新築: 25㎡以上、既存: 18㎡以上 等 ○ 構造: 耐震性を有すること(耐震性を確保する見込みがある場合を含む) ○ 設備: 一定の設備(台所、便所、浴室等)を設置していること ○ 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと ※ 地方公共団体が供給促進計画で定めることで、規模・設備の基準の強化・緩和が可能	

③居住サポート住宅の入居対象者

- 居住サポート住宅には、入居者を要援助者に限る「専用住宅」と入居者を限定しない「専用住宅以外＝非専用住宅」の区分があります。
- 要援助者とは、省令第 14 条第 1 号に定める基準に適合した 3 つの居住サポート（安否確認・見守り・福祉サービスへのつながり）すべての提供を必要とする要配慮者を指し、例えば安否確認や見守りが必要な単身高齢者等が想定されます。「専用住宅」の入居者は、要援助者及び要援助者と生計を一にする配偶者・親族に限定されます。
- 要援助者として 3 つのサポートを受けるかについては、家族や知人等の身寄りの有無など、入居希望者を取り巻く状況等を踏まえ、孤独死や生活上のトラブル等のリスク等を考慮した上で、基本的には大家から入居希望者に提案し、入居者との合意により判断されるものです。
- 一方、3 つの居住サポートのうち一部のみ提供が必要である要配慮者または 3 つの居住サポートのいずれも提供が必要ではない要配慮者は、「非専用住宅」の入居対象となります。例えば、毎日の安否確認までは必要ない子育て世帯等が想定されます。

■入居対象者とサポートの基本的な考え方

- 日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者（以下「要援助者」という。）に対しては、「居住安定援助（居住サポート）」のうち、「安否確認」「見守り」「福祉へのつながり」の 3 つ全てを、基準に適合した方法・頻度により提供する。
- 要援助者として 3 つのサポートを受けるかについては、家族や知人等の身寄りの有無など、入居希望者を取り巻く状況等を踏まえ、孤独死や生活上のトラブル等のリスク等を考慮した上で、基本的には大家から入居希望者に提案し、入居者との合意により判断されるもの。

	居住サポート住宅 (専用住宅)	居住サポート住宅 (専用住宅以外＝非専用住宅)
入居対象者	要援助者 ※ 1 (例) 見守りが必要な単身高齢者 ※ 1 基準（以上）の方法・頻度による安否確認・見守り・福祉サービスへのつながりの提供が必要な者。生計を一にする配偶者・親族を含む。	住宅確保要配慮者等 ※ 2 又は 要援助者 (例) 毎日の安否確認は必要でない子育て世帯、元気な高齢者、社会参加している障害者 ※ 2 基準に沿った方法・頻度による安否確認・見守り・福祉サービスへのつながりが必要ではない者
入居者に提供される居住サポート	①安否確認（1日に1回以上） ②見守り（1月に1回以上） ③福祉サービスへのつながり ＋ その他の必要な居住サポート	個別に必要な方法・頻度の居住サポート ※ ただし、要援助者が入居する場合は左欄の基準に適合した方法・頻度による安否確認・見守り、福祉サービスへのつながりを全て提供することに留意。



④居住サポート住宅の認定申請パターン

○認定申請を行う計画において、居住サポート住宅の戸数は1戸から対象とすることが可能です。また、棟数は2以上とすることも可能です（複数敷地での認定申請も可能ですが、同一市区町村内に立地する場合に限ります）。このため、認定申請パターンは、下表のように、1棟パターンと複数棟パターンが考えられます。

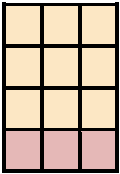
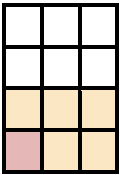
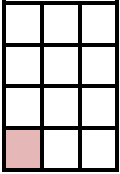
○1棟の中に居住サポート住宅と一般の賃貸住宅が混在することも可能です。

○居住サポート住宅の認定には、計画単位で専用住宅を1戸※以上設けることが必要です。このため、1戸で認定申請する場合は、当該住戸は専用住宅になります。複数棟を含む計画とする場合、計画全体の中で専用住宅が1戸以上必要です（各棟1戸以上とすることは求めません）。

※地方公共団体が供給促進計画で定めることで専用住宅の戸数の基準を強化可能

■認定申請パターン(例)

■ : 居住サポート住宅(専用住宅)
 ■ : 居住サポート住宅(非専用住宅)
 □ : 一般の賃貸住宅

1棟パターン	複数棟パターン
1棟全部 居住サポート住宅 12 戸 (うち専用住宅3戸) 	複数棟全部 居住サポート住宅 24 戸 (うち専用住宅 12 戸) 
1棟のうち一部 居住サポート住宅6戸 (うち専用住宅1戸) 	複数棟の一部(1棟全部と1棟の一部) 居住サポート住宅 18 戸 (うち専用住宅3戸) 
1棟のうち1戸 居住サポート住宅1戸 (うち専用住宅1戸) 	複数棟の一部(2棟の一部) 居住サポート住宅9戸 (うち専用住宅1戸) 

注) 複数敷地での認定申請は可能だが、同一市区町村内に立地する場合に限る

⑤居住サポート住宅の運用イメージ

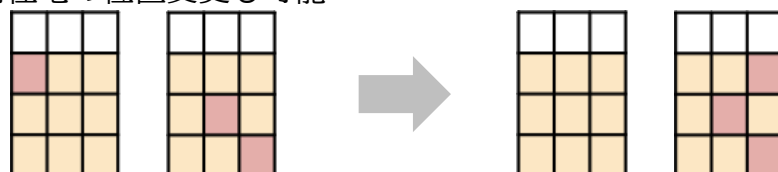
- 専用住宅の入居者は、要援助者に限定されます。
- 非専用住宅には要援助者以外（要配慮者でない者も含む）の入居が可能です。
- 専用住宅の位置は、認定された居住安定援助計画に記載された居住サポート住宅の範囲内で変更することが可能です。複数棟を含む計画の場合、棟間で専用住宅の位置を変更することも可能です。なお、居住安定援助計画には専用住宅の住戸番号の記載を要しないため、専用住宅の位置を変更するために認定主体への「変更申請」等を行う必要はありませんが、運用にあたっては、要援助者の入居戸数と（要援助者のための）空き戸数の合計が専用住宅の戸数以上となるよう、認定事業者において常時専用住宅の戸数や位置を管理しておくことが必要です。
- 専用住宅を要援助者以外の者へ提供しようとする場合（要援助者以外の者の入居戸数が非専用住宅の戸数以上となる場合）、専用住宅の目的外使用に係る認定主体の承認（法第50条第1項）が必要です（計画における専用住宅の戸数が2以上である場合は、専用住宅の戸数の変更を認定主体に申請することも可能です）。ただし、いずれの場合も、専用住宅を1戸※以上確保しておくことが必要であり、専用住宅全てを目的外使用することや、専用住宅を0戸とする計画変更申請は出来ません。

※地方公共団体が供給促進計画で定めることで専用住宅の戸数の基準を強化可能。

■運用イメージ

- ：居住サポート住宅（専用住宅）
- ：要援助者（3つの居住サポートを提供する要配慮者）
- ：居住サポート住宅（専用以外）
- ：要援助者以外
- ：一般の賃貸住宅

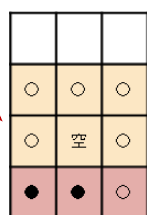
例①）2棟の居住サポート住宅18戸（うち専用住宅3戸）の場合、棟をまたぐ専用住宅の位置変更も可能



例②）サポート住宅9戸（うち専用住宅3戸）で、専用住宅を要援助者以外に提供しようとする場合、専用住宅の位置の変更が必要。（認定主体に対する「変更申請」や「変更届出」は不要。）

×専用住宅に要援助者以外が入居

計画上の専用戸数(3戸)
>
要援助者への提供戸数(2戸)



○下記のいずれかにより運用

専用住宅の位置を変更	1戸を目的外使用承認申請	専用住宅戸数を2戸に変更申請
位置を変更	目的外使用	専用住宅2戸

(3)住宅扶助費(家賃)の代理納付の特例

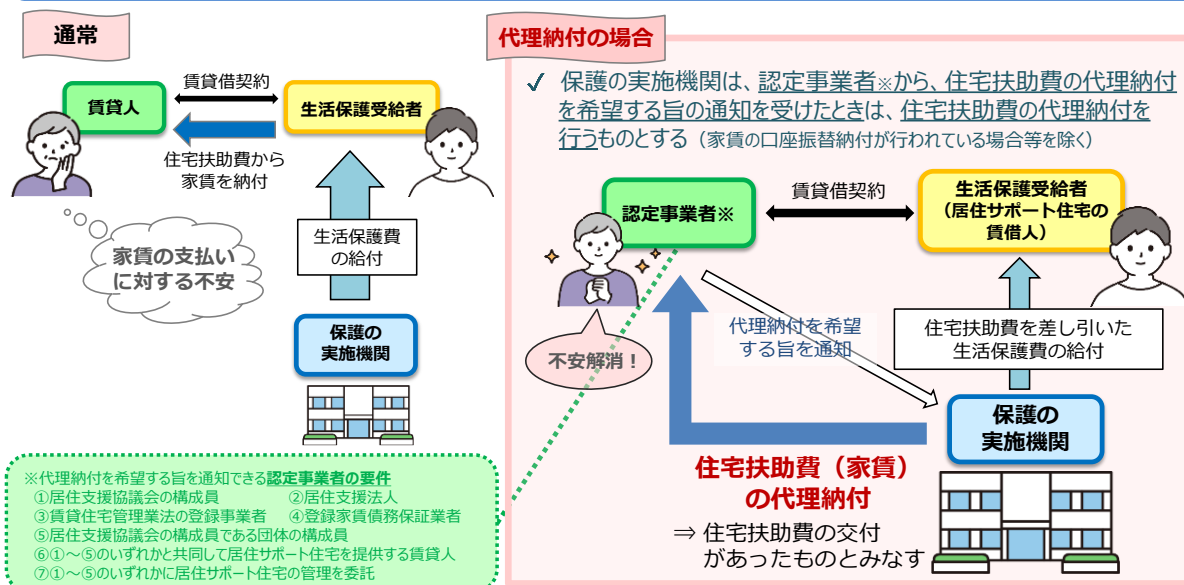
- 保護の実施機関は、賃貸人等から住宅扶助費(家賃)及び生活扶助費(共益費)の代理納付を希望する旨の通知(別記様式第10号)を受けたときは、代理納付を行います。(家賃及び共益費の口座振替納付(自動引き落とし)が行われている場合等を除く。)
- 代理納付の通知者(賃貸人等)は下記のいずれかに該当する必要があります。
 - ・居住支援協議会の構成員
 - ・居住支援法人
 - ・賃貸住宅管理業法の登録事業者
 - ・登録家賃債務保証業者
 - ・居住支援協議会の構成員が団体である場合、その構成員
 - ・上記のいずれかに該当する者と共同で認定を受けている賃貸人
 - ・上記のいずれかに居住サポート住宅の管理を委託している者

■住宅扶助費(家賃)の代理納付の特例

改正のポイント

- **居住サポート住宅**に生活保護受給者が入居する場合の**住宅扶助費(家賃)**について、**代理納付**(※1)を法律上(※2) **原則化**
- ⇒ **賃貸人の不安を軽減し、生活保護受給者の円滑な住まいの確保を促進**

(※1) 家賃と一緒に支払う共益費(生活扶助費)についても代理納付可能 (※2) 改正後の住宅セーフティネット法第53条



(4) 認定家賃債務保証業者制度の活用

○居住サポート住宅に入居する要配慮者については、認定家賃債務保証業者が家賃債務保証を原則引き受けることとなります。

■家賃の滞納に困らない仕組み～登録・認定家賃債務保証業者制度～

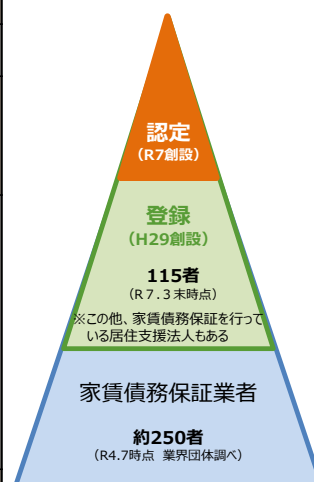
【住宅セーフティネット法、住宅金融支援機構法】

改正のポイント

- **要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者**を国土交通大臣が**認定**する制度を創設（**認定家賃債務保証業者制度**）
- (独) **住宅金融支援機構**（JHF）の家賃債務保証**保険**により、認定家賃債務保証業者の要配慮者への**保証リスクを低減**

登録家賃債務保証業者制度		認定家賃債務保証業者制度
大臣告示 (H29創設)	根拠	住宅セーフティネット法 (R7創設)
適正な家賃債務保証の確保	目的	要配慮者が利用しやすい家賃債務保証の提供
適正に家賃債務保証の業務を行うことができる家賃債務保証業者として一定の基準を満たす者を国土交通大臣が登録 (5年ごとに更新)	概要	登録家賃債務保証業者等の申請について、 要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者 として一定の基準を満たす者を国土交通大臣が認定 ※認定の申請ができる者は登録業者と居住支援法人
○ 暴力団員の関与なし ○ 適切な求償権の行使に関する内部規則が定められている (不当な方法で取立をしない) ○ 法令遵守に関する研修等の措置が講じられている ○ 相談・苦情対応体制を整備済み	主な基準	○ 居住サポート住宅に入居する要配慮者の家賃債務保証を正当な理由なく断らない ○ すべての要配慮者との家賃債務保証契約について ・緊急連絡先を親族などの個人に限定しない (法人でも可とする) こと ・保証人の設定を条件としないこと ○ すべての要配慮者との契約に係わる保証料が不当に高いものでない ○ 要配慮者との契約実績、標準的な契約内容・条件を公表する
○ セーフティネット住宅に入居する要配慮者の保証に限り、JHFによる保険が利用可能 ○ 保険割合：最大7割	JHFによる保険	○ 要配慮者の保証に対して、JHFによる保険が利用可能 ○ 保険割合：最大9割

家賃債務保証業者の全体イメージ



2 居住サポート住宅に関する補助制度の概要

○居住サポート住宅に関する補助制度（令和7年6月時点）の概要は下表のとおりです。

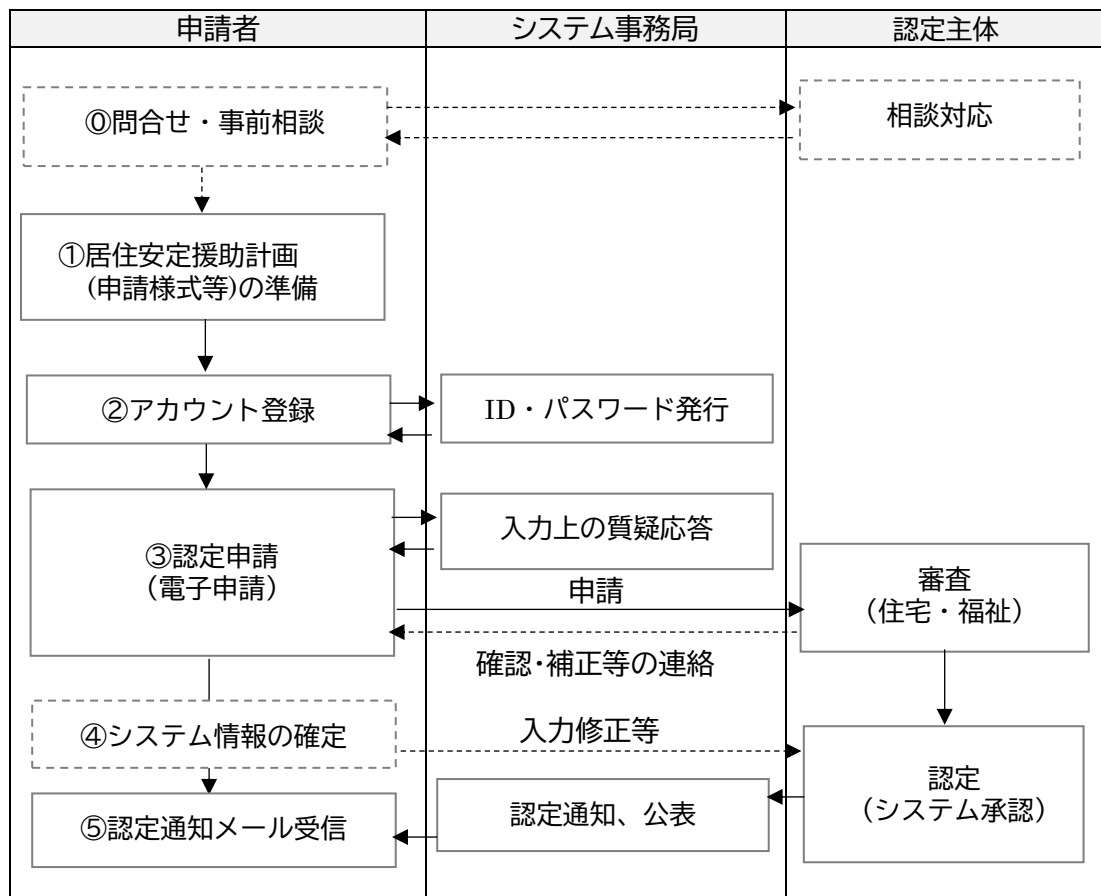
○各事業については資料編に掲載しています。「参照先」欄のページを参照ください。

補助制度	補助内容	補助率・補助限度額	参照先
住宅を改修したい/ 空き室を活用したい	改修に対する支援		
	・住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業	補助率：国 1 / 3 （+ 地方 1 / 3） 国 費 限 度 額：50 万 円 / 戸 等	資料- 1
	・JHF による融資	後述（事業内容による）	資料- 1
空き家を活用したい	空き家の除却・活用への支援 ・空き家対策総合支援事業	（除却）補助率：国 2 / 5 + 地方 2 / 5 （活用）補助率：国 1 / 3 + 地方 1 / 3 等	資料- 2
家賃を低くできるなら 手をあげたい	家賃低廉化等補助	補助率：国 1 / 2 + 地方 1 / 2 国費限度額：原則 2 万円/戸・月 等	資料- 3
家賃滞納、孤独死等が心配	家賃債務保証料、孤独死・残置物保険料、緊急連絡先引き受けに係る費用、死後事務委任契約に係る費用の低廉化に係る補助	補助率：国 1 / 2 + 地方 1 / 2 国費限度額：原則 3 万円/戸 等	資料- 3
入居者の引っ越し費用を抑えたい	住替えに係る補助	補助率：国 1 / 2 + 地方 1 / 2 国費限度額：5 万円/戸	資料- 4
その他	モデル的な取り組みへの支援		
	・人生 100 年時代を支える住まい環境整備モデル事業	後述（事業内容による）	資料- 5
	・みんなが安心して住まいを提供できる環境整備モデル事業	補助率：定額 補助限度額：300 万円/事業	資料- 5

1 申請の方法

1-1 申請の流れ

- 「認定申請」から「認定」までの流れは下図のとおりです。居住サポート住宅の認定申請は「居住サポート住宅情報提供システム」上で行うことが可能です。システム操作については、別途システム事務局が定める、操作マニュアルを参照ください。
- 申請者は、居住安定援助計画の認定を受けたときは、計画に記載された事項の一部を公示しなければなりません（省令第34条）。システム上では、認定主体が認定（公開を承認）すると、申請者に通知されるとともに、公開サイト上に公開されますが、これにより、法令上必要な認定事業者による「公示義務」が果たされたこととなります。



注)令和7年10月以降、改修費等の補助申請は計画認定後となります

1-2 申請に必要な書類

- 申請に必要な書類は下表のとおりです。申請様式別紙、別添及び誓約書は必要事項をシステムに入力することにより、自動で作成されます。
- 申請者はシステムへの入力前に、添付書類及び参考資料を準備してください。

■必要書類(新規申請の場合)

○:全員必須 △:該当する場合

審査対象	申請様式	別添	添付書類・参考資料(任意様式)
認定事業者(申請者)	○別紙(項目1)	△別添1～4 ※1申請者が個人で成人 or 法定代理人が個人の場合は不要(下表参照)	○添付書類 誓約書(申請者全員分) ※2 誓約書には「申請者等が欠格要件に該当しないこと」「居住サポート住宅が省令第10条第1号に掲げる基準に適合すること」等を誓約する内容が含まれる
居住サポート	○別紙(項目2)		○添付書類 居住サポート(うち、安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎ)の内容の概要図 △参考資料 (居住サポートと同様の一般向けサービスを提供している場合) 居住サポートと同様の一般向けサービスの利用料がわかる書類 △参考資料 (居住サポートを委託し、委託先が決まっている場合) 委託契約書
居住サポート住宅	○別紙(項目3～7)		○添付書類 居住サポート住宅の規模及び設備の概要を表示した間取図等 △添付書類 (S56年5月以前着工の場合) 耐震関係規定に適合または準ずることが確認できる書類等

※1 別添1～4の提出が必要な場合について

	申請者が法人※4の場合	申請者が個人の場合	
		申請者が未成年かつ法定代理人が法人※4の場合	その他
賃貸人	別添1	別添2	-
援助実施者	別添3	別添4	-

※4宅地建物取引業・住宅宿泊管理業・賃貸住宅管理業の免許等を受けている場合は、法人の役員について法第42条第4号に掲げる暴力団員等がないことが制度上明らかであるため、法人の役員の氏名等の記載を省略可。また、宅地建物取引業の免許を受けている場合は、使用人についても同様。

2 認定基準

2-1 居住安定援助賃貸住宅事業を行う者

(1)関係する法令

法 第 42 条、第 40 条第2項第1号・第3項・第4項

省令 第 18 条、20 条、第7条第1号・第2号、第8条第3号・第4号

(2)解説

1)基本的な考え方

- 居住安定援助賃貸住宅事業者とは、賃貸住宅に日常生活を営むのに援助を必要とする要配慮者を入居させ、訪問その他の方法によりその心身及び生活の状況を把握し、その状況に応じた利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、その他要配慮者の生活の安定を図るために必要な援助を行う事業を実施する者のことです。
- 賃貸人と援助実施者が異なる場合、これらの者が共同して認定の申請を行うことで、一の居住安定援助賃貸住宅事業者とみなします。
- 認定申請者等が欠格要件に該当しないことについて、誓約書において誓約が必要です（誓約書は任意様式ですが、情報提供システムにより、統一的な内容で出力されます）。
- 賃貸人及び援助実施者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合の法定代理人等を含む。）が、欠格要件に該当しないことが必要です。
- サブリースの場合は物件所有者及び転貸人の両方が欠格要件に該当しないことが必要です。

2)留意事項

i)賃貸人は、原則、1者とすること(共同名義である場合を除く)

- 賃貸人は、自らが居住サポートを行わない場合であっても、居住安定援助賃貸住宅事業者とみなされます。共同名義である場合を除き、賃貸人は1者としてください。

ii)援助実施者は1者とすること(2-3「居住サポート住宅」参照)

- 居住サポートをどのように提供するかに関わらず、申請する援助実施者は1者とします。複数の者が居住サポートの提供を行う場合には、援助実施者を代表1者とし、委託契約等によりその他の者との責任関係を明確化してください。
- 同じ住棟であっても、住戸によって援助実施者となる代表者が異なる場合は、別の居住安定援助計画を作成して申請を行ってください。

■援助実施者の考え方

居住サポートの体制(イメージ)	援助実施者として考えられる者
賃貸人自らが居住サポートを行う場合 (委託する場合を含む)	賃貸人

賃貸人以外が居住サポートを行う場合	一部の居住サポートは賃貸人が、その他の居住サポートは賃貸人以外(居住支援法人等)が実施	居住支援法人等 ※賃貸人と援助実施者との責任関係を明確化しておく必要
	すべての居住サポートを賃貸人以外(居住支援法人等)が実施	居住支援法人等

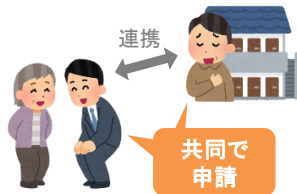
注)住戸により、居住サポートを行う者の代表者が異なる場合は、申請の単位を分けること。

■申請イメージ

ケース①

大家が住宅を貸し、居住支援法人等が居住サポートを提供

➡ 賃貸人 : 大家
援助実施者: 居住支援法人等



ケース②

居住支援法人等がサブリースで居住サポート住宅事業を実施

➡ 賃貸人 : 居住支援法人等
援助実施者: 居住支援法人等



ケース③

大家が自ら(委託等を活用して)居住サポートを提供

➡ 賃貸人 : 大家
援助実施者: 大家



2-2 居住サポートの内容及び提供の対価

2-2-1 要援助者に対する居住サポートの内容:安否確認

(1)関係する法令

法 第 41 条第6号、第 40 条第2項第9号

省令 第 14 条第1号イ、第8条第2号

(2)解説

1)基本的な考え方

- 居住サポート住宅に入居する要援助者に対しては、省令第 14 条第 1 号に定める3つのサポート（安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎ）全てを提供することが必要です。
- うち「安否確認」とは、入居者の無事を確認することです。常時作動し異常の有無を検知する通信機器の設置又は1日1回以上の訪問等のいずれかにより、確認することとします。（なお、通信機器については、異常の有無を判断する期間が 24 時間以内であること、当該機器の故障があった場合には故障があったことが適切に検知される仕様であることが必要です。）
- 1日1回以上の安否確認が担保される方法になっているか、異常検知後の対応結果を認定事業者が把握できる体制になっているかを実施計画と添付書類（居住安定援助の内容の概要図）に記載する必要があります。
- 安否確認には、下表のような方法があります。なお、健康管理を目的とすることは、「安否確認」の基準上、必須ではありません。

■安否確認の方法例

	種類	具体例
①通信機器の設置等	住宅設備に係るセンサー類	水道使用状況の検知、ドア開閉の検知、人感センサー
	電力会社のスマートメーター	電気使用量の検知
	IoT 家電	使用状況を検知する照明
②訪問等	電話	定期的な電話
	SNS ※	定期的かつ双方向のチャット等
	訪問	対面での確認

※ 1日1回以上の入居者及び認定事業者の双方向のチャットが必要
（いずれか一方がチャットを送ったままでは安否確認とはみなしません）

2)留意事項

i)安否確認の通信機器に該当しないもの

- 通信機器による安否確認の場合は、当該機器がどのような方法で異常検知するか、添付書類（機器の種類、仕様がわかるもの）の提出が必要です。
- 緊急通報装置、ペンダント、タブレットのように、入居者の発報によってのみ異常を検知する機器は、発報できない状況で異常が発生した場合（例：入居者が発報前に意識を失う等）を検知できないため、安否確認の機器には該当しません。

ii)訪問等による安否確認は認定事業者が実施

- 訪問等の実施者は、原則として認定事業者としてください。
- 例外として、認定事業者の責任下での委託も可能です。ただし、委託契約を締結し、認定事業者が安否確認の実施状況を速やかに把握できる体制になっている必要があります。
- なお、福祉サービスの一部を安否確認とみなして実施することは、各福祉サービスの法令・基準等に抵触するおそれがあるため、基本的に想定しておりません。居住サポート住宅の入居者が福祉サービスを利用している場合（または今後利用する場合）、当該福祉サービスに係る法令・基準等を考慮した上で、居住サポート住宅における安否確認が提供されることに留意が必要です。
- 休祭日も含めて毎日安否確認可能な方法が必要であるため、不定期な訪問となる宅配便、郵便配達や新聞・牛乳等の配達を訪問等による安否確認とみなすことはできません。

iii)方法の組み合わせは可能

- 複数の方法を組み合わせることは可能です。
例)水曜日は委託事業者等による訪問（安否確認の委託契約締結）、その他は認定事業者による電話またはSNSによる確認。

iv)複数人で入居する場合の安否確認の提供

- 入居者が2人以上の場合、状況に応じて、入居者のそれぞれに対して安否確認を実施することも必要です。

2-2-2 要援助者に対する居住サポートの内容:見守り

(1)関係する法令

法 第41条第6号
省令 第14条第1号口

(2)解説

1)基本的な考え方

- 要援助者に対する3つの居住サポート（安否確認・見守り・福祉サービスへのつながり）のうち、「見守り」とは、月1回以上の訪問等により、入居者の心身・生活の状況を確認することです。入居者の心身及び生活状況の変化を確認する必要性から対面を原則としてください。
- 方法・体制・スケジュール等を実施計画と添付書類（居住安定援助の内容の概要図）に記載する必要があります。
- 電話、SNS、見守りの実施者が自宅に訪問するのではなく入居者が援助実施者の事務所等に来訪することによる方法（例：食事会やレク等への参加）は、入居者の生活状況の変化（ごみ屋敷になっている等）が把握できないため、不可となります。
- 対面に類するものとして、入居者とコミュニケーションをとったうえで、スマートフォン等のカメラ（ビデオ通話）で生活状況（家の中の様子）を把握する方法が可能です。

2)留意事項

i)見守りの実施者は原則、認定事業者

- 見守りの実施者は、原則として認定事業者としてください。
 - 例外として、認定事業者の責任下での委託も可能です。ただし、委託契約を締結し、認定事業者が見守りによる入居者の心身・生活の状況を速やかに把握できる体制になっている必要があります。
 - なお、福祉サービスの一部を見守りとみなして実施することは、各福祉サービスの法令・基準等に抵触するおそれがあるため、基本的に想定しておりません。居住サポート住宅の入居者が福祉サービスを利用している場合（又は今後利用する場合）、当該福祉サービスに係る法令・基準等を考慮した上で、居住サポート住宅における見守りが提供されることに留意が必要です。
- ※ただし、生活困窮者自立支援制度における地域居住支援事業や、生活保護制度における被保護者地域居住支援事業（P21 において「地域居住支援事業」と総称する。）を受託して見守りを行う場合は、居住サポート住宅における見守りとして活用することが可能です。

ii)見守りにより、福祉サービスにつなぐ必要性を判断

- 見守りの対応範囲は、必要に応じて福祉サービスにつなぐための入居者の心身・生活の状況確認までとします。

iii)見守りの実施者の職種・資格要件なし

- 訪問等の実施者に職種・資格要件はありませんが、心身・生活状況の変化を確認できるよう、同一者による見守りの実施、又は心身・生活状況の把握のためのチェックリスト等を用いて、訪問者が変わっても同様の内容を確認可能な体制とすることが考えられます。

<参考> 心身・生活状況の把握のためのチェックリスト例

心身状況	外見の観察	☐ 顔色が良くない、急に痩せてきた
		☐ 髪や服装の乱れ、季節にあわない服装
	聞き取り	☐ 食事、睡眠、外出状況
		☐ 生活費が不足する等、お金に困っている様子はないか
生活状況	家の中を観察	☐ 介護等福祉サービスの必要はないか
		☐ ごみを捨てられない
		☐ 同じものを大量に購入している
		☐ 電気、ガス、水道、電話がとめられている
		☐ 見慣れない人が出入り/不審な電話のやりとりがないか

iv)複数人で入居する場合の見守りの提供

- 入居者が2人以上の場合、状況に応じて、入居者のそれぞれに対して見守りを実施することが必要です。

2-2-3 要援助者に対する居住サポートの内容:福祉サービスへのつなぎ

(1)関係する法令

法 第41条第6号

省令 第14条第1号ハ

(2)解説

1)基本的な考え方

○要援助者に対する3つの居住サポート（安否確認・見守り・福祉サービスへのつながり）のうち、「福祉サービスへのつながり」は、入居者の心身・生活の状況の変化に応じて、必要な福祉サービスを受けられるように、認定事業者が公的機関やサービス事業者等（以下「つながり先」という。）の連絡先を入居者に提供し、入居者がつながり先に相談したことを確認することです（※）。

※つながり先への同行、相談やサービス利用の調整等については、「福祉サービスへのつながり」の基準上、必須ではありません。

○入居者の心身・生活の状況の変化に応じて、公的機関や福祉サービス事業者との連携体制が確保されていること（つながり先を想定しているか、つながり先が民間事業者の場合は同意を得ているか等）を実施計画に記載する必要があります。また、つながり先リスト等（添付書類 居住安定援助の内容の概要図）が必要です。

2)留意事項

i)福祉サービスへのつながりの実施者は原則、認定事業者

- 福祉サービスへのつながりの実施者は、原則として認定事業者としてください。
- 例外として、認定事業者の責任下での委託も可能です。ただし、委託契約を締結し、認定事業者が実施状況を速やかに把握できる体制になっている必要があります。
- なお、福祉サービスの一部を、福祉サービスへのつながりとみなして実施することは、各福祉サービスの法令・基準等に抵触するおそれがあるため、基本的に想定しておりません。居住サポート住宅の入居者が福祉サービスを利用している場合（又は今後利用する場合）、当該福祉サービスに係る法令・基準等を考慮した上で、居住サポート住宅における福祉サービスへのつながりが提供されることに留意が必要です。

ii)つながり先リストには公的機関が必要

- 申請時の添付書類「つながり先リスト」は、要配慮者個々人の主たる課題に応じたつながり先となる公的機関（地方公共団体、自治体の相談機関）、民間事業者等の名称・連絡先を明記する一覧表です。公的機関があるにも関わらず活用されないことは望ましくないため、つながり先リストには公的機関の付記が必要です。
- 自治体の関係部署や外部機関（自治体の相談機関）の一覧表については、認定主体に確認してください。

■主たる課題に応じた公的機関一覧表例(認定主体が用意)

主たる課題	自治体	公的相談機関
生活に困窮する場合	●●市保健福祉部 生活支援課、保護課 (生活困窮者自立支援担当部局、生活保護担当部局)	●●自立相談支援機関
高齢により福祉サービス等の支援を必要とする場合	●●市保健福祉部 高齢者支援課 (介護保険・高齢福祉担当部局)	●●地域包括支援センター

障害により福祉サービス等の支援を必要とする場合	●●市保健福祉部 障害者支援課 (障害保健福祉担当部局)	●●基幹相談支援センター
ひとり親のため支援を必要とする場合	●●市保健福祉部 子ども家庭課 (児童福祉担当部局)	●●母子家庭就業・自立支援センター

iii) つなぎ先が民間事業者等の場合は同意書等が必要

○ つなぎ先が民間事業者の場合は、連携を確認する書類として同意書等（担当者のサイン or 打合せの議事録等の簡易的なものでも可）の添付が必要です。なお、公的機関は相談を断ることが想定されないため同意書等は不要です。

iv) つなぐ福祉サービスは民間のサービスを含む

○ 入居者の心身及び生活の状況に応じて利用する福祉サービスには、次表のようなものがあります。

公的機関・サービス等	民間の機関・サービス等
主な支援（例） ・生活困窮者自立支援 ・住居確保給付金 ・介護保険サービス ・自立生活援助 等	主な支援（例） ・食事の宅配サービス ・地域との交流会 ・移送サービス 等

v) 対応フローでサービス利用までの流れを確認

○ 申請時の添付書類に明記する「対応フロー」とは、福祉サービス利用までのつなぎ先への連絡主体や認定事業者の把握方法等の流れを明示した図です。

vi) つないだ結果の確認は随時で良い

○ 相談機関等につないだ結果、入居者が福祉サービスを利用したかどうかの確認は、居住サポートを継続し適切に対応していくために必要ですが、前項「2-2-2 見守り」の中で確認できれば良いこととします。

vii) 運用上の留意事項

○ 認定事業者は、居住サポート住宅を運用する上で、入居者の抱える課題に応じてつなぎ先リストに記載していない相談窓口等につなぐことも差し支えありません。また、課題が複雑など、つなぎ先の判断に迷う場合は、まずは「自立相談支援機関」につないでください。

2-2-4 安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎ以外の居住サポート

(1) 関係する法令

法 第41条第6号
省令 第14条第2号

(2) 解説

1) 基本的な考え方

○ 居住サポートには、安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎだけでなく、認定事業者が提供する、要配慮者の生活の安定を図るために必要な援助全般が

含まれます（要援助者に対して提供する場合だけでなく、居住サポート住宅に入居する要配慮者に対して提供する場合も含む）。

例：通院付添、買い物支援、食事の提供、健康管理、家具等のリース等

2)留意事項

i)老人福祉法に規定する「有料老人ホーム」に該当する可能性がある場合は有料老人ホーム担当と連絡・相談すること

○居住サポート住宅のうち、入居者の資格を高齢者のみに限るものについては、一定のサービスを提供する場合に老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）の有料老人ホームに該当し、同法第 29 条第 1 項に基づく届出（※）が必要となる場合があります。有料老人ホームに該当する可能性がある場合は、都道府県、指定都市又は中核市（以下「都道府県等」という。）の有料老人ホーム担当部署に連絡・相談してください。

※認定事業者が、①老人を入居させ、②当該老人に対して「介護」、「食事の提供」、「家事」又は「健康管理」の少なくとも一つのサービスを提供する場合、老人福祉法に基づく届出が必要。

2-2-5 提供の対価

(1)関係する法令

法 第 41 条第7号、第 40 条第2項第 10 号

省令第 15 条

(2)解説

1)基本的な考え方

○居住安定援助の提供の対価は、居住サポートの内容や頻度に照らして、不当に高額にならないものとする必要があります。「不当」の例として、居住サポート住宅において認定事業者が要配慮者にサービスを提供するにあたり、当該事業者が既に同様のサービスを提供している場合に、その金額よりも高い対価（利用料）とすること（要配慮者を合理的な理由なく差別化すること）等が考えられます。

○なお、居住サポートには、安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎだけでなく、認定事業者が提供する、要配慮者の生活の安定を図るために必要な援助全般が含まれます（要援助者に対して提供する場合だけでなく、居住サポート住宅に入居する要配慮者に対して提供する場合も含む）。

2)留意事項

i)福祉サービスとは切り分けて居住サポートを実施・対価を徴収

○福祉サービスの一部を居住サポートとみなすことは、各福祉サービスの法令・基準等に抵触するおそれがあるため、基本的に想定しておりません。そのため、居住サポート住宅の入居者が福祉サービスを利用している場合（または今後利用する場合）、居住サポートは当該福祉サービスと切り分けて実施されることになるため、当該福祉サービスの利用料とは別に居住サポートの対価を徴収することになります。

※居住サポート住宅の認定事業者が地域居住支援事業による見守り等を行う場合については、委託費として事業費が補助されていることから、地域居住支援事業による見守り等の範囲（頻度等）で居住サポート住宅の見守り等を兼ねる場合には、居住サポート住宅の入居者からサポート費用を徴収することは想定されません。ただし、地域居住支援事業による見守り等の範囲を超えて居住サポート住宅としての見守り等を行う場合や、地域居住支援事業による支援の対象となっていない入居者に見守り等を行う場合には、その分の費用を徴収することは差し支えありません。

ii)対価は原則、入居者が負担

○居住サポートの対価は、基本的には、見守り等の居住サポートを受ける入居者が負担することを想定していますが、その費用の一部を認定事業者が負担することも差し支えありません。

iii)対価は幅を持たせた金額で申請可能

○対価は居住サポートの内容によって変わり得るため、想定する内容をもとに幅を持たせた金額で申請しても差し支えありません。ただし、運用時に費用を最大値よりも増額する場合は、認定の変更申請が必要になります。（費用を減額する場合は軽微な変更となるため、届出で可）

2-2-6 その他居住安定援助の提供の条件

(1)関係する法令

法 第40条第2項第10号

(2)解説

1)基本的な考え方

○居住サポートの提供にあたり、対価以外の条件がある場合は、記載が必要です。

2)留意事項

i)住宅確保要配慮者の属性に応じて提供可能な居住サポートが異なる場合は、記載が必要

ii)安否確認、見守り、福祉サービスへのつなぎ以外の居住サポートの提供について、その方法や頻度等に条件がある場合は記載が必要。なお、次に掲げるような事案が生じないようにしてください。

- ・契約に基づかない曖昧な名目での料金の受領
- ・強制的な契約の締結や、不実の告知、不利益となる事実の不告知などによる契約の締結
- ・入居者からの契約解除を認めない、契約解除等に際して損害賠償額をあらかじめ設けるなどの契約条項を盛り込んだ契約の締結
- ・契約に基づかない、又は強制的な契約による金銭管理

2-3 居住サポート住宅

2-3-1 居住サポート住宅の棟数・戸数

(1)関係する法令

法 第 41 条第4号、第 40 条第2項第7号、
省令第 16 条第2項、第 17 条第2項、第6条

(2)解説

1)基本的な考え方

○専用住宅とは、認定住宅のうち、入居者を要援助者及び同居するその配偶者等に限定した住宅のことで、1戸※以上必要です。

※地方公共団体が供給促進計画で定めることで専用住宅の戸数の基準を強化可能

2)留意事項

i)申請全体の棟数・戸数を記載

○専用住宅の位置は認定住宅の範囲内で変更することが可能なため、複数棟の場合は、申請全体の棟数・戸数を記載します。

ii)申請戸数は「認定住宅」≧「専用住宅」であること

○認定住宅の一部もしくは全部を専用住宅として運用するため、認定住宅の戸数は、専用住宅の戸数以上としてください。

○専用住宅の戸数が1戸以上必要です。

2-3-2 入居する要配慮者(範囲を定める場合)

(1)関係する法令

法 第 41 条第3号、第 40 条第2項第6号
省令第 11 条

(2)解説

1)基本的な考え方

○以下の観点など、要配慮者の入居を不当に制限しない範囲で、入居を受け入れることとする要配慮者の範囲を定めることが可能です。

・特定の要配慮者の入居を不当に制限するものでないこと

・対象となる要配慮者が著しく少数となるものでないこと（例：100歳以上のみ対象とする）

なお、入居を受け入れることとする要配慮者の範囲は、住棟ごとや住戸ごとではなく、基本的に計画単位で定めるものになります。

○要配慮者の範囲は、居住サポートができない属性がある場合や、特に支援対象としたい属性がある場合に定めることが考えられます。

○入居を受け入れることとする要配慮者の範囲を定めている場合、上記を満たしている必要があります。

2)留意事項

i)入居する要配慮者の範囲は、定めなくてもよい

- 要配慮者の範囲は、居住サポートの体制を踏まえ、必要に応じて定めることを想定しているものであるため、定めない（全ての要配慮者の入居を受け入れることとする）ことも可能です。

2-3-3 規模、構造及び設備

(1)関係する法令

法 第 41 条第1号・第2号、第 40 条第2項第4号・第5号

省令 第9条、第 10 条、第 16 条第1項、第 17 条第1項、第7条第4号、第8条第1号・第5号・第6号

(2)解説

1)基本的な考え方

- 規模とは、居住安定援助賃貸住宅の各戸の床面積のことです。各戸の床面積が、新築住宅は原則 25 ㎡以上（共用部分に台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー一室を備えることで同等の居住環境が確保される場合は 18 ㎡以上）、既存住宅（建設工事の完了の日から起算して一年を経過した住宅又は人の居住の用に供したことのある住宅）は原則 18 ㎡以上（共用部分に台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー一室を備えることで同等の居住環境が確保される場合は 13 ㎡以上）であることが必要です。

※床面積の基準は、単身世帯を念頭に定めているものであり、2人以上の世帯が入居する場合は、世帯人数を考慮した適切な床面積を確保すべきであることに留意する必要があります。

- 共同居住型賃貸住宅である場合、規模並びに構造及び設備の基準が国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準（令和7年厚生労働省・国土交通省告示第3号）に適合する必要があります。

- 消防法・建築基準法に適合している場合、誓約書において誓約が必要です（誓約書は任意様式ですが、情報提供システムにより、統一的な内容で出力されます）。

- 耐震関係規定への適合については、昭和 56 年6月以降に新築の工事に着手しているか、昭和 56 年5月以前の場合は耐震関係規定に適合又はこれに準ずるものであることが必要です。ただし、申請前に耐震改修ができない特別な事情がある場合は、工事完了後に耐震関係規定に適合又はこれに準ずる見込みとなるかを添付資料で示してください。

2)留意事項

i)新築住宅と既存住宅で規模の基準が異なる

- 既存住宅とは、「建築工事の完了の日から起算して一年を経過した住宅又は人の居住の用に供したことのある住宅」をいいます。既存住宅であるかは、基本的に、申請書別添5又は別添6における「新築住宅・既存住宅の別」の申告が必要です。

ii)耐震関係規定の確認は着工・竣工年により判断

○計画に竣工年月が記載されていて以下に該当する場合は、新耐震基準を満たすものとして取り扱われます（竣工年月の証憑は求めない）。

- ・ 1～3 階建てで昭和 57 年 6 月以降に竣工
- ・ 4～9 階建てで昭和 58 年 6 月以降に竣工
- ・ 10～20 階建てで昭和 60 年 6 月以降に竣工

上記に該当しない場合、昭和 56 年 6 月以降に着工したことが確認できる書類（検査済証、建築確認台帳記載事項証明書等の書類）又は新耐震基準等を満たしていることが確認できる書類（耐震診断報告書や耐震改修報告書等）が必要です。

○計画に着工年月のみ記載した場合は、当該着工年月を確認できる書類が必要です。着工年月が昭和 56 年 5 月以前である場合は耐震診断・耐震改修等により新耐震基準等を満たすことが確認できる書類が必要です。

iii)規模、設備の要件は、自治体で計画を定めることにより強化・緩和が可能

○市区町村及び都道府県が策定する賃貸住宅供給促進計画において、住戸の床面積及び共同利用設備等の基準を強化・緩和することを可能としています。詳しくは、自治体にお問い合わせください。

○賃貸住宅供給促進計画を市区町村及び都道府県の両方が定めている場合、市区町村の基準にも適合する必要があります。

2-3-4 家賃その他賃貸の条件

(1)関係する法令

法 第 41 条第5号、第 40 条第2項第8号
省令第 13 条

(2)解説

1)基本的な考え方

○入居者の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないようにする必要があります。

2-4 認定基準チェックリスト

○認定基準を満たしているか、留意事項をご確認ください。

なお、本資料に記載している認定基準・留意事項・提出書類以外にも、各認定主体（地方公共団体）において、認定基準・留意事項・提出書類を別途定めている場合があります。

○：必須、△：該当する場合

項目	■認定基準 □留意事項	提出書類	根拠法令
1.認定事業者			
資格	■賃貸人及び援助実施者が欠格要件(誓約書に記載)に該当しない	○申請書(項目1) △別添1～4 ○誓約書	法第42条 省令第18条 省令第20条
2.居住サポート			
①安否確認	■ 一日一回以上の安否確認が実施される計画である 【留意事項】 ☐ (機器の場合)機器の種類は適切か ☐ (訪問・電話等の場合)体制やスケジュールに無理はないか ☐ 異常検知後の具体的な行動が記入され、安否確認の対応の流れが読み取れるか ☐ 入居者と連絡がとれない場合、現地確認するのは認定事業者自身か ☐ 現地確認の結果を把握できるフローになっているか 等	○申請書(項目2) ○添付書類 居住安定援助の内容の概要図 △参考書類(居住サポートを委託、かつ契約済の場合)委託契約書	法第41条 省令第14条
②見守り	■ 月に一回以上、訪問等が実施される計画である 【留意事項】 ☐ 心身・生活状況の変化を確認できる方法(訪問)か ☐ 体制やスケジュールに無理はないか ☐ 他のサービスで代替していないか ☐ (委託の場合)認定事業者が見守りの結果を把握できるフローになっているか 等		
③福祉へのつなぎ	■ つなぎの内容が適切である 【留意事項】 ☐ 体制等は無理のない計画か ☐ つなぎ先が主たる課題別に1件以上設定されているか ☐ つなぎ先に公的機関が含まれているか ☐ (つなぎ先が民間事業者等の場合)同意書等が添付されているか ☐ 認定事業者がサービス利用等を見守りで把握できるフローになっているか 等		

項目	■認定基準 □留意事項	提出書類	根拠法令
④その他の居住サポート	■老人ホームに該当しない(該当する場合は届け出ている) 【留意事項】 ☐ ①老人を入居させ、②当該老人に対して「介護」、「食事の提供」、「家事」又は「健康管理」のいずれか1つ以上サービスを提供していない 等	○申請書(項目2)	—
⑤居住サポートの対価	■対価が内容や頻度に照らして不当に高額でない 【留意事項】 ☐ 援助実施者の一般向けサービス料に比べ高額になっていないか ☐ 対価の最低・最高額の幅が著しく大きくないか 等	○申請書(項目2) △参考書類(一般向けに有料でサービス提供している場合) 居住サポートと同様の一般向けサービスの利用料がわかる書類	法第 41 条 省令第 15 条
⑥居住サポートの提供の条件	【留意事項】 ☐ 不当な契約になっていないか 等	○申請書(項目2)	法第 41 条
3.居住サポート住宅			
①専用住宅	■専用住宅が1戸以上	○申請書(項目3)	法第 41 条 省令第 12 条
②要配慮者の範囲(定めている場合)	■要配慮者の入居を不当に制限しない 【留意事項】 ☐ 特定の者について不当に差別的なものでないか ☐ 入居を受け入れる要配慮者が著しく少数とならないか 等		法第 41 条 省令第 11 条
③規模	■面積基準※1を満たしている 【留意事項】 ☐ 一般:新築(築1年未満)25 m ² 以上、既存 18 m ² 以上 (または認定主体が定める基準以上) ただし、台所、収納設備、浴室を共同利用する場合は、13 m ² 以上 ☐ 共同居住:延べ面積 15 m ² ×N(2以上の定員)+10 m ² 以上、専用居室1人9m ² 以上 (または認定主体が定める基準以上) 等	○申請書(項目3) ○別添5または6 一般:別添5 共同居住:別添6 ○添付書類 居住安定援助賃貸住宅の規模及び設備の概要を表示した間取図等	法第 41 条 省令第9条 令和7年厚生労働省・国土交通省告示第 3号
④構造	■消防法、建築基準法などの法令に違反しない(誓約書に記載) ■耐震性が確保されている 【留意事項】 ☐ 竣工年が下記以降 ・1～3階建:昭和 57 年6月 ・4～9階建:昭和 58 年6月 ・10～20 階建:昭和 60 年6月 ☐ (上記以外)添付書類で耐震性が確認できる 等	△添付書類 (S56年5月以前着工の場合) 耐震関係規定に適合又はこれに準ずるものであることを確認できる書類	法第 41 条 省令第 10 条

項目	■認定基準 □留意事項	提出書類	根拠法令
⑤設備	■一定の設備※2を備えている 【留意事項】 ☐ 一般：台所、便所、収納設備、浴室もしくはシャワー室を完備している(共同利用でも可) ☐ 共同居住：共用部分に居間・食堂・台所、便所、洗面、洗濯室、浴室もしくはシャワー室がある(「想定利用住戸の入居可能者数等／整備箇所数」が5以下)等	○別添5または6	法第41条 省令第10条 令和7年厚生労働省・国土交通省告示第3号
⑥家賃	■近傍同種の賃貸住宅家賃と均衡しているか 【留意事項】 ☐ 申請住宅の近隣に立地する民間賃貸住宅の家賃と均衡等	○別添5または6	法第41条 省令第13条

※1 規模(住戸専用面積)の基準

	新築住宅	既存住宅
一般住宅	25 m ² 以上	18 m ² 以上
一般住宅で台所等の設備を一部共用とする場合(一部共用住宅)※1	18 m ² 以上	13 m ² 以上
共同居住型賃貸住宅(シェアハウス)※2	各専用部分：9m ² 以上 (各専用部分の入居可能者数：1人) 全体面積：(15A+10)m ² 以上(A≥2)	
ひとり親向け共同居住型賃貸住宅(ひとり親向けシェアハウス)※2	各専用部分：12 m ² 以上(全体面積が(15B+24C+10)m ² 以上の場合は10 m ² 以上) (各専用部分の入居可能世帯数：1世帯) 全体面積：(15B+22C+10)m ² 以上(B+C≥2)	

A：入居可能者数、B：ひとり親世帯向け居室以外の入居可能者数、C：ひとり親世帯向け居室の入居可能世帯数

※2 設備の基準

	専用部分に設ける設備	共同利用設備
一般住宅	台所、便所、収納設備、浴室又はシャワー室を完備	
一般住宅で台所等の設備を一部共用とする場合(一部共用住宅)	便所(右記の共同利用設備の基準を満たす場合)	台所、収納設備、浴室又はシャワー室(各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保されること)
共同居住型賃貸住宅(シェアハウス)		便所、洗面、浴室又はシャワー室(Aを5で除した数以上)
ひとり親向け共同居住型賃貸住宅(ひとり親向けシェアハウス)		・便所と洗面(BとCの合計数を3で除した数以上) ・浴室とシャワー室(BとCの合計数を4で除した数以上かつ浴槽を有する浴室が1カ所以上)

A：入居可能者数、B：ひとり親世帯向け居室以外の入居可能者数、C：ひとり親世帯向け居室の入居可能世帯数

※1 一部共用住宅とする場合について

- ・台所、収納設備又は浴室（シャワー室を含む。以下同じ。）の少なくともいずれかが共用とされている住宅（以下「一部共用住宅」という。）の台所については、必ずしもシステムキッチンを要するものではなく、台所としての機能の一部を有する機器（例えば、カセットコンロや湯沸かしポット等）があれば、台所として取り扱って差し支えない。
- ・収納設備については、共用部分等に置かれた各戸専用の物置や、共用の清掃用具等を収納するための物置のほか、共用の備品を備える談話室等も収納設備として取り扱って差し支えない。
- ・台所、収納設備又は浴室が、各戸が存する住棟に設けられている場合だけでなく、同一敷地内や近接地に設けられている場合も、共用部分に設けられたものとして取り扱って差し支えない。

【一部共用住宅として取り扱うことができる例】

- ・賃貸アパート内の空き室一室を、共用の備品を備える談話室として居住者に開放する場合。
- ・賃貸住宅団地に隣接する敷地に、各戸専用の物置を備えるプレハブの談話室（上下水道の設備なし）を設置し、団地居住者の共用とする場合。

※2 シェアハウスとする場合について

- ・居住の用に供する部分としては、居間、食堂、台所のほか、浴室、洗面設備、便所、洗濯場、玄関等（以下「シェア部分」という。）が該当するが、廊下、階段、共用エレベーター、収納設備等の居住者が留まることを前提としていない部分は該当しないものとして取り扱う。
- ・住棟全体の面積として算入できるのは屋内部分に限り、また、面積の判定の際には、居住サポート住宅以外の住戸であって、シェア部分、廊下、収納設備等（共用の階段又はエレベーターを除く。）を居住サポート住宅と共用する部分があるものについても、その居住人数及び面積を算入することとする。

【居住の用に供する部分として取り扱うことができる例】

- ・談話室として居住者に開放された、賃貸アパート内の空き室一室（ただし、各住戸は単身者用）
- ・エレベーターホールの一部にテーブルと椅子を設置して作成した談話スペース

2-5 その他留意点

i) 既に入居者がいる住戸の認定について

- 既に入居者がいる住戸であっても、計画に記載し、認定を受けることができます。
ただし、専用賃貸住宅は、入居者の資格を要援助者に限るものであることから、認定を受けた場合には、必ず、要援助者である入居者数と（要援助者のための）空室数の合計は、専用賃貸住宅の戸数以上である必要があります。

ii) 居住サポート住宅のシェルター活用について

- 被災者、DV被害者等で緊急に住宅の確保が必要な者については、入居者資格を満たさない場合や居住サポート住宅が認定基準に適合しなくなる場合であっても、一時的に居住サポート住宅の専用賃貸住宅に入居させても差し支えありません。
○ただし、この場合においても、入居後、遅滞なく、法第50条第1項に基づく専用賃貸住宅の目的外使用の承認を受ける必要があるほか、当該入居についてその承認を受けることができないような場合（専用住宅が1である場合、入居者を確保することができない期間が3月未満であった場合）には、要援助者の居住ニーズを考慮し、当該入居者が他の住宅を確保するまでの短期間（概ね6月以内）の使用でなければならないことに留意が必要です。

iii) サブリースで居住サポート住宅を供給する場合の留意点

- サブリース方式を活用する場合、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号）の規定が適用され、オーナーへの重要事項説明等が必要です。
（参考）制度に関する情報：賃貸住宅管理業法ポータルサイト

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/pm_portal/index.html

iv) 認定事業者の遵守すべき事項

- 認定事業者は、契約締結前の書面の交付及び説明（法第46条等）、帳簿の備付け（法第48条等）や定期報告（法第49条等）の実施、法第51条に基づき省令第35条に定める事項に留意して事業を実施してください。

省令第35条に定める認定事業者の遵守すべき事項	
広告の方法	・居住安定援助賃貸住宅事業の業務に関して広告をする場合は、国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める表示についての方法(令和7年厚生労働省・国土交通省告示第6号)を遵守すること。(省令第35条第1項第1号)
入居者への適切な説明等	・入居者に対して説明した事項に変更があったときは、当該入居者に対し、その変更の内容を記載した書面を交付して説明すること。(同項第2号) ・入居者に対する居住サポートの提供にあたっては、居住サポートの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明すること。(同項第9号)
居住サポート住宅の適切な管理	・管理する居住サポート住宅を良好な状態に保つように維持・修繕し、入居者の居住の安定の確保に支障を及ぼさないように努めること。(同項第3号)
居住サポートの適切な実施	・居住サポートについて、特定の入居者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。(同項第6号) ・入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、提供できる居住サポートの内容等認定住宅に関し必要な情報の提供を行い、その心身の状況や希望に応じた居住サポートを提供するとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供する等入居者の居住の安定を図るよう努めること。(同項第7号)

	・居住サポートの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とすること。(同項第9号)
入居者やその家族の囲い込みの禁止	・福祉サービス等事業者又はその従業者に対して、当該サービス等の利用者やその家族に認定事業者を紹介することの対償として、金品等の利益を供与しないこと。(同項第4号) ・福祉サービス等事業者又はその従業者から、居住サポート住宅の入居者やその家族を紹介することの対償として、金品等の利益を収受しないこと。(同項第5号)
プライバシーの確保等	・プライバシーの確保に配慮した運営を行うこと。(同項第8号) ・正当な理由が無く、業務上知り得た入居者の秘密を漏らさないこと。(同項第10号) ・認定事業者の職員であった者が、正当な理由が無く、業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。(同項第11号)
その他	・国が定める基本方針及び都道府県・市区町村が定める賃貸住宅供給促進計画に照らして適切な業務を行うこと。(同項第12号)

2-6 申請様式・添付書類の記入例

(1)申請様式

別記様式第二号（第五条関係）

XXXX 年 XX 月 XX 日

●●市長 殿

（賃貸人）

●●県●●市●●X-X-X

●●株式会社

代表取締役 ●● ●●

（援助実施者（賃貸人と異なる場合））

●●県●●市○○X-X-X

NPO法人○○

代表理事 ○○ ○○

居住安定援助計画認定申請書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第40条第1項の規定に基づき、
居住安定援助計画について別紙のとおり認定を申請します。

備考

1. 認定申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
2. この書類は、居住安定援助賃貸住宅事業に係る居住安定援助賃貸住宅事業者を構成する賃貸人及び援助実施者ごとに作成することとし、居住安定援助賃貸住宅事業を廃止する場合には、当該居住安定援助賃貸住宅事業に係る居住安定援助賃貸住宅事業者を構成する賃貸人及び援助実施者ごとに廃止の届出を行うこととする。

別紙(新規)

I. 全体に係る事項

1. 居住安定援助賃貸住宅事業を行う者

1-1. 賃貸人

法人の場合

商号、名称	(ふりがな) ●●●●かぶしがいいしゃ ●●株式会社		
住所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号 XXX-XXXX)	(電話番号 XX-XXXX-XXXX)	
代表者氏名	(ふりがな) ●●●● ●●●● ●● ●●	生年月日	xxxx年xx月xx日
法人の役員	別添1のとおり		
	宅地建物取引業の免許証番号(宅地建物取引業者である場合)	●●県知事免許 (xx) xx号	
	住宅宿泊管理業の登録番号(住宅宿泊管理業者である場合)	国土交通大臣 (xx) 第xxxxxxxx号	
	賃貸住宅管理業者登録簿の登録番号(賃貸住宅管理業者である場合)	国土交通大臣 (xx) 第xxxxxxxx号	
	介護保険サービスの事業所番号・サービス種別 (介護保険法に規定する介護保険サービスの指定等を受けた事業所(施設)が実施する場合)	xxxxxxxxxx 訪問介護	
	障害福祉サービスの事業所番号・サービス種別 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスの指定等を受けた事業所(施設)が実施する場合)	xxxxxxxxxx 居宅介護	

個人の場合

氏名	(ふりがな)		生年月日	
住所	(郵便番号)		(電話番号)	
法定代理人 (未成年である場合)	法人・個人の別	☐ 法人 ☐ 個人		
	商号、名称又は氏名	(ふりがな)	生年月日 (個人の場合)	
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号)	(電話番号)	
	法人の役員 (法人の場合)	別添2のとおり		
	宅地建物取引業の免許証番号 (宅地建物取引業者である場合)			
	住宅宿泊管理業の登録番号 (住宅宿泊管理業者である場合)			
	賃貸住宅管理業者登録簿の登録番号 (賃貸住宅管理業者である場合)			
	介護保険サービスの事業所番号・サービス種別 (介護保険法に規定する介護保険サービスの指定等を受けた事業所(施設)が実施する場合)			
	障害福祉サービスの事業所番号・サービス種別 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスの指定等を受けた事業所(施設)が実施する場合)			

☑ 宅地建物取引業・住宅宿泊管理業・賃貸住宅管理業の免許等を受けている場合は、法人の役員について法第42条第4号に掲げる暴力団員等がないことが制度上明らかであるため、法人の役員の氏名等の記載を省略可。また、宅地建物取引業の免許を受けている場合は、誓約書(別添)における使用人についても同様。
(省令第7条ただし書)

1-2. 援助実施者（賃貸人以外が行う場合）

法人の場合

商号、名称	(ふりがな) NP0ほうじん●●		
NP0法人○○			
住所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号 XXX-XXXX)	(電話番号 XX-XXXX-XXXX)	
●●県●●市○○ X-X-X			
代表者氏名	(ふりがな) ●●●●●●●● ○○ ○○	生年月日	XXXX年XX月XX日
法人の役員	別添3のとおり		
宅地建物取引業の免許証番号（宅地建物取引業者である場合）	●●県知事免許 (xx) xx号		
住宅宿泊管理業の登録番号（住宅宿泊管理業者である場合）	国土交通大臣 (xx) 第XXXXXXXX号		
賃貸住宅管理業者登録簿の登録番号（賃貸住宅管理業者である場合）	国土交通大臣 (xx) 第XXXXXXXX号		
介護保険サービスの事業所番号・サービス種別 (介護保険法に規定する介護保険サービスの指定等を受けた事業所（施設）が実施する場合)	XXXXXXXXXX 訪問介護		
障害福祉サービスの事業所番号・サービス種別 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスの指定等を受けた事業所（施設）が実施する場合)	XXXXXXXXXX 居宅介護		

個人の場合

氏名	(ふりがな)		
住所	(郵便番号)		
法定代理人 (未成年である場合)	法人・個人の別	☐ 法人 ☐ 個人	
	商号、名称又は氏名	(ふりがな)	
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号)	
	法人の役員 (法人の場合)	別添4のとおり	
	宅地建物取引業の免許証番号 (宅地建物取引業者である場合)		
	住宅宿泊管理業の登録番号 (住宅宿泊管理業者である場合)		
	賃貸住宅管理業者登録簿の登録番号 (賃貸住宅管理業者である場合)		
	介護保険サービスの事業所番号・サービス種別 (介護保険法に規定する介護保険サービスの指定等を受けた事業所（施設）が実施する場合)		
	障害福祉サービスの事業所番号・サービス種別 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスの指定等を受けた事業所（施設）が実施する場合)		

☑ 宅地建物取引業・住宅宿泊管理業・賃貸住宅管理業の免許等を受けている場合は、法人の役員について法第42条第4号に掲げる暴力団員等がないことが制度上明らかであるため、法人の役員の氏名等の記載を省略可。また、宅地建物取引業の免許を受けている場合は、使用人についても同様。
(省令第7条ただし書)

2. 居住安定援助の内容及び提供の対価に関する事項

2-1. 要援助者に対する安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎの内容

安否確認	方法 (該当するものすべて)		☒ 通信機器 ☐ 訪問 ☒ 電話 ☐ SNS ☐ その他 ()	☒ 安否確認の方法・頻度は適切か(添付書類に記載)
	頻度*	(最低)	1日1回	
	異常発生後の対応フロー		☒ あり ☐ なし	☒ 委託する場合は委託事業者名を記載しているか ※想定の場合は、(想定)と記載すること
	委託事業者 (想定を含む)		あり(株式会社●●)	
見守り	方法 (該当するものすべて)		☒ 訪問 ☒ その他 (スマートフォンでのビデオ通話)	☒ 見守りの方法・頻度は適切か (添付書類に記載)
	頻度*	(最低)	月に1回	
	委託事業者 (想定を含む)		なし	
福祉サービスへのつなぎ	つなぎ先リスト		☒ あり ☐ なし	☒ つなぎの内容は適切か (添付書類に記載)
	適切につないだことを確認できる 対応フロー		☒ あり ☐ なし	
	委託事業者 (想定を含む)		なし	

※最低頻度のみ記載すること。

☒ 対価は不当に高額でないか

2-2. 安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎの提供の対価

安否確認	～	円/月・回
見守り	～	円/月・回
福祉サービスへのつなぎ	～	円/月・回
合計額 (設定している場合)	3,000 ～ 4,000	円/月

2-3. 2-1以外の居住安定援助の内容及び提供の対価(ある場合)

(内容) 通院付添	対価(月額・1時間・1回)	1,000 ～ 3,000 円
--------------	---------------	-----------------

- ☒ ・要援助者以外の者に対して安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎを行う場合
・(要援助者・要援助者以外の者にかかわらず)安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎ以外のサポートを提供する場合 は、2-3.にその内容・対価を記載

- ☒ 有料老人ホームに該当しないか

①老人を入居させ、②当該老人に対して「介護」、「食事の提供」、「家事」又は「健康管理」の少なくとも一つのサービスを提供する場合に該当

2-4. その他居住安定援助の提供の条件に関する事項

- ・入居を受け入れる範囲は高齢者・子育て世帯等だが、居住安定援助のうち通院同行については高齢者世帯のみを対象に提供する

☒ 専用賃貸住宅が1戸以上か			
3. 居住安定援助賃貸住宅の棟数・戸数			
申請棟数		2	棟
申請戸数	認定住宅	20	戸
	専用賃貸住宅	7	戸
4. 入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲（範囲を定める場合）			
入居を受け入れることとする主な住宅確保要配慮者	☒ 低額所得者 ☐ 被災者（災害から3年以内） ☒ 高齢者 ☒ 障害者 ☒ 子どもを養育している者 ☐ 外国人 ☐ 中国残留邦人等 ☐ 児童虐待を受けた者 ☐ DV被害者 ☐ ハンセン病療養所入所者等 ☐ 帰国被害者等 ☐ 犯罪被害者等 ☐ 保護観察対象者等 ☐ 刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等 ☐ 困難な問題を抱える女性 ☐ 生活困窮者 ☐ 国土交通大臣が指定する災害の被災者 ☐ その他都道府県又は市区町村の供給促進計画において定められた者	詳細がある場合は以下に具体的に記入 ☒ 特定の要配慮者を不当に制限するものでないか ☒ 入居を受け入れることとする要配慮者が著しく少数となるものでないか ☒ 記入内容と選択した属性に矛盾が無いのか	
II. 棟別の事項（複数棟申請する場合は、住棟ごとに作成すること）			
5. 居住安定援助賃貸住宅の名称及び所在地			
住宅の名称	（ふりがな）●●●はいつ ●●●ハイツ		
所在地 （住居表示※）	（郵便番号 ●●●-●●●●） ●●●県●●●市△△X-X-X		
住宅に関する権原	☒ 1. 所有権 ☐ 2. 賃借権 ☐ 3. 使用貸借権 （期間 年 月 日から 月 日まで）		
※住居表示が決まっていない場合には、地名地番を記載すること。			
6. 居住安定援助賃貸住宅の規模並びに構造及び設備			
居住部分の規模※	（最小）		18 m ²
	（最大）		35 m ²
構造及び設備	共同利用設備	☒ あり ☐ なし	
	☐ 共同居住型賃貸住宅として使用		
構造	鉄骨造		
着工又は竣工の年月	☐ 着工 ☒ 竣工 2000 年 3 月		
その他	☐ 認定後に耐震改修の工事を行い、工事完了後に耐震性等を確保する場合 （工事完了予定 年 月）		
※認定申請対象戸数が1戸の場合には、「居住部分の規模」は「（最小）」の欄に記載すること。			

7. 居住安定援助賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件に関する事項

家賃の概算額※	(最低) 約	40,000 円	詳細は別添5のとおり (共同居住型賃貸住宅の場合は別添6)
	(最高) 約	80,000 円	
共益費の概算額※	(最低) 約	5,000 円	
	(最高) 約	円	
敷金の概算額※	(最低) 約	40,000 円	☒ 家賃が、近傍同種の住宅家賃と均衡を失しないか
	(最高) 約	80,000 円	
その他賃貸の条件に関する事項	なし		

※認定申請対象戸数が1戸の場合には、それぞれの概算額は「(最低)」の欄に記載すること。

8. 入居に関する問合せ先

商号、名称 又は氏名	●●株式会社 ●●部 ●● ●●
連絡先※	XX-XXXX-XXXX

※「連絡先」欄には連絡のとれる電話番号を記載すること。

別添1 <賃貸人が法人の場合>

役員名簿（賃貸人用）

商号、名称	●●株式会社
-------	--------

氏名	生年月日	役名等
(ふりがな) ●●●●● ●●●●● ●● ●●	xxxx年xx月 xx 日	代表取締役
(ふりがな) ●●●●● ●●●●● ●● ●●	xxxx年xx月 xx 日	●●支店支店長
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		

☑ 宅地建物取引業・住宅宿泊管理業・賃貸住宅管理業の免許等を受けている場合は法第42条第4号に掲げる暴力団員等に該当しないことが制度上明らかであるため、法人の役員の名等の記載を省略可(省令第7条ただし書)

☑ 役員の範囲は、当該業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者(役職名ではなく、これらと同等以上の支配力を有すると認められるかで判断)

別添2 <賃貸人の法定代理人が法人の場合>

役員名簿（賃貸人の法定代理人用）

商号、名称	●●株式会社
-------	--------

氏名	生年月日	役名等
(ふりがな) ●●●● ●●●● ●● ●●	xxxx年xx月xx日	代表取締役
(ふりがな) ●●●● ●●●● ●● ●●	xxxx年xx月xx日	●●支店支店長
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		

☑ 宅地建物取引業・住宅宿泊管理業・賃貸住宅管理業の免許等を受けている場合は法第42条第4号に掲げる暴力団員等に該当しないことが制度上明らかであるため、法人の役員の氏名等の記載を省略可（省令第7条ただし書）

☑ 役員の範囲は、当該業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（役職名ではなく、これらと同等以上の支配力を有すると認められるかで判断）

別添3<援助実施者が法人の場合>

役員名簿（援助実施者用）

商号、名称	NPO法人〇〇
-------	---------

氏名	生年月日	役名等
(ふりがな) ●●●● ●●●● 〇〇 〇〇	xxxx年xx月xx日	代表理事
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		

☑ 宅地建物取引業・住宅宿泊管理業・賃貸住宅管理業の免許等を受けている場合は法第42条第4号に掲げる暴力団員等に該当しないことが制度上明らかであるため、法人の役員の氏名等の記載を省略可（省令第7条ただし書）

☑ 役員の範囲は、当該業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（役職名ではなく、これらと同等以上の支配力を有すると認められるかで判断）

別添4 <援助実施者の法定代理人が法人の場合>

役員名簿（援助実施者の法定代理人用）

商号、名称	NPO法人
-------	-------

氏名	生年月日	役名等
(ふりがな) ●●●● ●●●● ●● ●●	xxxx年xx月xx日	代表理事
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		

☑ 宅地建物取引業・住宅宿泊管理業・賃貸住宅管理業の免許等を受けている場合は法第42条第4号に掲げる暴力団員等に該当しないことが制度上明らかであるため、法人の役員の氏名等の記載を省略可（省令第7条ただし書）

☑ 役員の範囲は、当該業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（役職名ではなく、これらと同等以上の支配力を有すると認められるかで判断）

別添5<一般住宅の場合>

住宅の規模及び設備等

1. 居住安定援助賃貸住宅の名称

●●ハイツ

※棟ごとに作成すること。

2. 専用部分の規模及び設備等

専用部分 の床面積 (㎡)	設備※ ¹					住戸数 (戸)	住戸番号 (該当するものを 全て記載)	月額家賃 (概算額) (円)	新築住宅 ・既存住宅 の別※ ²
	完 備	便 所	台 所	収 納	浴 室				
18		○		○	○	5	101, 102, 103, 104, 105	40,000～ 45,000円	
20～25		○	○		○	3	201, 202, 203	50,000～ 60,000円	
25～35	○					2	301, 302	70,000～ 80,000円	
								～ 円	
								～ 円	
								～ 円	
								～ 円	

注1) 住戸のタイプ別(規模、設備及び新築住宅と既存住宅の別)にまとめて記載すること。

注2) 設備欄の『完備』は、各戸に便所、台所、収納及び浴室の全てを備えるものを表す。

注3) 浴室はシャワー室を含む。

※1 有りの場合のみ○を記載すること。完備の場合は、完備の欄のみ○を記載すること。

※2 新築住宅の場合のみ○を記載すること。

3. 共同利用設備等

設備等※	
台所	○
収納	○
浴室	

※有りの場合のみ○を記載すること。

- ☑ 居室部分の規模(最小)が基準を満たしているか
- ☑ 設備基準を満たしているか
- ☑ 家賃が、近傍同種の住宅家賃と均衡を失しないか

別添6 <共同居住賃貸住宅(シェアハウス)の場合>

住宅の規模及び設備等（共同居住型賃貸住宅用）

1. 居住安定援助賃貸住宅の名称

●●ハウス

※棟ごとに作成すること。

- ☒ 専用部分(最小)の床面積が基準を満たしているか
☒ 設備基準を満たしているか
☒ 家賃が、近傍同種の住宅家賃と均衡を失しないか

2. 専用部分の規模及び設備等

専用部分 の床面積 (㎡)	設備※1						住戸数 (戸)	住戸番号 (該当する ものを全て 記載)	月額家賃 (概算額) (円)	新築住宅・ 既存住宅 の別※2
	完 備	便 所	洗 面	浴 室	台 所	洗 濯 室				
18～20		○	○	○			5	101～105	25,000～ 30,000円	
22		○	○		○		5	201～205	40,000～ 45,000円	
									～ 円	
									～ 円	

注1) 住戸のタイプ別（規模、設備及び新築住宅と既存住宅の別）にまとめて記載すること。

注2) 設備欄の『完備』は、各戸に便所、洗面、浴室、台所及び洗濯室の全てを備えるものを表す。

注3) 浴室はシャワー室を含む。

※1 有りの場合のみ○を記載すること。完備の場合は、完備の欄のみ○を記載すること。

※2 新築住宅の場合のみ○を記載すること。

3. 共同利用設備等

設備等※1	整備箇所数	想定利用住戸※2の 入居可能者数等※3	想定利用住戸の入居可能者数等／ 整備箇所数
便所			
洗面	○	2	10
浴室	○	2 (うち浴室(シャ ワー室を除く)の 数: 2)	10
台所	○	1	
居間	○	1	
食堂	○	1	
洗濯室	○	2	

- ☒ 整備箇所数の基準を満たしているか

※1 有りの場合のみ○を記載すること。

※2 想定利用住戸には、認定の対象としない住戸も含めること。

※3 ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の場合にあっては、共同居住型賃貸住宅（ひとり親世帯居住安定援助賃貸住宅を除く。）の入居可能者数及びひとり親世帯居住安定援助賃貸住宅の入居可能世帯数の合計数（以下同じ。）

- ☒ 延べ床面積が基準を満たしているか

4. 延べ床面積等

全住戸※の 入居可能者数等	当該地域における最低延べ床面積 (基本: 全住戸の入居可能者数×15+10)	住棟の延べ床面積 (㎡) ※
20	310	500

※全住戸数と延べ床面積には、認定の対象としない住戸も含めること。

(2)添付資料(任意様式)

■添付書類「誓約書」(任意様式)

誓約書の内容は、情報提供システムにより、申請時に統一的な内容で出力される

XXXX 年 XX 月 XX 日

●●市長 殿

(賃貸人)

●●県●●市●●X-X-X

●●株式会社

代表取締役 ●● ●●

(援助実施者(賃貸人と異なる場合))

●●県●●市○○-X-X

NPO法人○○

代表理事 ○○ ○○

誓 約 書

私は、次の各号のいずれにも該当することを誓約します。なお、認定申請者等の氏名、読み仮名、生年月日及び住所については、別添に記載するとおりです。

一 次に掲げるもののいずれにも該当しないこと

- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ハ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第56条第1項又は第2項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
- ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(リにおいて「暴力団員等」という。)
- ホ 心身の故障により居住安定援助賃貸住宅事業を適正に行うことができない者
- ヘ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからホまでのいずれかに該当するもの
- ト 法人であって、その役員又は使用人のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの
- チ 個人であって、その使用人のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの
- リ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- ヌ 建物の転貸借が行われている場合にあっては当該建物の所有者及び転貸人がイからリまでのいずれかに該当するもの

二 申請の内容が、次に掲げるもののいずれにも該当すること

- イ 消防法(昭和23年法律第186号)若しくは建築基準法(昭和25年法律第201号)又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定(ロに規定する規定を除く。)に違反しないものであること
- ロ 地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又はこれに準ずるものであること
- ハ 基本方針(居住安定援助賃貸住宅が市町村賃貸住宅供給促進計画に定められている市町村の区域内のものである場合にあっては基本方針及び市町村賃貸住宅供給促進計画、居住安定援助賃貸住宅が都道府県賃貸住宅供給促進計画に定められている都道府県の区域(当該市町村の区域を除く。)内のものである場合にあっては基本方針及び都道府県賃貸住宅供給促進計画)に照らして適切なものであること

誓約書の内容は、情報提供システムにより、申請時に統一
的な内容で出力される(記載例省略)

(別添)

1. 認定申請者が個人の場合

認定申請者				
氏 名	読み仮名	生年月日	性別	住 所
使用人				
氏 名	読み仮名	生年月日	性別	住 所
建物の転貸借が行われている場合にあっては当該建物の所有者及び転貸人				
氏 名	読み仮名	生年月日	性別	住 所
営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人				
氏 名	読み仮名	生年月日	性別	住 所

2. 認定申請者が法人の場合

当該法人の代表者				
氏 名	読み仮名	生年月日	性別	住 所
当該法人の役員				
氏 名	読み仮名	生年月日	性別	住 所
当該法人の使用人				
氏 名	読み仮名	生年月日	性別	住 所
建物の転貸借が行われている場合にあっては当該建物の所有者及び転貸人				
氏 名	読み仮名	生年月日	性別	住 所

(注1) 記入欄が不足する場合は、行を追加して記入してください。

(注2) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者については、「当該法人の役員」及び「当該法人の使用人」欄、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第7項に規定する住宅宿泊管理業者又は賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号）第2条第3項に規定する賃貸住宅管理業者については、「当該法人の役員」欄の記載を省略することができます。

■添付書類 居住安定援助の内容の概要図(任意様式)

☑ 確実に無事が確認できる体制になっているか

1. 安否確認

1-1. 事業実施計画（方法・体制・スケジュール）

担当人数・体制確保の見通し	対象人数	住棟名・住戸数	スケジュール	方法	無事が確認できない場合の対応
●人	6	●●レジデンス 6戸	14時	人感センサー	電話・訪問で無事を確認
●●に委託	1	●●レジデンス 1戸	10時	訪問	電話で無事を確認

※住棟・住戸番号ごとに記入し、欄が不足する場合は追加すること。

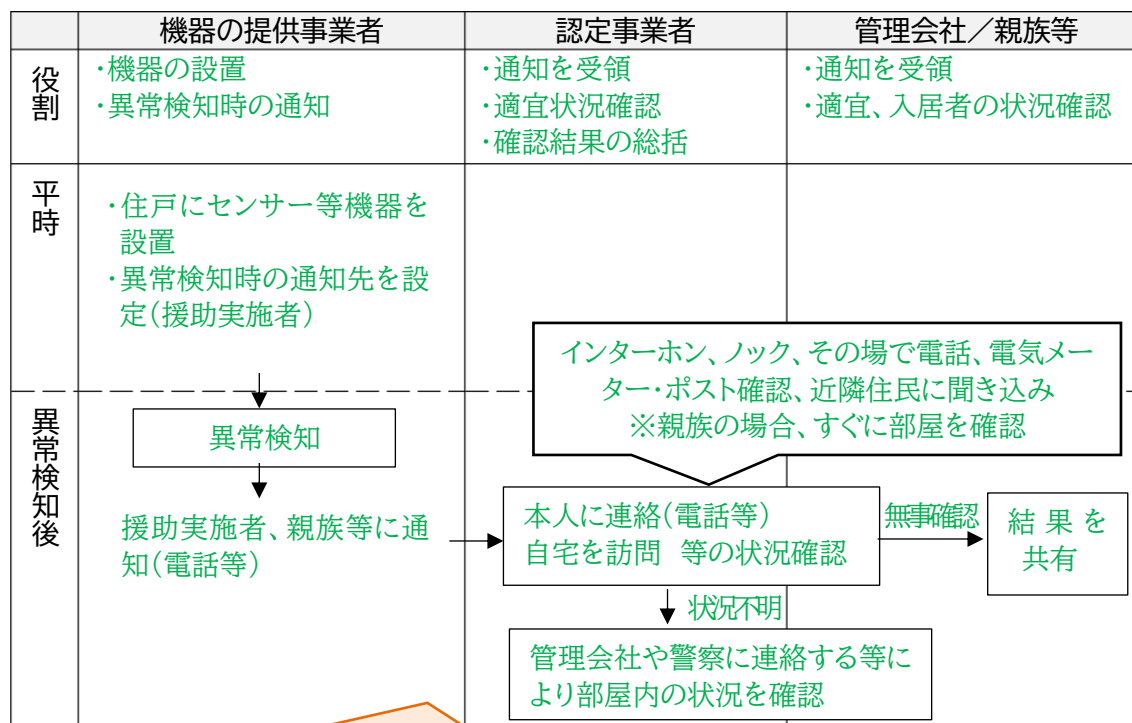
☑ 委託先が決まっている場合は、契約書(案でも可)を添付しているか
☑ 委託の場合、認定事業者が安否確認の結果を把握できるか

☑ 体制やスケジュールは無理のない計画か
※要援助者の入居見込み(最低限、専用住宅戸数分)に応じた体制の確保が見込まれているか

1-2. 安否確認機器の概要（機器による安否確認を行う場合）

機器の種類、仕様(異常検知の条件)等が確認できるもの
(記入例略) 機器のパフレット、取扱説明書

1-3. 安否確認の対応フロー



☑ フローに具体的な行動が記入され、安否確認の対応の流れが読み取れるか
☑ 異常検知後に入居者と連絡がとれない等の場合、認定事業者自身が現地確認を行うか、認定事業者自身が現地確認しない場合は現地確認の結果を認定事業者が把握できるフローになっているか。また、現地確認者と委託契約等を締結しているか(申請時に確定している場合のみ)

2. 見守り

2-1. 事業実施計画（方法・体制・スケジュール）

担当人数・体制確保の見通し	対象人数	住棟名・住戸数	スケジュール	方法	不在時の対応
○人	7	●●レジデンス 7戸	第3水曜日 13～17時	訪問	入居者と電話で日程調整のうえ、別日に訪問

☒ 委託先が決まっている場合は、契約書(案でも可)を添付しているか
☒ 委託の場合、認定事業者が見守りの結果を把握できるか

3. 福祉サービスへのつなぎ先

3-1. 実施計画

担当人数・体制確保の見通し	●人
---------------	----

3-2. つなぎ先リスト

主たる課題	自治体	自治体の相談機関	民間事業者、NPO法人等	同意書等の日付
生活に困窮する場合	○市生活支援課 ○○係 ○市保護課○○係	●●自立相談支援機関	○○市社会福祉協議会	
高齢により福祉サービス等の支援を必要とする場合	○市高齢者支援課○○係	●●地域包括センター	社会福祉法人○○会	2025. 10. 1
障害により福祉サービス等の支援を必要とする場合	○市障害者支援課○○係	●●基幹相談支援センター		

☒ つなぎ先が計画における「入居を受け入れることとする要配慮者の範囲」に応じた主たる課題別に、1件以上設定されているか
☒ 主たる課題別のつなぎ先に公的機関が含まれているか
☒ つなぎ先が民間事業者等の場合は同意書等を添付しているか

3-3. つなぎ先の同意書等 (書式例略、担当者のサイン、打合せの議事録等も可)

3-4. 見守りから福祉サービスへつなぐまでの対応フロー

①見守り等で福祉サービスの必要性を認識
②対応策を検討

```

graph TD
    A[入居者] -.->|"(⑩生活相談)"| B[認定事業者]
    B -- "③相談・調整" --> A
    B -- "④つなぎ先の紹介" --> C["つなぎ先  
(相談機関・サービス事業所等)"]
    C -- "⑦見守りで状況把握" --> B
    C -- "⑤連絡 (入居者の主体性に期待できる場合)" --> A
    C -- "⑥サービス提供" --> A
    B -- "⑤'同行・調整等 (支援が必要な場合)" --> C
        
```

☒ 体制やスケジュールは無理のない計画か
 ※要援助者の入居見込み(最低限、専用住宅戸数分)に応じた体制の確保が見込まれているか

46

■添付書類「居住安定援助賃貸住宅の規模及び設備の概要を表示した間取図(任意様式)」

(書式例略) 規模・設備が確認できるもの

■添付書類「耐震関係規定に適合又はこれに準ずるものであることを確認できる書類」(任意様式)＜竣工年月が新耐震基準以前の場合＞

(記入例略) 書類例

- ・耐震診断の結果報告書
- ・建設住宅性能評価書
- ・住宅瑕疵担保履行法第19条第2号の保険契約締結書

(3)参考資料

■参考資料 居住サポートと同様の一般向けサービスの利用料がわかる書類(任意様式)

サービス利用料一覧

◆見守り・安否確認

訪問	月 1 回	2,000円/月
センサー(電球)	電球のスイッチON/OFFで安否確認	駆けつけなし 2,000円/月
		駆けつけあり 4,000円/月

◆通院付添、買い物支援

平日	1 時間	1,000 ～ 2,500円
土日祝日	1 時間	2,500円
年末年始	1 時間	3,000円

3 変更、廃止等

3-1 変更

(1)関係する法令

法 第44条、第45条

省令第21条、第22条、第24条

(2)解説

1)基本的な考え方

○認定事業者が計画内容を変更する場合、変更申請が必要です。ただし軽微な内容（下表）を変更する場合は、申請ではなく、届出で可となります。

別記様式第2号の項目	「軽微な変更」の内容
1. 居住安定援助賃貸住宅事業を行う者	・ 認定事業者が法人の場合、法人の役員の氏名 ・ 認定事業者が未成年の個人でその法定代理人が法人の場合、その代表者及び役員の氏名
2. 居住安定援助の内容及び提供の対価に関する事項	・ 対価の減額
3. 居住安定援助賃貸住宅の棟数・戸数	・ 専用住宅の戸数の増加
4. 入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲	－
5. 居住安定援助賃貸住宅の名称及び所在地	・ 住宅の名称
6. 居住安定援助賃貸住宅の規模並びに構造及び設備	－
7. 居住安定援助の家賃その他賃貸の条件に関する事項	・ 家賃、敷金および共益費の概算額の減額
8. 入居に関する問合せ先	・ 連絡先の変更
その他	・ 認定主体が事業の実施に支障がないと認めるもの

2)留意事項

i)別記様式第2号の変更に伴い、別添及び添付書類の再提出が必要

○別記様式第2号の変更内容が別添及び添付書類に関わる場合、別添及び添付書類の再提出が必要です。

ii)別記様式第2号以外の変更は、変更申請・届出不要

○別添及び添付書類のみの変更、その他別記様式第2号以外の変更（例：下表）の場合は、変更申請・届出不要です。

居住安定援助 賃貸住宅	・専用住宅の位置 ・便所や台所、浴室等のリフォーム 等
居住安定援助	・安否確認を行う通信機器の位置の変更、交換 等

iii) 認定事業者の地位を承継する場合、別途、認定主体の承認が必要

○売買、相続、法人の合併等に伴い賃貸人等が変わる場合には、認定主体の承認を受けて、認定事業者の地位を引き継ぐことができます。引き継ぐ場合は、計画の変更申請及び、地位の承継の申請（別記様式第6号）が必要です。

iv) 認定住宅がセーフティネット登録住宅にも該当する場合、登録内容の変更も必要

○セーフティネット住宅への登録も行っている場合であって、別記様式第2号別紙のうち、以下の内容を変更する場合は、セーフティネット住宅の登録内容も変更する必要があります。

1. 居住安定援助 賃貸住宅事業 を行う者	賃貸人が法人の場合	商号、名称、代表者氏名、住所
	賃貸人が個人の場合	氏名、住所
4. 入居を受け入れることとする住宅確保要 配慮者の範囲	すべての項目	
5. 居住安定援助賃貸住宅の名称及び所在地	所在地	
6. 居住安定援助賃貸住宅の規模及び設備	すべての項目	
7. 居住安定援助賃貸住宅の家賃その他賃 貸の条件に関する事項	家賃の概算額、その他賃貸の条 件に関する事項	

(3)変更申請記入例

＜認定を受けた住棟はそのまま、認定住宅の戸数を5戸追加する場合の記入例＞
(〇〇アパート/20 m²/301～305 号室を追加)

別記様式第四号（第二十二条第一項関係）

年 月 日

都 道 府 県 知 事
市 区 の 長
福祉事務所設置町村の長

(賃貸人)

●●県●●市●●X-X-X

●●株式会社

代表取締役 ●● ●●

(援助実施者（賃貸人と異なる場合）)

●●県●●市〇〇X-X-X

NP0法人〇〇

代表理事 〇〇 〇〇

居住安定援助計画の変更申請書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 44 条第 1 項の規定に基づき、居住安定援助計画の変更の認定を申請します。

認定番号	XXXXXXXX			
変更に係る事項	変更前	変更後	変更予定 年月日	変更理由
別記様式第 2 号「3. 居住安定援助賃貸住宅の棟数・戸数」	認定住宅：20戸	認定住宅：25戸	令和 x 年 10月 1 日	認定住宅の戸数を追加するため
別記様式第 2 号「5. 居住安定援助賃貸住宅の規模及び設備」	居住部分の規模 (最小)：25m ²	居住部分の規模 (最小)：20m ²	同上	同上
別添 5「2. 専用部分の規模及び設備等」	専用部分の床面積：25～30m ² 住戸数：10戸 住戸番号：101～110、201～210	専用部分の床面積：20～30m ² 住戸数：15戸 住戸番号：101～110、201～210、301～305	同上	同上

- ☒ 変更後の内容が認定基準を満たしているか
(記入例の場合、追加する5戸の規模、構造及び設備等が認定基準を満たしているか)
- ☒ 別添資料及び添付書類を提出しているか
(記入例の場合、別添5及び添付資料「居住安定援助賃貸住宅の規模及び設備の概要を表示した間取図」が添付しているか)

<相続等に伴い賃貸人が変わる場合の記入例>

(親から相続し、事業を継承する場合)

■別記様式第6号(認定事業者の地位の承継に係る承認申請書)

※「地位の承継の事実を証する書類」(任意様式)を添付する

別記様式第六号 (第二十四条関係)		年 月 日
都 道 府 県 知 事 市 区 の 長 福祉事務所設置町村の長		(賃貸人) 東京都〇〇区〇〇町xx-xx □□ ××
認定事業者の地位の承継に係る承認申請書		
認定住宅の整備及び管理に必要な権原を取得したため、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第24条の規定に基づき、認定事業者の地位の承継の承認を申請します。		
認定番号	xxxxxxxx	
地位の承継前の居住安定援助賃貸住宅事業を行う者の商号、名称又は氏名	□□ △△	
承継予定年月日	令和x年x月x日	
地位の承継が生じた原因	相続	
備考 地位の承継の事実を証する書類及びその写しを添えて提出すること。		

■別記様式第4号

別記様式第四号 (第二十二条第一項関係)					年 月 日
都 道 府 県 知 事 市 区 の 長 福祉事務所設置町村の長					(賃貸人) 東京都〇〇区〇〇町xx-xx □□ ××
居住安定援助計画の変更申請書					
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第44条第1項の規定に基づき、居住安定援助計画の変更の認定を申請します。					
認定番号	xxxxxxxx				
変更に係る事項	変更前	変更後	変更予定 年月日	変更理由	
別記様式第2号「1. 居住安定援助賃貸住宅事業を行う者」	□□ △△	□□ ××	令和 x 年 x 月 x 日	相続による地位継承	

3-2 目的外使用

(1)関係する法令

法 第 50 条

省令 第 31 条、第 32 条、第 33 条

(2)解説

1)基本的な考え方

- 専用住宅の入居者を3か月以上確保できなかった場合（不動産ポータルサイト等への掲載により適切に入居者を募集していたにもかかわらず、入居者を確保することができなかった場合）に、認定主体の承認を受けて、一部の専用住宅を要援助者以外の者に賃貸することが可能です。

2)留意事項

i)専用住宅すべてを目的外使用しないこと

- 専用住宅は要援助者のための住宅であり、計画全体として1戸※以上設けることが必要です。そのため、専用住宅すべてを目的外使用することはできません（専用住宅が1戸の場合、目的外使用することはできません）。

※地方公共団体が専用住宅戸数の基準を強化している場合はその戸数以上

ii)定期建物賃貸借契約(契約期間は最大5年間)とすること

- 専用住宅は要援助者が入居する住宅であり、長期間、要援助者の入居を阻害しないことが必要です。このため、目的外使用する場合は、5年を上回らない期間を定めた定期建物賃貸借契約とする必要があります。

(3)申請記入例

<例:専用住宅 20 戸中のうち、2戸を目的外使用する場合>

■別記様式第9号(目的外使用に係る承認申請書)

別記様式第九号（第三十二条関係）		年 月 日
都 道 府 県 知 事 市 区 の 長 福祉事務所設置町村の長		(賃貸人) 東京都〇〇区〇〇町xx-xx □□ ××
目的外使用に係る承認申請書		
専用賃貸住宅の入居者を一定期間確保することができなかったため、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第 32 条の規定に基づき、住宅確保要配慮者の入居を阻害しない範囲で目的外使用することを申請します。		
認定番号	XXXXXXXX	
住戸番号 101, 102	目的外使用を行う住戸の 空室期間※	xxxx年 xx月 xx日～ xxxx年 xx月 xx日 (5 か月間)
	定期建物賃貸借の契約期間※	承認の日から 2 年間

※目的外使用を行う住戸番号ごとに記入し、欄が不足する場合は追加すること。

3-3 廃止

(1)関係する法令

法 第44条第3項、第58条
省令 第23条

(2)解説

- 居住安定援助賃貸住宅事業を終了する場合は、廃止届を提出してください。
- 事業を廃止した場合であっても、入居者と賃貸人が交わした建物の賃貸借契約には影響しないため、契約の効力は継続します。

(3)記入例

■別記様式第5号(居住安定援助賃貸住宅事業の廃止届出書)

別記様式第五号（第二十三条第一項関係）

年 月 日

都 道 府 県 知 事
市 区 の 長
福祉事務所設置町村の長

(賃貸人)

東京都〇〇区△△町xx-xx
〇〇 ××

居住安定援助賃貸住宅事業の廃止届出書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第44条第3項の規定に基づき、居住安定援助賃貸住宅事業の廃止を届け出ます。

居住安定援助賃貸住宅の名称※	□□荘
居住安定援助賃貸住宅の所在地※	東京都〇〇区□□町xx-xx
認定番号	xxxxxxxx
事業廃止予定日	xxxx年 xx月 xx日
事業廃止の理由	居住サポートの継続が難しいため

※複数棟ある場合は、「（いずれか一つの名称）ほか」と記載すること。

（例：Aハイツ、Bハイツ、Cハイツについて届け出る場合は「Aハイツ ほか」と記載すること）

4 帳簿、定期報告

4-1 帳簿

(1)関係する法令

法 第48条

省令第29条

(2)解説

○認定事業者は、居住サポート住宅の入居状況や居住サポートの実施状況を帳簿に記録する義務があります。

○帳簿の様式は任意ですが、省令第29条第1項の事項（下図）を網羅する必要があります。また、定期報告の別紙「Ⅲ 居住安定援助の実施状況」を回答できるような様式が望ましいです。

■帳簿に記録する項目

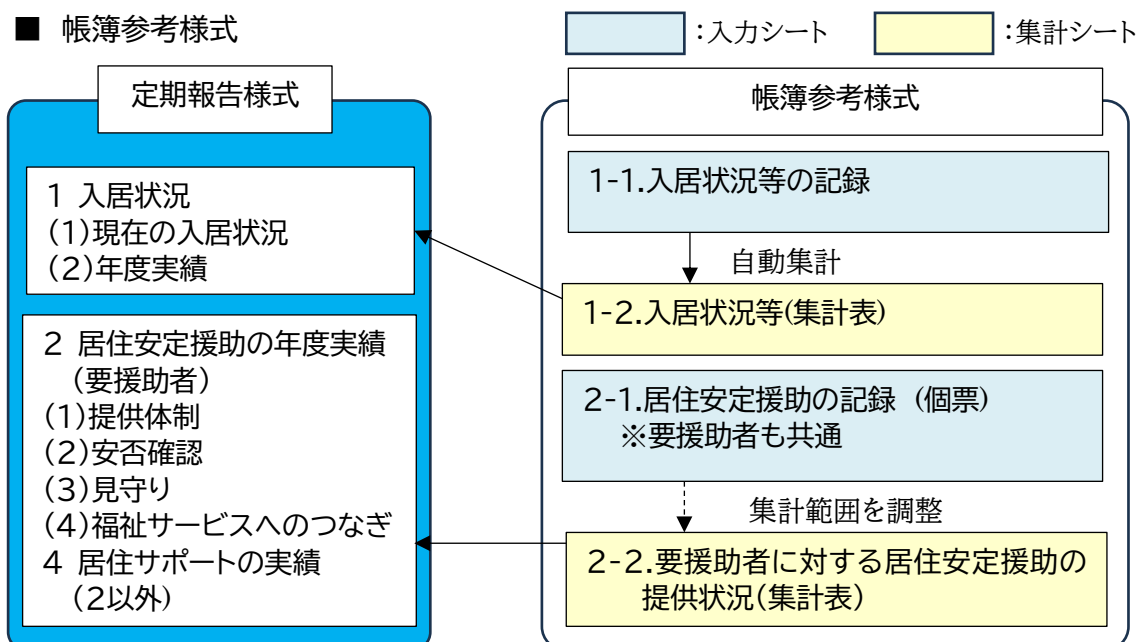
- ①居住サポート住宅に入居する全ての者（要配慮者以外の入居者も含む）の氏名、入居及び退居の年月日
- ②居住サポートの提供の対価及び提供の条件に関する事項
- ③要援助者に対する安否確認の異常検知記録（年月日・発生状況・入居者の状況と対応状況）
- ④要援助者に対する見守りの記録（年月日・入居者の状況）
- ⑤要援助者に対する福祉サービスへのつながりの記録（年月日・つながり先・内容）

(3)参考様式

○帳簿の参考様式を以下に提示します。入居状況等の記録に入力すると、入居状況は集計される形式になっています。居住サポートの提供状況は参考様式をもとに加工して、集計することが可能です。

○入居者別居住サポートの提供状況（個票）は1室1名を想定して作成しています。個票をもとに1室に居住サポートが必要な2名以上が入居する場合は、1室で集計をまとめて記載する等の対応が必要です。

■ 帳簿参考様式



参考様式1-1.入居状況等の記録

○常に最新の行を表示

入居者が「退居」した場合または住宅種別（専用住宅／専用住宅以外）を変更するため「住宅の提供を終了」した場合はグレイアウトし、最新の状況のみ表示する書式設定を行っています。

【帳簿記入例の前提】 ※サポ住：居住サポート住宅 専用：居住サポート住宅（専用住宅）
・サポ住認定7戸（うち専用2戸、専用以外のサポ住5戸） 101、103、104、201、202、203、204
・認定時は 101と 103 を専用住宅⇒運用時に 103と 104 を専用住宅（101 はサポ住として入居）

緑字：入力 黒字：自動表示 黄色：年度計（定期報告に使用）

住戸番号	住宅種別	住宅の提供期間		入居者氏名	入居期間		要援助者	専用住宅チェック	サポート期間		提供する居住サポートの内容				居住サポートの利用料(円/月or円/回)				
		開始日	終了日		入居日	退居日			開始日	終了日	安否確認	見守り	つなぎ	その他の内容	合計額※	安否確認	見守り	つなぎ	その他
															※設定している場合				
101	専用	2025/10/1	2026/1/31	○○	2025/10/1	2026/1/31	○	OK	2025/10/1	2026/1/31	○	○	○	通院付添	¥5,000				¥1,000
101	非専用	2026/2/1		□□	2026/2/1		-	OK	2026/2/1		○	○	-	なし		¥2,000	¥2,000		
103	専用	2025/10/1		△□○	2025/10/1		○	OK	2025/10/1		○	○	○	通院付添	¥5,000				¥1,000
104	非専用	2025/10/1	2026/1/31	●◇	2025/10/1	2026/1/31	○	OK	2025/10/1	2026/1/31	○	○	○	なし	¥4,000				
104	専用	2026/2/1		空き			-	OK						なし					
201	非専用	2025/10/1		◇○	2026/2/1		-	OK	2026/2/1		-	○	-	買い物支援			¥2,000		¥500
202	非専用	2025/10/1		□◇	2025/10/1		-	OK			-	-	-	なし					
203	非専用	2025/10/1		○△	2025/12/1		○	OK	2026/1/1		○	○	○	なし	¥5,000				
204	非専用	2025/10/1	2025/11/30	空き			-	OK						なし					
204	非専用	2025/12/1		□○	2025/12/1		○	OK	2026/1/1		○	○	○	なし	¥4,000				
住戸記入チェック	OK		年度計	サポ住入居戸数	8		5							3					
				要配慮者	7				要援助者以外		1	2	0						



下にく

住戸記入チェック
・入居者の有無に関わらず、すべての住戸が1行ずつ表示されていない場合は「NG」と表示されます。
⇒退居または住宅種別を変更して入居がない住戸も1行追加して「空き」と入力します。

専用住宅チェック
・入居者が要援助者でない場合は「NG」と表示されます。
⇒住宅種別を「専用」から「サポ住」に変更するとエラーが回避されます。その場合、要援助者が入居または空き家を「専用」に変更し、全体の提供数を申請内容に合わせます。

上表からの続き

提供方法	提供の条件	属性（要配慮者は重複可）							要配慮者
		安否確認	見守り	低額所得者	被災者	高齢者	障害者	子育て	その他要配慮者
機器	訪問					○			○
機器	訪問					○			○
機器	訪問					○			○
電話	訪問					○			○
-	訪問						○		○
-	-							○	-
機器	訪問					○			○
電話	訪問			○			○		○
				1	0	5	2	0	0
				1	0	4	1	0	0

参考様式1- 2.入居状況等(集計表)

■全体の種別戸数

緑字:入力

黒字:自動表示

(1)認定内容

a.認定住宅 (サポ住)	7	b.うち 専用住宅	2
-----------------	---	--------------	---

:定期報告項目

専用住宅:定期報告様式の専用賃貸住宅

認定住宅(サポ住):居住サポート住宅

(2) 2026/3/31 現在の住宅戸数と入居戸数

提供 住宅	①認定住宅 戸数	7	②うち 専用住宅	2
----------	-------------	---	-------------	---

入居 戸数	③サポ住 入居	6	④うち 要配慮者	5	⑤うち 要援助者	3	⑥空き戸 数①-③	1
----------	------------	---	-------------	---	-------------	---	--------------	---

※年月日を年度末にすると定期報告項目が集計される

※年月日を現在にすると、認定内容と提供状況が合致するか(適切に運用されているか)を(2)運用チェックで確認できる

運用チェック(認定内容と提供状況の確認)

サポ住提供チェック (①=a かどうか)	OK	専用提供チェック (②=b かどうか)	OK	専用住宅 チェック②≤⑤+⑥	OK
-------------------------	----	------------------------	----	-------------------	----

(3)定期報告内容(入居状況)

●現在の入居状況

認定住宅 戸数①	うち専用 住宅戸数 ②	認定住宅 入居戸数③	うち住宅確 保要配慮者 の入居戸数 ④	うち要援 助者の入 居戸数⑤	空き戸数 ⑥=①-③	専用住宅 チェック② ≤④+⑤
7	2	6	5	3	1	可

●年度実績

認定住宅入居戸数(累計)	うち住宅確保要配慮者 の入居戸数(累計)	うち要援助者の 入居戸数(累計)
8	7	5

	低額所得者	被災者	高齢者	障害者	子育て	その他 要配慮者
住宅確保要配慮者の入居戸数 (累計)の属性別内訳	1	0	5	2	0	0
うち要援助者の入居戸数(累計)の 属性別内訳	1	0	4	1	0	0

参考様式2-1.居住サポートの提供状況(個票:1シート1入居者)

■入居者情報

※要援助者以外(詳細な件数集計はしない)も個票は共通

住戸番号・氏名	101〇〇	要援助者	〇
---------	-------	------	---

緑字:入力

青字:自動表示

住戸内容	安否確認	機器	見守り	訪問	月1回	つなぎ	〇	その他	通院付添
------	------	----	-----	----	-----	-----	---	-----	------

年月日	安否確認(異常検知の対応記録)						見守り (実施した 日に○)	福祉サービスへのつなぎ						その他の 居住 サポート	対応内容等の記録	対応者
	異常検知	異常検知後						自治体		自治体の相談機関		民間事業者等				
		入居者異常 なし	入居者異常 あり	うち死亡	対応あり	対応なし		つなぎ先	○:新規 ●:継続	つなぎ先	○:新規 ●:継続	つなぎ先	○:新規 ●:継続			
2025/10/2	○	○													訪問の際、介護サービスの相談あり。地域包括支援センターに連絡	△△
2025/10/5							○			地域包括	○				訪問の際、地域包括支援センターにつなぎ、介護保険外サービスについて相談	△△
2025/11/5							○								訪問の際、宅配弁当の利用を確認。心身・生活状況に変化なし	△△
2025/11/6													○		〇〇内科への通院付添	△△
2025/12/5	○		○			○									19時異常検知。20時駆け付け、室内で倒れていたため、救急搬送し、一命をとりとめる。しばらく入院。	××
2026/1/6							○								退院後の自宅生活が困難なため、有料老人ホームへの転居が決定。月末退居となる。	△△
2026/1/15												○×セン ター	○		家財処分の事業者を紹介	△△
2026/1/31														○	有料老人ホーム〇〇へ転居(引越支援)	△△
合計	2	1	1	0	1	0	3		0		1		1			

↑異常検知回数

↑新規連絡先につないだ場合は〇、継続は●とし、
〇をカウント

- ☑ 「安否確認」の場合、異常の発生状況とその後の対応状況を記載
- ☑ 「見守り」の場合、把握した入居者の心身・生活の状況を記載
- ☑ 「福祉サービスへのつなぎ」の場合、つなぎの内容を記載
- ☑ その他の居住サポートの場合、内容を記載

参考様式2-2. 要援助者に対する居住安定援助の提供状況(集計表)

※空きは#REF!と表示されますが、合計欄には影響しません。合計欄は要援助者の行を合計しています。

■居住サポート件数等集計表(要援助者のみ)

緑字:入力

青字:自動表示

個票から自動入力

:定期報告に使用(年度計)

住戸番号+氏名	要援助者	安否確認								見守り		福祉サービスへのつなぎ						その他の居住サポート	属性 (新規つなぎ回数 属性別カウント用)					
		提供方法	異常検知件数	異常検知後						提供方法	延べ回数	自治体		自治体の相談機関		民間事業者等			低額所得者	被災者	高齢者	障害者	子育て	その他要配慮者
				入居者異常なし	入居者異常あり	うち死亡	対応あり	対応なし	つなぎ先			新規回数	つなぎ先	新規回数	つなぎ先	新規回数								
101〇〇	○	機器	2	1	1	0	1	0	訪問	3		0	地域包括支援センター	1	○×センター	1	通院付添			○				
101□□	-	機器	1	1	0	0	0	0	訪問	2		0		0		0	なし			○				
103△□〇	○	機器	1	1	0	0	0	0	訪問	6		0	地域包括支援センター	1		0	通院付添			○				
104●◇	○	電話	0	0	0	0	0	0	訪問	4		0	地域包括支援センター	1	高齢者住まい紹介センター/○×センター	2	なし			○				
104空き	-		#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!		###		#REF!		#REF!		#REF!	なし							
201◇〇	-	-	0	0	0	0	0	0	訪問	2		0		0		0	買い物支援				○			
202□◇	-	-	0	0	0	0	0	0	-	0		0		0		0	なし							
203〇△	○	機器	0	0	0	0	0	0	訪問	3		0		0		0	なし			○				
204空き	-		#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!		###		#REF!		#REF!		#REF!	なし							
204□〇	○	電話	0	0	0	0	0	0	訪問	3		0	基幹相談支援センター	1		0	なし	○			○			
合計			3	2	1	0	1	0		19		0		4		3	3							

4-2 定期報告

(1)関係する法令

法 第49条

省令第30条

(2)解説

- 定期報告は、「居住安定援助賃貸住宅事業」が適正に実施されているか等を確認するためのものです。認定された計画ごとに、年度単位の状況を認定事業者から認定主体へ報告（前年度の状況を4～6月に報告）します。
- 定期報告の実施依頼はシステムから認定事業者へ通知されます。定期報告は、前年度末時点で認定されている計画すべてを対象とします。
- 報告内容、確認事項は下表のとおりです。なお、認定主体が必要と認める事項を追加する場合があります。詳しくは、認定主体に確認してください。

報告内容		認定主体の確認事項
I 認定内容と現況との相違有無	認定内容との相違がないかを自己申告	⇒変更申請の必要性はないか、その他報告事項はあるか
II 業務の法令適合性	法令を遵守して業務を実施しているか自己申告	⇒業務が適正に実施されているか
III 事業の実施状況	居住サポート住宅として提供された戸数及び入居戸数、居住サポートの実施対象数や回数等を帳簿に基づき報告	⇒居住サポート住宅が適切に運用されているか、居住サポートが適切に実施されているか

3)記入例

- 別紙Ⅰについて、認定内容（下表①～⑩、⑫、⑭及び⑮）と現況に相違がある場合は変更申請が必要です。（届出で足りる項目は除く）
- 別紙Ⅲ－１について、高齢夫婦やひとり親世帯など、２人以上で入居している場合、入居状況については戸数（世帯数）で計上します。（例：高齢夫婦⇒１と計上）
- 一方、別紙Ⅲ－２、Ⅲ－３の居住サポートの提供状況は、各入居者に対する実施状況を計上します。
- 別紙Ⅲ－２、Ⅲ－３の居住安定援助の実施状況については、要援助者と要援助者以外で、報告内容が異なります。（下表参照）

	安否確認・見守り・福祉サービスへのつながり	左記以外の居住サポート (通院支援・買い物支援など)
要援助者	3つの居住サポートの提供 対象者数、実施状況 (別紙Ⅲ-2に記載)	居住サポートの内容、提供対象者数・属性 (別紙Ⅲ-3に記載)
要援助者以外		

- 別紙Ⅲ－２（４）福祉サービスへのつながりは、相談機関等別に新規でつないだ回数とします。なお、同一入居者でつなが先が異なる場合、つながを行った合計人数にすべて計上します。（例：101号室入居者を福祉事務所と地域包括支援センターにつないだ場合、２と計上）

別紙

I 認定計画の内容と現況との間の相違

認定内容（直近の認定事項（及び軽微な変更について届け出られた事項））と現在（ 年 月 日現在）の状況に相違がないかを記入してください。また、I について報告すべき事項があるときはその内容を記入してください。

※①～⑩、⑫、⑭及び⑮の内容に相違が「あり」の場合は変更申請してください。

内 容	相違の有無
① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	なし
② 居住安定援助賃貸住宅の位置	なし
③ 居住安定援助賃貸住宅の戸数	なし
④ 居住安定援助賃貸住宅の規模	なし
⑤ 居住安定援助賃貸住宅の構造及び設備	なし
⑥ 入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲	なし
⑦ 専用賃貸住宅の戸数 (戸数の増加は届出で足り、変更に係る認定申請不要)	なし
⑧ 居住安定援助賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件 (家賃、敷金及び共益費の減額は届出で足り、変更に係る認定申請不要)	なし
⑨ 居住安定援助の内容	なし
⑩ 居住安定援助の提供の対価その他提供の条件 (対価の減額は届出で足り、変更に係る認定申請不要)	なし
⑪ 法人である場合は役員の氏名 ※該当しない場合は「なし」と記入してください。	なし
⑫ 未成年者である場合は法定代理人の氏名 (法定代理人が法人である場合は、その代表者及び役員の氏名の変更に係る認定申請不要) ※該当しない場合は「なし」と記入してください。	なし
⑬ 居住安定援助賃貸住宅の名称	なし
⑭ 着工又は竣工の年月	なし
⑮ 居住安定援助賃貸住宅に関する権利の種別及び内容	なし
⑯ 居住安定援助賃貸住宅への入居に関する問合せを受けるための連絡先	なし
報告すべき事項があるときはその内容	

Ⅱ 業務の法令適合性

業務の現在（ 年 月 日現在）の状況と法令との適合性について記入してください。

（適合性「なし」の場合、理由の欄に具体的に記載してください。）

項目	内 容	適合性の有無
書面の交付及び説明	① 認定住宅入居者※に対し、入居契約を締結するまでに、居住安定援助の内容、入居契約の内容等について、書面の交付又は電磁的方法による提供をして説明している。	あり
帳簿の備付け	② 認定住宅入居者※に対する居住安定援助の内容等を帳簿に記載し保存している。	あり
	③ 帳簿は各年度の末日で閉鎖し、5年間保存している。	あり
目的外使用	④ （該当する場合）住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という。）第50条第1項に基づき承認を受けている。 ※該当しない場合は「なし」と記入してください。	なし
その他 遵守事項	⑤ 業務に関して広告をする場合において、表示についての方法を遵守している。	あり
	⑥ 認定住宅入居者※に対して説明した事項に変更があったときは、当該認定住宅入居者※に対し、その変更の内容について、書面の交付又は電磁的方法による提供をして説明している。	あり
	⑦ 認定住宅を良好な状態に保つように維持、修繕している。	あり
	⑧ 認定事業者自身を紹介することの対償として福祉サービス等事業者に金品等の利益を供与していない。	あり
	⑨ 認定住宅入居者※等を紹介することの対象として福祉サービス等事業者から金品等の利益を収受していない。	あり
	⑩ 居住安定援助について特定の認定住宅入居者※に対して不当な差別的取扱いをしていない。	あり
	⑪ 認定住宅入居者※が安心して生き生きと明るく生活できるよう必要な情報や居住安定援助を提供するとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を提供する等認定住宅入居者の居住の安定を図るように努めている。	あり
	⑫ プライバシーの確保に配慮した運営を行っている。	あり
	⑬ 居住安定援助の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、認定住宅入居者※に対し、当該居住安定援助の提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいよう説明を行っている。	あり
	⑭ 業務上知り得た認定住宅入居者※の秘密を漏らしていない。	あり
	⑮ 職員が業務上知り得た認定住宅入居者※の秘密を、当該職員の退職後も漏らさないような措置を講じている。	あり
	⑯ 基本方針及び賃貸住宅供給促進計画に照らして適切に業務を行っている。	あり
適合性なしの理由		

※法第46条第1項に規定する認定住宅入居者（認定住宅に入居する住宅確保要配慮者）をいう。

Ⅲ 居住安定援助賃貸住宅事業の実施状況

1 認定住宅の入居状況

(1) 現在の状況 (2026 年度末)

認定住宅 戸数①	うち専用賃貸 住宅戸数②	認定住宅 入居戸数 (※1) ③	うち住宅確 保要配慮者 の入居戸数 ④	うち要援助 者(※2) の 入居戸数⑤	空き戸数 ⑥ =①-③	専用賃貸住宅 の供給状況 ②≤⑤+⑥	専用賃貸住宅 の供給状況 不可の場合 の理由等
20	7	19	10	6	1	可	

(※1) 住宅確保要配慮者以外の者が入居する認定住宅の戸数を含む。

(※2) 「要援助者」とは、省令第14条第1号柱書に規定する者のことをいう。

(2) 年度実績 (2026 年度)

認定住宅入居戸数 (累計)	うち住宅確保要配慮者の 入居戸数 (累計)	うち要援助者の 入居戸数 (累計)
28	15	7

(※) 一の年度中に、一の住戸に2 (以上) の世帯が入居した場合は、「入居戸数 (累計)」は「2 (以上)」と記載する。(例: 4～9月にA世帯、10～3月にB世帯が入居した場合は、「2」と記載する。)

	低額 所得者	被災者 (災害から 3年以内)	高齢者	障害者	子どもを 養育して いる者	その他 住宅確保要配慮者
住宅確保要配慮者の 入居戸数 (累計) の 属性別内訳	8		10			
うち要援助者の 入居戸数 (累計) の 属性別内訳	3		7			

(※) 一の住戸に入居する住宅確保要配慮者が複数の属性に該当する場合は、当該住宅確保要配慮者が該当する属性全てに計上する。(例: 高齢者かつ障害者である者が入居した場合は、高齢者に1、障害者に1を計上する。) 一の住戸に入居する世帯に、属性の異なる複数の住宅確保要配慮者が含まれる場合は、当該世帯の住宅確保要配慮者が該当する属性全てに計上する。(例: 一の住戸に、高齢者である親と障害者である子が入居した場合は、高齢者に1、障害者に1を計上する。)

2 要援助者に対する居住安定援助 (安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎ) の年度実績 (年度)

(1) 要援助者に対する居住安定援助 (安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎ) の提供体制

外部委託の有無	☒ あり ☐ なし
委託の内容	一部の要援助者 (1名) に対する訪問サービス事業者による見守り
外部委託契約書の有無	☒ あり ☐ なし
外部委託の特記事項	

(2) 要援助者に提供した安否確認 (1日に1回以上) の実施状況

実施方法 (該当するもの すべて)	☒ 機器 ☐ 訪問 ☒ 電話 ☐ SNS ☐ その他 ()	
延べ異常検知回数	6	
異常検知後 の対応結果	入居者の状況	異常あり (1 件) ⇒うち死亡件数 (0 件) 異常なし (5 件)
	入居者の状況 異常ありの場合の 対応状況	対応あり (1 件) 対応なし (件) ⇒理由 ()

(3) 要援助者に提供した見守り（1ヶ月に1回以上）の実施状況

実施方法	訪問	
延べ実施回数	80回	
実施状況	☒ 1ヶ月に1回以上見守りを実施した	
	実施していない場合の理由	

(4) 要援助者に提供した福祉サービスへのつながりの実施状況

つながりを行った合計人数
4

新規につなぎを行った合計回数

属性(重複可)	自治体		自治体の相談機関		民間事業者等	
	つながり先名	新規回数	つながり先名	新規回数	つながり先名	新規回数
低額所得者			●●自立相談支援機関	2		
被災者 (災害から3年以内)						
高齢者			●●地域包括支援センター	2		
障害者						
子どもを 養育している者						
その他 住宅確保 要配慮者						

実施状況	☒ 要援助者に必要なつながりを実施した	
	☐ 福祉サービスにつなぐ必要がなかった	
	☐ その他 ()	

3 認定住宅入居者^(※1)に対する居住安定援助(「2 要援助者に対する居住安定援助(安否確認・見守り・福祉サービスへのつながり)」以外)の年度実績(2026年度)

提供した居住安定援助(「2 要援助者に対する居住安定援助(安否確認・見守り・福祉サービスへのつながり)」以外)の内容 ^(※2)	提供を受けた認定住宅入居者数	提供を受けた認定住宅入居者の主な属性 ^(※3)
安否確認	3	障害者(要援助者でない)
通院付添	2	高齢者

(※1) 法第46条第1項に規定する認定住宅入居者(認定住宅に入居する住宅確保要配慮者)をいう。

(※2) 「認定住宅入居者(要援助者以外)に対し、居住安定援助を実施した場合」及び「要援助者に対し、安否確認・見守り・福祉サービスへのつながり以外の居住安定援助を実施した場合」について記載。

(※3) 低額所得者、被災者(災害から3年以内)、高齢者、障害者、子育てをする者、その他住宅確保要配慮者(具体的に記載)。

1 居住サポート住宅に関する事業の概要 ※令和7年6月時点

セーフティネット住宅・居住サポート住宅の改修費支援

セーフティネット住宅・居住サポート住宅について、改修費に係る費用に対して補助を行う。

国による直接補助 【スマートウェルネス住宅等推進事業の内数】		地方公共団体を通じた補助 【社会資本整備総合交付金等の内数】
事業主体等	大家等	大家等、地方公共団体
補助対象 工事等	① バリアフリー改修工事(外構部分のバリアフリー化を含む) ② 耐震改修工事 ③ 共同居住用住居に用途変更するための改修工事 ④ 間取り変更工事 ⑤ 子育て対応改修工事(子育て支援施設の併設を含む) ⑥ 防火・消火対策工事 ⑦ 交流スペースを設置する改修工事 ※ 上記工事に係る調査設計計画(インスペクションを含む)及び居住支援法人がセーフティネット登録住宅を見守り等の居住支援を行う住宅として運営するための必要な改修工事に伴う準備費用(工事期間中の借上げ費用(家賃3か月分(一定の要件を満たす場合、最大1年間分)を限度))も補助対象	⑧ 省エネルギー改修工事 ⑨ 安否確認のための設備の改修工事 ⑩ 防音・遮音工事 ⑪ 居住のために最低限必要な改修(発災時に被災者向け住居に活用できるものとして自治体に事前登録等されたものに限る) ⑫ 専門家によるインスペクションにより、構造、防水等について最低限必要と認められた工事(従前賃貸住宅を除く) ⑬ 居住支援協議会等が必要と認める改修工事
補助率・ 補助限度額	補 助 率 : 国1/3(地方公共団体を通じた補助の場合は国1/3+地方1/3) 国費限度額 : 50万円/戸 ・①～⑦を実施する場合、50万円/戸加算 ・①のうちエレベーター設置工事を実施する場合、15万円/戸加算し、車椅子使用者に必要な空間を確保したトイレや浴室等を整備するための工事を行う場合は、補助限度額を100万円/戸加算 ・⑤に加えて、②、④又は⑧を実施する場合、それぞれの工事の補助限度額の合計額(200万円/戸を超える場合は200万円/戸) ・⑤を実施する場合で、子育て支援施設併設は、1,000万円/施設	
入居対象者	・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等 ・低額所得者(月収15.8万円以下) ・被災者世帯 等	・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等(月収38.7万円以下) ・低額所得者(月収15.8万円以下) ・被災者世帯 等
対象住宅	専用住宅、居住サポート住宅	専用住宅 (地方公共団体が所有している場合を含む)、居住サポート住宅
管理要件	・管理期間が10年以上であること	・管理期間が10年以上であること ※ ただし、最初に入居した要配慮者の退居後、要配慮者を募集したものの2か月入居がない等の要件を満たす場合は要配慮者以外への入居が可能
家賃	・公営住宅に準じた家賃の額以下であること。	・近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失わない額であること。
その他 主な要件	・⑧を実施する場合、既にセーフティネット専用住宅として登録を受けているものも補助対象とする。 ・①、⑦、⑨、⑩を実施して居住サポート住宅にする場合、既にセーフティネット専用住宅として登録を受けているものも補助対象とする。 ・賃貸住宅供給促進計画を策定している自治体管内のセーフティネット登録住宅であること。	

国による直接補助の申請要領はこちら



↑セーフティネット専用住宅



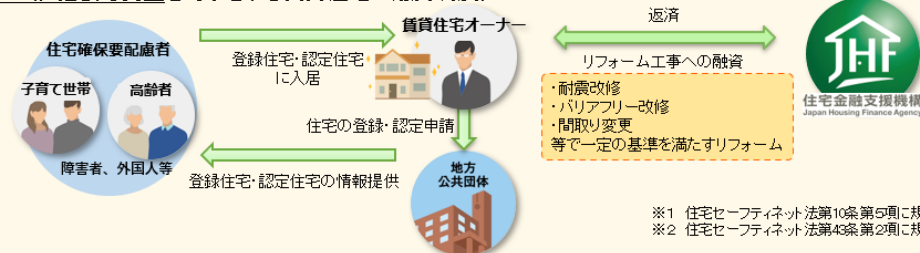
↑居住サポート住宅

「賃貸住宅リフォーム融資(住宅セーフティネット)」の概要

制度の概要

令和7年10月より認定住宅(居住サポート住宅)への融資開始を予定

○ 高齢者、子育て世帯等の「住宅確保要配慮者」が円滑に入居できる賃貸住宅として、住宅セーフティネット法に基づいて登録・認定されている「登録住宅※1」及び「認定住宅(居住サポート住宅)※2」をリフォームする資金や、登録・認定に向けたリフォームに必要な資金を対象とする賃貸住宅の融資制度。



※1 住宅セーフティネット法第10条第5項に規定する登録住宅をいう。
 ※2 住宅セーフティネット法第43条第2項に規定する認定住宅をいう。

●融資条件

事業要件	融資対象住宅を登録住宅又は認定住宅(居住サポート住宅)とすること
住宅の要件※	
住戸面積	制限なし
設備	制限なし
戸数	制限なし
建て方	制限なし
構造	制限なし

※ 機構の融資条件では「住宅の要件」は制限なし。
 登録住宅・認定住宅(居住サポート住宅)として登録・認定申請するための基準は、地方公共団体が定め、地方公共団体により内容は異なる。

●融資内容

資金用途	リフォーム資金
融資対象者	個人又は法人
融資額	融資の対象となる事業費の80%以内
返済期間	20年以内
返済方法	元利均等返済 又は 元金均等返済
融資金利	返済期間1～10年 : 1.35 % 返済期間11～20年 : 1.67 % 【R7.5現在】 ※耐震改修を併せて実施する場合は、0.2%の金利引下げ
担保	建物・土地に第1順位の抵当権を設定

空き家対策総合支援事業

空家法の空家等対策計画に基づき市区町村が実施する空き家の除却・活用に係る取組や、NPOや民間事業者等が行うモデル性の高い空き家の活用・改修工事等に対して支援（事業期間：平成28年度～令和7年度）

■ 空き家の除却・活用への支援（市区町村向け）

<空き家対策基本事業>

- 空き家の**除却**（特定空家等の除却、跡地を地域活性化のために計画的に利用する除却等）
- 空き家の**活用**（地域コミュニティ維持・再生のために10年以上活用）
- 空き家を除却した後の**土地の整備**
- 空き家の活用か除却かを判断するための**フィージビリティスタディ**
- 空家等対策計画の策定等に必要な空き家の**実態把握**
- 空き家の**所有者の特定**

※上記6項目は空き家再生等推進事業（社会資本整備総合交付金）でも支援が可能

- **空家等管理活用支援法人**による空き家の活用等を図るための業務

<空き家対策附帯事業>

- 空家法に基づく代執行等の円滑化のための**法務的手続等**を行う事業
（行政代執行等に係る弁護士相談費用、財産管理制度の活用に伴い発生する予納金等）

<空き家対策関連事業>

- 空き家対策基本事業とあわせて実施する事業

<空き家対策促進事業>

- 空き家対策基本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業

■ モデル的な取組への支援（NPO・民間事業者等向け）

<空き家対策モデル事業>

- 調査検討等支援事業（ソフト）
（創意工夫を凝らしたモデル性の高い取組に係る調査検討やその普及・広報等への支援）
- 改修工事等支援事業（ハード）
（創意工夫を凝らしたモデル性の高い空き家の改修工事・除却工事等への支援）

※モデル事業の補助率

調査検討等：定額 除却：国2/5、事業者3/5 活用：国1/3、事業者2/3

<補助率>

空き家の所有者が実施

除却	国	地方公共団体	所有者
	2/5	2/5	1/5

※市区町村が実施する場合は国2/5、市区町村3/5
※代執行等の場合は国1/2、市区町村1/2

空き家の所有者が実施

活用	国	地方公共団体	所有者
	1/3	1/3	1/3

※市区町村が実施する場合は国1/2、市区町村1/2

空家等管理活用支援法人が実施

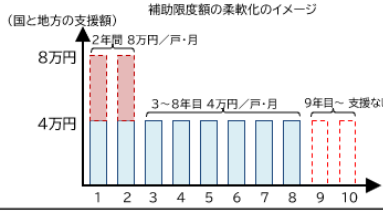
支援法人による業務	国	地方公共団体
	1/2	1/2

空き家の活用



地域活性化のため、空き家を地域交流施設に活用

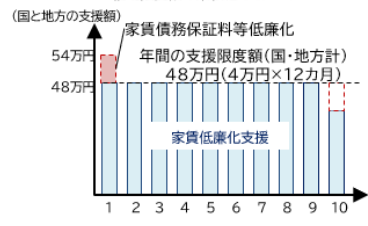
セーフティネット住宅・居住サポート住宅の家賃低廉化支援

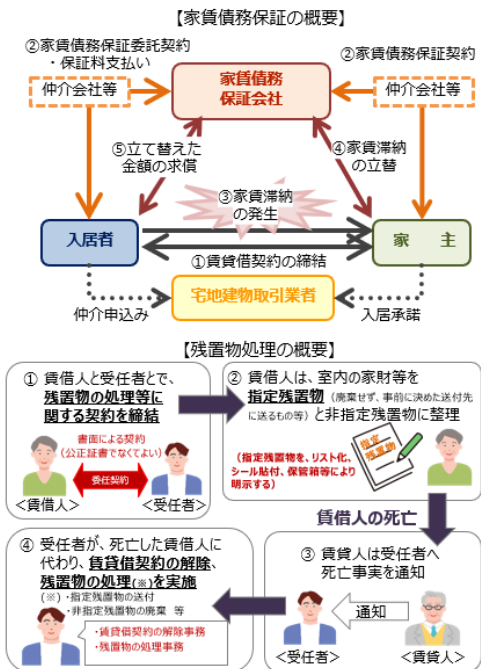
	家賃低廉化に係る補助
事業主体等	大家等、地方公共団体(公営住宅等長寿命化計画等で公営住宅の総管理戸数の削減を位置付けている地方公共団体)
対象世帯	月収15.8万円(収入分位25%)以下の世帯 ※ 子育て世帯・新婚世帯は月収21.4万円(収入分位40%)以下、多子世帯は月収25.9万円(収入分位50%)以下
補助率・補助限度額	補助率：国1/2 + 地方1/2 国費限度額：原則2万円/戸・月、国費総額240万円/戸 国費総額が240万円を超えない場合、以下の柔軟化が可能 ・コロナ対応の場合：4万円/戸・月 ・三大都市圏：4万円/戸・月 ・政令市、中核市(三大都市圏除く)：3万円/戸・月 ※ 公営住宅並み家賃への引下げに対応した額の1/2までを限度とする ※ 住宅扶助と併用する場合(最長6か月まで可能)、合計が住宅扶助基準額以内 ※ 月収15.8万円を超える子育て世帯等についても、家賃債務保証料等低廉化補助、セーフティネット住宅・居住サポート住宅への住替え補助との併用可 
対象住宅	専用住宅、居住サポート住宅
低廉化前の家賃	近傍同種家賃と均衡を失しないこと
支援期間	・管理開始から原則10年以内 ただし、①又は②の場合は延長可能 ① 国費総額で240万円/戸内で、地方公共団体の定める期間 ② 建替え・除却予定の公営住宅の従前居住者の場合は10年ごとに延長可能 ※ 月収15.8万円を超える子育て世帯・多子世帯は最大6年間、新婚世帯は最大3年間
その他の主な要件	・原則として、賃貸人が当該住宅の入居者を公募すること ※ 以下のいずれにも該当する場合は公募要件を適用除外とする。 1) 地方公共団体が、就労や子育て等を理由に当該住宅に住み続けることが必要な者を対象として家賃低廉化支援を行うことを、賃貸住宅供給促進計画等に位置付けること 2) 地方公共団体が、補助対象となる住宅について公募を行うこと 3) 他のSN住宅や公営賃貸住宅に対する応募状況等を勘案して、同等の要件を備えた公募中の住宅があり、当該住宅に(ア)応募がない、または(イ)応募があっても、現入居者の方が困窮度が高い場合であって、より困窮度の高い他の入居対象者の入居を阻害しないと認められること ・月収15.8万円を超える子育て世帯等(ひとり親世帯は除く)は、住宅の床面積が40㎡以上であること

セーフティネット住宅・居住サポート住宅の家賃債務保証料等低廉化支援

セーフティネット住宅・居住サポート住宅について、家賃債務保証料等の低廉化に係る費用に対して補助を行う。

家賃債務保証料等の低廉化に係る補助 赤字はR7当初予算における拡充事項

事業主体	家賃債務保証会社、保険会社等、地方公共団体
低廉化対象世帯	月収15.8万円(収入分位25%)以下の世帯 ※ 子育て世帯・新婚世帯は月収21.4万円(収入分位40%)以下、多子世帯は月収25.9万円(収入分位50%)以下 (ただし、家賃債務保証料等低廉化を行う者が入居者の所得を把握することが困難な場合であって、家賃の額が公営住宅並み家賃の額以下である場合には、この限りでない。)
低廉化の対象となる費用	家賃債務保証料、孤独死・残置物に係る保険料、 死後事務委任契約に係る費用 、緊急連絡先引受けに係る費用
補助率・補助限度額	国1/2 + 地方1/2 (国費限度額：3万円/戸) ※ 補助の総額が国費で240万円を超えない限りにおいて、年間の補助限度額にかかわらず、家賃低廉化との併用が可能 ※ 月収15.8万円を超える子育て世帯等についても、家賃低廉化補助、セーフティネット住宅等への住替え補助との併用可 <補助限度額の柔軟化のイメージ> 
対象住宅	登録住宅、専用住宅、居住サポート住宅



セーフティネット住宅・居住サポート住宅への住替え支援

セーフティネット住宅・居住サポート住宅への住替え費用に対して補助を行う。

セーフティネット住宅・居住サポート住宅への住替えに係る補助	
事業主体	居住支援法人、居住支援協議会等、地方公共団体
対象世帯	①-1 災害リスクの高い区域※からの住替え ①-2 原形復旧を前提としない流域治水型の復旧事業を行う地域内の災害危険区域又は浸水被害防止区域からの住替え ※ 土砂災害特別警戒区域、災害危険区域(建築物の建築の禁止が定められた区域内に限る)
	② 低廉な家賃のセーフティネット住宅への住替え ※ 家賃が下がる場合に限る。ただし、子育て世帯・多子世帯、新婚世帯の場合には、この限りではない。
対象住宅	登録住宅、専用住宅、居住サポート住宅
補助対象	セーフティネット住宅・居住サポート住宅への住替え費用
補助率・補助限度額	補助率：国1/2+ 地方1/2 国費限度額：5万円/戸 ※ 月収15.8万円を超える子育て世帯等についても、家賃低廉化補助、家賃債務保証料等低廉化補助との併用可

【SN住宅等への住替えのイメージ】

① 災害リスクの高い区域や、原形復旧を前提としない流域治水型の復旧事業を行う地域からの早期の住替え支援



被災者等

SN住宅等

② 低額所得者の低廉な住宅への住替え支援



低額所得者

人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業

人生100年時代において、ライフステージに応じて変化する居住ニーズに対応して、高齢者、障害者、子育て世帯など誰もが安心して健康に暮らせる住環境の整備を促進するため、モデル的な取組に対して支援を行う。

概要

高齢者・障害者・子育て世帯等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する事業を公募し、先導性が認められた事業の実施について、その費用の一部を支援するもの

【事業①～⑤共通の補助要件】

- 新たな技術やシステムの導入に資するものであること、多様な世帯の互助や交流の促進に資するものであること
- 又は子育て世帯向け住宅等の住まい環境整備を行うものであること
- 住宅・建築物の新築を行う場合は、原則として省エネ基準に適合すること
- 住宅の整備を行う場合は、住宅以外の機能の整備（シェアハウス等における住宅内の共同空間の整備を含む。）をあわせて行うものであること

【補助内容】

補助率：建設工事費（建設・取得）1/10、改修工事費2/3、技術の検証費2/3 等
 上限額：3億円／案件（①課題設定型・②事業者提案型・④子育て住宅型・⑤子育て公営住宅型）
 500万円／案件（③事業育成型）

【期限】 令和6年度～令和10年度



応募要領等は
こちらから
ご確認ください
(<https://100nen-sw.mlit.go.jp/>)

事業内容

①課題設定型

設定された事業テーマに応じた先導的な取組への支援を行う事業

<事業テーマ（イメージ）>

1. 子育て世帯向け住環境の整備（例：子育て支援施設、ひとり親向けシェアハウス、IoT活用等による子供の見守り、こども食堂 など）
2. 多様な世帯の互助を促進する地域交流拠点の整備（例：共同リビング、こども食堂、障害者就労の組合せ など）
3. 長く健康に暮らせる高齢者住環境の整備（例：仕事、役割、介護予防、看取り など）
4. 住宅団地の再生や公営住宅ストックの活用につながる住環境の整備（例：子育て支援施設、多世代交流拠点、シェアオフィス など）
5. 障害者も安心して自立した生活のできる住環境の整備（例：車椅子使用者等のニーズに応じたバリアフリー環境の整備 など）

②事業者提案型

事業者が事業テーマを提案して行う先導的な取組への支援を行う事業

③事業育成型

上記①②の事業に力向け、調査・検討を支援する事業

④子育て住宅型※

子育て世帯への住環境の提供と、見守りや自立支援を併せて実施する取組への支援を行う事業

⑤子育て公営住宅型※

公営住宅ストックを活用し、子どもを産み育てやすい環境を整備する取組への支援を行う事業

※評価委員会が定めた要件への適合を評価事務局が審査

※土砂災害特別警戒区域及び災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域若しくは地すべり防止区域と重複する区域に限る）における住宅の新築は、原則、補助対象外

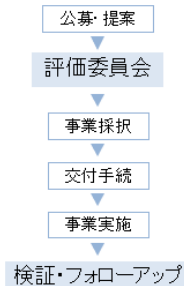
※「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害リスクゾーン内」で建設された住宅のうち、3戸以上のもので、都市再生特別措置法に基づく市町村長の勧告に送らなかった旨の公表にかかるものは、原則、補助対象外

※以下の（イ）かつ（ロ）に該当する区域に立地している住宅の新築は、原則、補助対象外

（イ）市街化調整区域

（ロ）土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（洪水浸水想定区域又は高瀬浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る）

事業の流れ

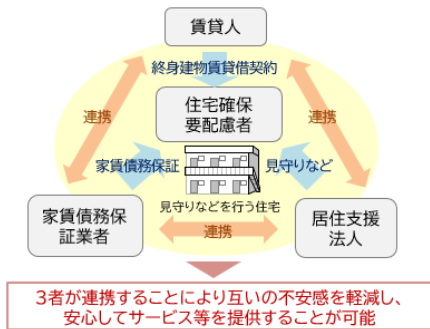


みんなが安心して住まいを提供できる環境整備モデル事業

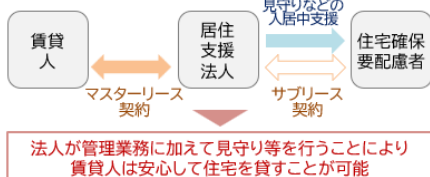
誰もが安心して暮らせる住まいの確保に向けて、居住支援法人、家賃債務保証業者、保険業者、賃貸人等が連携して実施する、見守りなどを行う住宅（居住サポート住宅など）等を供給する賃貸人等の不安感の軽減に資する先導的な取組に対して支援を行う。

事業主体	【多主体連携型】 居住支援法人、家賃債務保証業者、保険業者、賃貸人等 【サブリース型】 居住支援法人等
補助対象	事業を実施するための検討、試行、普及・広報に要する費用
補助率	定額
補助限度額	1事業あたり300万円／年
補助要件	【共通】 ・学識経験者等の意見を踏まえた上で、先導的な事業として選定した事業であること ・補助事業の成果に関する情報公開を行うものであり、国への情報提供に協力すること ・居住支援協議会への参加等地方公共団体との一定の連携が図られていること 【多主体連携型】 ・複数の事業者・団体が連携して事業を実施すること 【サブリース型】 ・サブリース又は買取りによりセーフティネット専用住宅又は見守りなどを行う住宅（居住サポート住宅など）等を提供する居住支援法人等が事業を実施すること
支援期間	最大3年間
事業期間	令和6年度～令和8年度 (令和8年度までに着手する事業を対象とし、最大3年間支援する。)

【多主体連携型】のイメージ



【サブリース型】のイメージ



2 セーフティネット住宅等との違い

		居住サポート住宅	セーフティネット住宅	サービス付き高齢者向け住宅
制度趣旨		日常生活を営むのに援助を必要とする 住宅確保要配慮者 （以下「要援助者」という。）に対し 居住支援法人等が入居中サポートを提供する住宅 の供給の促進	住宅確保要配慮者の 入居を拒まない住宅 の供給の促進	高齢者が 日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供 を受けることができる 良好な居住環境を備えた賃貸住宅 の供給促進
対象者		日常生活を営むのに援助を必要とする 住宅確保要配慮者 等	住宅確保要配慮者 等	60歳以上の者 または 要支援・要介護認定者 等
ハード基準	床面積	新築住宅：25㎡以上 （ただし、共用部分に共同で利用する台所等を備えることで、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保されるときは、 18㎡以上 ） 既存住宅：18㎡以上 （ただし、共用部分に共同で利用する台所等を備えることで、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保されるときは、 13㎡以上 ）		25㎡以上 （居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合には18㎡以上）
	構造・設備	・建築基準法、消防法に適合すること ・台所、トイレ、浴室等の設備を有すること ・耐震性能を有すること		台所、トイレ、浴室等の設備を有すること
	その他	－		バリアフリー構造 であること（廊下幅、段差解消、手すり設置等）
	サポート	認定事業者が 安否確認・見守り、福祉サービスへのつなぎ を実施	－	原則として、日中に 常駐する生活相談員 が、 状況把握サービス・生活相談サービス を実施
手続き		・ 大家と居住支援法人等 が共同で申請（賃貸人とサポート実施者が同一の場合は単独での申請も可） ・計画ごとに申請（複数建築物の申請や、建築物の一部住戸の申請も可） ・ 福祉事務所設置自治体の長が認定	・ 事業者 が申請 ・建築物ごとに申請（建築物の一部住戸の申請も可） ・ 都道府県知事等が登録	・ 事業者 が申請 ・建築物ごとに申請（建築物の一部住戸の申請も可） ・ 都道府県知事等が登録
供給方法		主として既存住宅の活用		・新築/既存住宅の活用
補助	改修費	対象：居住サポート住宅 （10年間の居住サポート住宅管理※要配慮者の入居を優先）	対象：セーフティネット専用住宅 （10年間の専用住宅管理）	対象 （10年間のサ高住登録）
	家賃低廉化	対象：居住サポート住宅	対象：セーフティネット専用住宅	－
	家賃債務保証料等低廉化	対象：居住サポート住宅	対象：セーフティネット住宅	－
	住替え	対象：居住サポート住宅	対象：セーフティネット住宅	－
住宅金融支援機構融資		対象：居住サポート住宅	対象：セーフティネット住宅	対象
認定・登録主体		福祉事務所設置自治体（市・特別区・一部の町村と都道府県）	都道府県・指定都市・中核市	都道府県・指定都市・中核市
専用住宅の運用		・入居者を要援助者に限定 ・1戸以上必要 ・専用住宅の位置を柔軟に運用	・入居者を要配慮者に限定 ・戸数の基準は設けていない ・住戸の位置は固定	－
目的外使用の可否		専用住宅：可（専用住宅2戸以上あり、一定期間空き室の場合）	－	可（改正法による改正後の高齢者の居住の安定確保に関する法律第19条の2第1項）
対象者以外の入居		可（専用住宅を除く）	可（専用住宅を除く）	不可

3 様式集

申請時	名称	様式名	掲載頁
○	居住安定援助計画の認定申請書	別記様式第二号	資料-8
－	心身の故障により認知等を適切に行うことができない状態となった場合の届出書	別記様式第三号	資料-20
－	居住安定援助計画の変更申請書	別記様式第四号	資料-21
－	居住安定援助賃貸住宅事業の廃止届出書	別記様式第五号	資料-22
－	認定事業者の地位の承継に係る承認申請書	別記様式第六号	資料-23
－	認定事業者の地位の承継の承認通知書	別記様式第七号	資料-24
－	居住安定援助賃貸住宅事業の定期報告書	別記様式第八号	資料-25
－	専用住宅の目的外使用に係る承認申請書	別記様式第九号	資料-30
－	代理納付を希望する旨の通知書	別記様式第十号	資料-31
○	添付書類 誓約書		資料-33
○	【参考様式】 添付書類 居住安定援助の内容の概要図	任意様式	資料-35
○	【参考様式】 添付書類 居住安定援助賃貸住宅の規模及び設備の概要を表示した間取図	任意様式	資料-36
○	【参考様式】 参考資料 居住サポートと同様の一般向けサービスの利用料がわかる書類	任意様式	資料-36

年 月 日

（都道府県知事
市区の長
福祉事務所設置町村の長） 殿

（賃貸人）

認定申請者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

（援助実施者（賃貸人と異なる場合））

認定申請者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

居住安定援助計画認定申請書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第40条第1項の規定に基づき、
居住安定援助計画について別紙のとおり認定を申請します。

備考

1. 認定申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
2. この書類は、居住安定援助賃貸住宅事業に係る居住安定援助賃貸住宅事業者を構成する賃貸人及び援助実施者ごとに作成することとし、居住安定援助賃貸住宅事業を廃止する場合には、当該居住安定援助賃貸住宅事業に係る居住安定援助賃貸住宅事業者を構成する賃貸人及び援助実施者ごとに廃止の届出を行うこととする。

別紙(新規)

I. 全体に係る事項

1. 居住安定援助賃貸住宅事業を行う者

1-1. 賃貸人

法人の場合

商号、名称	(ふりがな)		
住所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号)	(電話番号)	
代表者氏名	(ふりがな)	生年月日	
法人の役員	別添1のとおり		
	宅地建物取引業の免許証番号（宅地建物取引業者である場合）		
	住宅宿泊管理業の登録番号（住宅宿泊管理業者である場合）		
	賃貸住宅管理業者登録簿の登録番号（賃貸住宅管理業者である場合）		
	介護保険サービスの事業所番号・サービス種別 (介護保険法に規定する介護保険サービスの指定等を受けた事業所（施設）が実施する場合)		
	障害福祉サービスの事業所番号・サービス種別 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスの指定等を受けた事業所（施設）が実施する場合)		

個人の場合

氏名	(ふりがな)		生年月日	
住所	(郵便番号)	(電話番号)		
法定代理人 (未成年である場合)	法人・個人の別	☐ 法人 ☐ 個人		
	商号、名称又は氏名	(ふりがな)	生年月日 (個人の場合)	
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号)	(電話番号)	
	法人の役員 (法人の場合)	別添2のとおり		
		宅地建物取引業の免許証番号 (宅地建物取引業者である場合)		
	住宅宿泊管理業の登録番号 (住宅宿泊管理業者である場合)			
	賃貸住宅管理業者登録簿の登録番号 (賃貸住宅管理業者である場合)			
	介護保険サービスの事業所番号・サービス種別 (介護保険法に規定する介護保険サービスの指定等を受けた事業所（施設）が実施する場合)			
	障害福祉サービスの事業所番号・サービス種別 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスの指定等を受けた事業所（施設）が実施する場合)			

1-2. 援助実施者（賃貸人以外が行う場合）

法人の場合

商号、名称	(ふりがな)		
住所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号)	(電話番号)	
代表者氏名	(ふりがな)	生年月日	
法人の役員	別添3のとおり		
	宅地建物取引業の免許証番号（宅地建物取引業者である場合）		
	住宅宿泊管理業の登録番号（住宅宿泊管理業者である場合）		
	賃貸住宅管理業者登録簿の登録番号（賃貸住宅管理業者である場合）		
	介護保険サービスの事業所番号・サービス種別 (介護保険法に規定する介護保険サービスの指定等を受けた事業所（施設）が実施する場合)		
	障害福祉サービスの事業所番号・サービス種別 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスの指定等を受けた事業所（施設）が実施する場合)		

個人の場合

氏名	(ふりがな)		生年月日	
住所	(郵便番号)	(電話番号)		
法定代理人 (未成年である場合)	法人・個人の別	☐ 法人 ☐ 個人		
	商号、名称又は氏名	(ふりがな)	生年月日 (個人の場合)	
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号)	(電話番号)	
	法人の役員 (法人の場合)	別添4のとおり		
		宅地建物取引業の免許証番号 (宅地建物取引業者である場合)		
		住宅宿泊管理業の登録番号 (住宅宿泊管理業者である場合)		
	賃貸住宅管理業者登録簿の登録番号 (賃貸住宅管理業者である場合)			
	介護保険サービスの事業所番号・サービス種別 (介護保険法に規定する介護保険サービスの指定等を受けた事業所（施設）が実施する場合)			
	障害福祉サービスの事業所番号・サービス種別 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスの指定等を受けた事業所（施設）が実施する場合)			

2. 居住安定援助の内容及び提供の対価に関する事項

2-1. 要援助者に対する安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎの内容

安否確認	方法 (該当するものすべて)		☐ 通信機器 ☐ 訪問 ☐ 電話 ☐ SNS ☐ その他 ()
	頻度*	(最低)	
	異常発生後の 対応フロー		☐ あり ☐ なし
	委託事業者 (想定を含む)		
見守り	方法 (該当するものすべて)		☐ 訪問 ☐ その他 ()
	頻度*	(最低)	
	委託事業者 (想定を含む)		
福祉サー ビスへの つなぎ	つなぎ先リスト		☐ あり ☐ なし
	適切につないだ ことを確認できる 対応フロー		☐ あり ☐ なし
	委託事業者 (想定を含む)		

※最低頻度のみ記載すること。

2-2. 安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎの提供の対価

安否確認	～	円/月・回
見守り	～	円/月・回
福祉サービスへのつなぎ	～	円/月・回
合計額 (設定している場合)	～	円/月

2-3. 2-1以外の居住安定援助の内容及び提供の対価（ある場合）

(内容)	対価 (月額・1時間・1回)	～	円
	対価 (月額・1時間・1回)	～	円
	対価 (月額・1時間・1回)	～	円

2-4. その他居住安定援助の提供の条件に関する事項

--

3. 居住安定援助賃貸住宅の棟数・戸数

申請棟数			棟
申請戸数	認定住宅		戸
	専用賃貸住宅		戸

4. 入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲（範囲を定める場合）

入居を受け入れることとする主な住宅確保要配慮者	☐ 低額所得者 ☐ 被災者（災害から3年以内） ☐ 高齢者 ☐ 障害者 ☐ 子どもを養育している者 ☐ 外国人 ☐ 中国残留邦人等 ☐ 児童虐待を受けた者 ☐ DV被害者 ☐ ハンセン病療養所入所者等 ☐ 帰国被害者等 ☐ 犯罪被害者等 ☐ 保護観察対象者等 ☐ 刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等 ☐ 困難な問題を抱える女性 ☐ 生活困窮者 ☐ 国土交通大臣が指定する災害の被災者 ☐ その他都道府県又は市区町村の供給促進計画において定められた者	詳細がある場合は以下に具体的に記入
-------------------------	---	-------------------

II. 棟別の事項（複数棟申請する場合は、住棟ごとに作成すること）

5. 居住安定援助賃貸住宅の名称及び所在地

住宅の名称	(ふりがな)
所在地 (住居表示※)	(郵便番号)
住宅に関する権原	☐ 1. 所有権 ☐ 2. 賃借権 ☐ 3. 使用貸借による権利 (期間 年 月 日から 年 月 日まで)

※住居表示が決まっていない場合には、地名地番を記載すること。

6. 居住安定援助賃貸住宅の規模並びに構造及び設備

居住部分の 規模※	(最小)		m ²	詳細は別添5のとおり (共同居住型賃貸住宅の 場合は別添6)
	(最大)		m ²	
構造及び設備	共同利用設備	☐ あり ☐ なし		
	☐ 共同居住型賃貸住宅として使用			
	構造			
着工又は竣工の 年月	☐ 着工 ☐ 竣工			年 月
その他	☐ 認定後に耐震改修の工事を行い、工事完了後に耐震性等を確保する場合 (工事完了予定 年 月)			

※認定申請対象戸数が1戸の場合には、「居住部分の規模」は「(最小)」の欄に記載すること。

7. 居住安定援助賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件に関する事項

家賃の概算額※	(最低) 約	円	詳細は別添 5 のとおり (共同居住型賃貸住宅の場合は 別添 6)
	(最高) 約	円	
共益費の概算額※	(最低) 約	円	
	(最高) 約	円	
敷金の概算額※	(最低) 約	円	
	(最高) 約	円	
その他賃貸の条件 に関する事項			

※認定申請対象戸数が1戸の場合には、それぞれの概算額は「(最低)」の欄に記載すること。

8. 入居に関する問合せ先

商号、名称 又は氏名	
連絡先※	

※「連絡先」欄には連絡のとれる電話番号を記載すること。

別添1

役員名簿（賃貸人用）

商号、名称	
-------	--

氏名	生年月日	役名等
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		

別添2

役員名簿（賃貸人の法定代理人用）

商号、名称	
-------	--

氏名	生年月日	役名等
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		

別添3

役員名簿（援助実施者用）

商号、名称	
-------	--

氏名	生年月日	役名等
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		

別添4

役員名簿（援助実施者の法定代理人用）

商号、名称	
-------	--

氏名	生年月日	役名等
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		

住宅の規模及び設備等

1. 居住安定援助賃貸住宅の名称

--

※棟ごとに作成すること。

2. 専用部分の規模及び設備等

専用部分 の床面積 (㎡)	設備※ ¹					住戸数 (戸)	住戸番号 (該当するものを 全て記載)	月額家賃 (概算額) (円)	新築住宅 ・既存住宅 の別※ ²
	完 備	便 所	台 所	収 納	浴 室				
								～ 円	
								～ 円	
								～ 円	
								～ 円	
								～ 円	
								～ 円	
								～ 円	
								～ 円	
								～ 円	

注1) 住戸のタイプ別（規模、設備及び新築住宅と既存住宅の別）にまとめて記載すること。

注2) 設備欄の『完備』は、各戸に便所、台所、収納及び浴室の全てを備えるものを表す。

注3) 浴室はシャワー室を含む。

※1 有りの場合のみ○を記載すること。完備の場合は、完備の欄のみ○を記載すること。

※2 新築住宅の場合のみ○を記載すること。

3. 共同利用設備等

設備等※	
台所	
収納	
浴室	

※有りの場合のみ○を記載すること。

別添6

住宅の規模及び設備等（共同居住型賃貸住宅用）

1. 居住安定援助賃貸住宅の名称

--

※棟ごとに作成すること。

2. 専用部分の規模及び設備等

専用部分 の床面積 (㎡)	設備※1						住戸数 (戸)	住戸番号 (該当する ものを全て 記載)	月額家賃 (概算額) (円)	新築住宅・ 既存住宅 の別※2
	完 備	便 所	洗 面	浴 室	台 所	洗 濯 室				
									～ 円	
									～ 円	
									～ 円	
									～ 円	
									～ 円	

注1）住戸のタイプ別（規模、設備及び新築住宅と既存住宅の別）にまとめて記載すること。

注2）設備欄の『完備』は、各戸に便所、洗面、浴室、台所及び洗濯室の全てを備えるものを表す。

注3）浴室はシャワー室を含む。

※1 有りの場合のみ○を記載すること。完備の場合は、完備の欄のみ○を記載すること。

※2 新築住宅の場合のみ○を記載すること。

3. 共同利用設備等

設備等※1		整備箇所数	想定利用住戸※2の 入居可能者数等※3	想定利用住戸の入居可能者数等／ 整備箇所数
便所				
洗面				
浴室		(うち浴室(シャ ワー室を除く)の 数:)		
台所				
居間				
食堂				
洗濯室				

※1 有りの場合のみ○を記載すること。

※2 想定利用住戸には、認定の対象としない住戸も含めること。

※3 ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の場合にあっては、共同居住型賃貸住宅（ひとり親世帯居住安定援助賃貸住宅を除く。）の入居可能者数及びひとり親世帯居住安定援助賃貸住宅の入居可能世帯数の合計数（以下同じ。）

4. 延べ床面積等

全住戸※の 入居可能者数等	当該地域における最低延べ床面積 (基本：全住戸の入居可能者数×15+10)	住棟の延べ床面積 (㎡) ※

※全住戸数と延べ床面積には、認定の対象としない住戸も含めること。

年 月 日

（都道府県知事
市区の長
福祉事務所設置町村の長） 殿

（賃貸人）

届出者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

（援助実施者（賃貸人と異なる場合））

届出者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する
法律施行規則第19条の規定に係る届出書

下記の者は、精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったので、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第19条の規定に基づき、届け出ます。

記

氏名	
生年月日	
役名等	
届出者との関係	
認定番号	

備考

1. 届出者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
2. 病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付すること。

年 月 日

（都 道 府 県 知 事
市 区 の 長
福祉事務所設置町村の長） 殿

（賃貸人）

認 定 事 業 者 住 所
又は主たる事務所の所在地
氏 名 又 は 名 称
代 表 者 氏 名
（援助実施者（賃貸人と異なる場合））
認 定 事 業 者 住 所
又は主たる事務所の所在地
氏 名 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

居住安定援助計画の変更申請書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 44 条第 1 項の規定に基づき、居住安定援助計画の変更の認定を申請します。

認定番号				
変更に係る事項	変更前	変更後	変更予定 年月日	変更理由

備考

1. 変更の認定申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
2. 居住安定援助計画の変更が添付書類の変更を伴う場合にあっては、当該変更後の添付書類を添付すること。

年 月 日

（都道府県知事
市区の長
福祉事務所設置町村の長） 殿

（賃貸人）
届出者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者氏名
（援助実施者（賃貸人と異なる場合））
届出者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者氏名

居住安定援助賃貸住宅事業の廃止届出書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 44 条第 3 項の規定に基づき、居住安定援助賃貸住宅事業の廃止を届け出ます。

居住安定援助賃貸住宅の名称※	
居住安定援助賃貸住宅の所在地※	
認定番号	
事業廃止予定日	
事業廃止の理由	

※複数棟ある場合は、「（いずれか一つの名称）ほか」と記載すること。
（例：Aハイツ、Bハイツ、Cハイツについて届け出る場合は「Aハイツ ほか」と記載すること）

別記様式第六号（第二十四条関係）

年 月 日

（都道府県知事
市区の長
福祉事務所設置町村の長） 殿

（賃貸人）

申請者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者氏名
（援助実施者（賃貸人と異なる場合））
申請者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者氏名

認定事業者の地位の承継に係る承認申請書

認定住宅の整備及び管理に必要な権原を取得したため、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第 24 条の規定に基づき、認定事業者の地位の承継の承認を申請します。

認定番号	
地位の承継前の居住安定援助賃貸住宅事業を行う者の商号、名称又は氏名	
承継予定年月日	
地位の承継が生じた原因	

備考

地位の承継の事実を証する書類及びその写しを添えて提出すること。

別記様式第七号（第二十五条関係）

年 月 日

認定事業者 殿

（都 道 府 県 知 事
市 区 の 長
福祉事務所設置町村の長）

認定事業者の地位の承継の承認について（通知）

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律
施行規則第 24 条の規定に基づき申請のあった居住安定援助計画（第 号）に係る地位
の承継について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 45 条の規
定に基づき承認をしたので通知します。

年 月 日

（都道府県知事
市区の長
福祉事務所設置町村の長） 殿

（賃貸人）

認定事業者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者氏名
（援助実施者（賃貸人と異なる場合））

認定事業者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者氏名

居住安定賃貸援助賃貸住宅事業定期報告書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 49 条の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

認定番号	
住宅の名称※	
住宅の所在地※	

※複数棟ある場合は、「（いずれか一つの名称） ほか」と記載すること。
（例：Aハイツ、Bハイツ、Cハイツについて届け出る場合は「Aハイツ ほか」と記載すること）

別紙

I 認定計画の内容と現況との間の相違

認定内容（直近の認定事項（及び軽微な変更について届け出られた事項））と現在（ 年 月 日 現在）の状況に相違がないかを記入してください。また、I について報告すべき事項があるときはその内容を記入してください。

※①～⑩、⑫、⑭及び⑮の内容に相違が「あり」の場合は変更申請してください。

内 容	相違の有無
① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
② 居住安定援助賃貸住宅の位置	
③ 居住安定援助賃貸住宅の戸数	
④ 居住安定援助賃貸住宅の規模	
⑤ 居住安定援助賃貸住宅の構造及び設備	
⑥ 入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲	
⑦ 専用賃貸住宅の戸数 (戸数の増加は届出で足り、変更に係る認定申請不要)	
⑧ 居住安定援助賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件 (家賃、敷金及び共益費の減額は届出で足り、変更に係る認定申請不要)	
⑨ 居住安定援助の内容	
⑩ 居住安定援助の提供の対価その他提供の条件 (対価の減額は届出で足り、変更に係る認定申請不要)	
⑪ 法人である場合は役員の氏名 ※該当しない場合は「なし」と記入してください。	
⑫ 未成年者である場合は法定代理人の氏名 (法定代理人が法人である場合は、その代表者及び役員の氏名の変更に係る認定申請不要) ※該当しない場合は「なし」と記入してください。	
⑬ 居住安定援助賃貸住宅の名称	
⑭ 着工又は竣工の年月	
⑮ 居住安定援助賃貸住宅に関する権利の種別及び内容	
⑯ 居住安定援助賃貸住宅への入居に関する問合せを受けるための連絡先	
報告すべき事項があるときはその内容	

Ⅱ 業務の法令適合性

業務の現在（ 年 月 日現在）の状況と法令との適合性について記入してください。

（適合性「なし」の場合、理由の欄に具体的に記載してください。）

項目	内 容	適合性の有無
書面の交付 及び説明	① 認定住宅入居者*に対し、入居契約を締結するまでに居住安定援助の内容、入居契約の内容等について、書面の交付又は電磁的方法による提供をして説明している。	
帳簿の 備付け	② 認定住宅入居者*に対する居住安定援助の内容等を帳簿に記載し保存している。	
	③ 帳簿は各事業年度の末日で閉鎖し、5年間保存している。	
目的外使用	④ （該当する場合）住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という。）第50条第1項に基づき承認を受けている。 （該当しない場合は「なし」と記入してください。）	
その他 遵守事項	⑤ 業務に関して広告をする場合において、表示についての方法を遵守している。	
	⑥ 認定住宅入居者*に対して説明した事項に変更があったときは、当該認定住宅入居者*に対し、その変更の内容について、書面の交付又は電磁的方法による提供をして説明している。	
	⑦ 認定住宅を良好な状態に保つように維持、修繕している。	
	⑧ 認定事業者自身を紹介することの対償として福祉サービス等事業者から金品等の利益を供与していない。	
	⑨ 認定住宅入居者*等を紹介することの対償として福祉サービス等事業者から金品等の利益を収受していない。	
	⑩ 居住安定援助について特定の認定住宅入居者*に対して不当な差別的取扱いをしていない。	
	⑪ 認定住宅入居者*が安心して生き生きと明るく生活できるよう必要な情報や居住安定援助を提供するとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を提供する等認定住宅入居者の居住の安定を図るように努めている。	
	⑫ プライバシーの確保に配慮した運営を行っている。	
	⑬ 居住安定援助の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、認定住宅入居者*に対し、当該居住安定援助の提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいよう説明を行っている。	
	⑭ 業務上知り得た認定住宅入居者*の秘密を漏らしていない。	
	⑮ 職員が業務上知り得た認定住宅入居者*の秘密を、当該職員の退職後も漏らさないような措置を講じている。	
	⑯ 基本方針及び賃貸住宅供給促進計画に照らして適切に業務を行っている。	
適合性なし の理由		

※法第46条第1項に規定する認定住宅入居者（認定住宅に入居する住宅確保要配慮者）をいう。

Ⅲ 居住安定援助賃貸住宅事業の実施状況

1 認定住宅の入居状況

(1) 現在の状況 (年度末)

認定住宅 戸数①	うち専用賃貸 住宅戸数②	認定住宅 入居戸数 (※1) ③	うち住宅確 保要配慮者 の入居戸数 ④	うち要援助 者(※2)の 入居戸数⑤	空き戸数 ⑥ =①-③	専用賃貸住宅 の供給状況 ②≦⑤+⑥	専用賃貸住宅 の供給状況 不可の場合 の理由等

(※1) 住宅確保要配慮者以外の者が入居する認定住宅の戸数を含む。

(※2) 「要援助者」とは省令第14条第1号柱書に規定する者のことをいう。

(2) 年度実績 (年度)

認定住宅入居戸数 (累計)	うち住宅確保要配慮者の 入居戸数 (累計)	うち要援助者の 入居戸数 (累計)

(注) 一の年度中に、一の住戸に2 (以上) の世帯が入居した場合は、「入居戸数 (累計)」は「2 (以上)」と記載する。(例: 4～9月にA世帯、10～3月にB世帯が入居した場合は、「2」と記載する。)

	低額 所得者	被災者 (災害から 3年以内)	高齢者	障害者	子どもを 養育して いる者	その他 住宅確保要配慮者
住宅確保要配慮者の 入居戸数 (累計) の 属性別内訳						
うち要援助者の 入居戸数 (累計) の 属性別内訳						

(注) 一の住戸に入居する住宅確保要配慮者が複数の属性に該当する場合は、当該住宅確保要配慮者が該当する属性全てに計上する。(例: 高齢者かつ障害者である者が入居した場合は、高齢者に1、障害者に1を計上する。)
一の住戸に入居する世帯に、属性の異なる複数の住宅確保要配慮者が含まれる場合は、当該世帯の住宅確保要配慮者が該当する属性全てに計上する。(例: 一の住戸に、高齢者である親と障害者である子が入居した場合は、高齢者に1、障害者に1を計上する。)

2 要援助者に対する居住安定援助 (安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎ) の年度実績 (年度)

(1) 要援助者に対する居住安定援助 (安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎ) の提供体制

外部委託の有無	☐ あり ☐ なし
委託の内容	
外部委託契約書の有無	☐ あり ☐ なし
外部委託の特記事項	

(2) 要援助者に提供した安否確認 (1日に1回以上) の実施状況

実施方法 (該当するもの すべて)	☐ 通信機器 ☐ 訪問 ☐ 電話 ☐ SNS ☐ その他 ()		
延べ異常発生回数			
異常発生後 の対応結果	入居者の状況	異常あり (件) ⇒うち死亡件数 (件) 無 事 (件)	

年 月 日

都道府県知事
 市区の長
 福祉事務所設置町村の長

殿

（賃貸人）

認定事業者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

（援助実施者（賃貸人と異なる場合））

認定事業者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

目的外使用に係る承認申請書

専用賃貸住宅の入居者を一定期間確保することができなかったため、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第 32 条の規定に基づき、住宅確保要配慮者の入居を阻害しない範囲で目的外使用することを申請します。

認定番号		
住戸番号	目的外使用を行う住戸の空室期間※	年 月 日～ 年 月 日 （ か月間）
	定期建物賃貸借の契約期間※	

※目的外使用を行う住戸番号ごとに記入し、欄が不足する場合は追加すること。

別記様式第十号（第三十七条第一項関係）

年 月 日

保護の実施機関 殿

（賃貸人）

認定事業者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

（援助実施者（賃貸人と異なる場合））

認定事業者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

通 知 書

下記「代理納付された金品の返還に関する事項等」欄記載の内容をよく理解し、これらの事項に同意の上、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という。）第53条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

認定番号	
通知を行う者の区分	ア 住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員
	イ 住宅確保要配慮者居住支援法人
	ウ 賃貸住宅管理業者
	エ 登録家賃債務保証業者
	オ 住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員が団体である場合、その構成員
	カ アからオまでのいずれかに該当する者と共同で認定を受けている賃貸人
	キ アからオまでのいずれかに認定住宅の管理を委託する認定事業者
上記アの場合 （上記キの場合を含む。）	所属する住宅確保要配慮者居住支援協議会の名称
	住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員の氏名又は名称
上記イの場合 （上記キの場合を含む。）	住宅確保要配慮者居住支援法人の名称
	指定を受けた都道府県

上記ウの場合 (上記キの場合を含む。)	賃貸住宅管理業者の名称	
	賃貸住宅管理業者登録簿の登録番号	
上記エの場合 (上記キの場合を含む。)	登録家賃債務保証業者	
	登録番号	
上記オの場合 (上記キの場合を含む。)	所属する団体の名称	
	団体の構成員の氏名又は名称	
上記カの場合	共同で認定を受けている者の区分（ア～オのいずれかを記載）	
	共同で認定を受けている者の氏名又は名称	
被保護認定住宅 入居者の氏名 及び住所	氏 名	
	住 所	
毎月の家賃等の額	家 賃	円
	共 益 費	円
代理納付された金 品の返還に関する 事項等	ア 法第53条第2項に基づき、保護の実施機関により住宅扶助のための保護金品等をもって、家賃等の代理納付が行われた場合であって、①その金額が過分であるなど過誤払いがあったことが発覚したこと又は②被保護認定住宅入居者の保護の内容の変更、停廃止若しくは取消しがあったことなどにより、保護の実施機関から、既に代理納付された家賃等の全部又は一部の返還を求められたときは当該金品について、速やかに返還すること。 イ 法第53条第2項に基づき、保護の実施機関が住宅扶助のための保護金品等をもって代理納付を行う場合は、保護の実施機関は第三者の立場で被保護認定住宅入居者の家賃等の債務を弁済するものであって、賃貸人との関係で家賃等の債務を負うものではないこと。 ウ 保護の実施機関が代理納付を行う場合、代理納付を受ける認定事業者は、代理納付に必要な資料の提供等を行い、円滑な代理納付の実施に協力すること。	
その他特記事項		

備考

- 1 用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。
- 2 認定事業者が法人である場合には、代表者氏名も記載すること。
- 3 住宅扶助のための保護金品等とは、住宅扶助のための保護金品及び生活扶助のための保護金品のうち被保護者が賃借して居住する住宅に係る共益費をいう。
- 4 家賃等とは、家賃、補修その他住宅の維持のために必要な費用又は共益費をいう。

添付書類「誓約書」（任意様式）

年 月 日

（都道府県知事
市区の長
福祉事務所設置町村の長） 殿

（賃貸人）

認定申請者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者氏名
（援助実施者（賃貸人と異なる場合））
認定申請者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者氏名

誓約書

私は、次の各号のいずれにも該当することを誓約します。なお、認定申請者等の氏名、読み仮名、生年月日及び住所については、別添に記載するとおりです。

一 次に掲げるもののいずれにも該当しないこと

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ハ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第56条第1項又は第2項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（リにおいて「暴力団員等」という。）

ホ 心身の故障により居住安定援助賃貸住宅事業を適正に行うことができない者

ヘ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからホまでのいずれかに該当するもの

ト 法人であって、その役員又は使用人のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

チ 個人であって、その使用人のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

リ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

ヌ 建物の転貸借が行われている場合にあっては当該建物の所有者及び転貸人がイからリまでのいずれかに該当するもの

二 申請の内容が、次に掲げるもののいずれにも該当すること

イ 消防法（昭和23年法律第186号）若しくは建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定（ロに規定する規定を除く。）に違反しないものであること

ロ 地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又はこれに準ずるものであること

ハ 基本方針（居住安定援助賃貸住宅が市町村賃貸住宅供給促進計画に定められている市町村の区域内のものである場合にあっては基本方針及び市町村賃貸住宅供給促進計画、居住安定援助賃貸住宅が都道府県賃貸住宅供給促進計画に定められている都道府県の区域（当該市町村の区域を除く。）内のものである場合にあっては基本方針及び都道府県賃貸住宅供給促進計画）に照らして適切なものであること

(別添)

1. 認定申請者が個人の場合

認定申請者				
氏 名	読み仮名	生年月日	性別	住 所
使用人				
氏 名	読み仮名	生年月日	性別	住 所
建物の転貸借が行われている場合にあっては当該建物の所有者及び転貸人				
氏 名	読み仮名	生年月日	性別	住 所
営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人				
氏 名	読み仮名	生年月日	性別	住 所

2. 認定申請者が法人の場合

当該法人の代表者				
氏 名	読み仮名	生年月日	性別	住 所
当該法人の役員				
氏 名	読み仮名	生年月日	性別	住 所
当該法人の使用人				
氏 名	読み仮名	生年月日	性別	住 所
建物の転貸借が行われている場合にあっては当該建物の所有者及び転貸人				
氏 名	読み仮名	生年月日	性別	住 所

(注1) 記入欄が不足する場合は、行を追加して記入してください。

(注2) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者については、「当該法人の役員」及び「当該法人の使用人」欄、住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第7項に規定する住宅宿泊管理業者又は賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律(令和2年法律第60号)第2条第3項に規定する賃貸住宅管理業者については、「当該法人の役員」欄の記載を省略することができます。

添付書類 居住安定援助の内容の概要図（任意様式）

1. 安否確認

1－1. 事業実施計画（方法・体制・スケジュール）

担当人数・ 体制確保の 見通し	対象 人数	住棟名・住戸数	スケジュール	方法	無事が確認できない 場合の対応

※住棟・住戸番号ごとに記入し、欄が不足する場合は追加すること。

1－2. 安否確認機器の概要（機器による安否確認を行う場合）

--

1－3. 安否確認の対応フロー

--

2. 見守り

2－1. 事業実施計画（方法・体制・スケジュール）

担当人数・ 体制確保の 見通し	対象 人数	住棟名・住戸数	スケジュール	方法	不在時の対応

※住棟・住戸番号ごとに記入し、欄が不足する場合は追加すること。

3. 福祉サービスへのつなぎ先

3-1. 実施計画

担当人数・ 体制確保の見通し	
-------------------	--

3-2. つなぎ先リスト

主たる課題	自治体	自治体の相談 機関	民間事業者、 NPO法人等	同意書等の日付

※主たる課題ごとに記入し、欄が不足する場合は追加すること。

3-3. つなぎ先の同意書等

--

3-4. 見守りから福祉サービスへつなぐまでの対応フロー

--

添付書類 居住安定援助賃貸住宅の規模及び設備の概要を表示した間取図（任意様式）

--

参考資料 居住サポートと同様の一般向けサービスの利用料がわかる書類（任意様式）

--

4 関係法令

(1) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十三号) (抄)

第五章 居住安定援助賃貸住宅事業

第一節 居住安定援助計画の認定

(居住安定援助計画の認定)

第四十条 賃貸住宅に日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者を入居させ、訪問その他の方法によりその心身及び生活の状況を把握し、その状況に応じた利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他住宅確保要配慮者の生活の安定を図るために必要な援助を行う事業（以下「居住安定援助賃貸住宅事業」という。）を実施する者（以下この条において「居住安定援助賃貸住宅事業者」という。）は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、当該居住安定援助賃貸住宅事業に関する計画（以下「居住安定援助計画」という。）を作成し、次の各号に掲げる当該賃貸住宅の存する区域の区分に応じ、当該各号に定める者（以下「都道府県知事等」という。）に対し、当該居住安定援助計画が居住安定援助賃貸住宅事業を適切かつ確実に実施するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

- 一 市の区域 当該市の長
 - 二 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所を設ける町村の区域 当該町村の長
 - 三 その他の区域 当該区域を管轄する都道府県知事
- 2 居住安定援助計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 居住安定援助賃貸住宅事業に係る賃貸住宅（以下「居住安定援助賃貸住宅」という。）の位置
 - 三 居住安定援助賃貸住宅の戸数
 - 四 居住安定援助賃貸住宅の規模
 - 五 居住安定援助賃貸住宅の構造及び設備
 - 六 入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲を定める場合にあっては、その範囲
 - 七 入居者の資格を日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者又は当該住宅確保要配慮者と同居するその配偶者等（配偶者その他の親族で国土交通省令・厚生労働省令で定める者をいう。）に限る居住安定援助賃貸住宅（第五十条において「専用賃貸住宅」という。）の戸数（次条第四号において「専用户数」という。）
 - 八 居住安定援助賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件に関する事項
 - 九 日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者である入居者に提供する居住安定援助（訪問その他の方法により住宅確保要配慮者の心身及び生活の状況を把握し、その

状況に応じた利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他住宅確保要配慮者の生活の安定を図るために必要な援助を行うことをいう。以下同じ。)の内容

十 居住安定援助の提供の対価その他居住安定援助の提供の条件に関する事項

十一 その他国土交通省令・厚生労働省令で定める事項

3 居住安定援助計画には、第四十二条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

4 居住安定援助を行う者（第四十八条において「援助実施者」という。）と住宅確保要配慮者を入居させる賃貸人とは異なる場合であっても、これらの者が共同して第一項の認定の申請を行うときは、この章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、これらの者を一の居住安定援助賃貸住宅事業者とみなす。

5 居住安定援助賃貸住宅事業者は、都道府県知事又は第八十九条に規定する指定都市等の長に対する第一項の認定の申請を当該賃貸住宅に係る第九条第一項の登録の申請と併せて行う場合には、第二項の規定にかかわらず、同項第二号から第六号まで及び第八号に掲げる事項の記載を省略することができる。

（認定の基準）

第四十一条 都道府県知事等は、前条第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る居住安定援助計画が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、その認定をするものとする。

一 居住安定援助賃貸住宅の各戸の床面積が、国土交通省令・厚生労働省令で定める規模以上であること。

二 居住安定援助賃貸住宅の構造及び設備が、住宅確保要配慮者の入居に支障を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

三 前条第二項第六号に掲げる範囲が定められている場合にあっては、その範囲が、住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないものとして国土交通省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

四 専用户数が、国土交通省令・厚生労働省令で定める数以上であること。

五 居住安定援助賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件が、国土交通省令・厚生労働省令で定める基準に従い適正に定められているものであること。

六 入居者に提供する居住安定援助の内容が、住宅確保要配慮者の生活の安定を図るために必要なものとして国土交通省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

七 居住安定援助の提供の対価その他居住安定援助の提供の条件が、国土交通省令・厚生労働省令で定める基準に従い適正に定められているものであること。

八 その他基本方針（居住安定援助賃貸住宅が市町村賃貸住宅供給促進計画が作成されている市町村の区域内にある場合にあっては基本方針及び市町村賃貸住宅供給促進計画、居住安定援助賃貸住宅が都道府県賃貸住宅供給促進計画が作成されている都道府県の区域（当該市町村の区域を除く。）内にある場合にあっては基本方針及び都道府県賃貸住宅供給促進計画）に照らして適切なものであること。

(欠格条項)

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、第四十条第一項の認定を受けることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 三 第五十六条第一項又は第二項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 四 暴力団員等
- 五 心身の故障により居住安定援助賃貸住宅事業を適正に行うことができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの
- 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 七 法人であって、その役員又は国土交通省令・厚生労働省令で定める使用人のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
- 八 個人であって、その国土交通省令・厚生労働省令で定める使用人のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
- 九 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(認定の通知)

第四十三条 都道府県知事等は、第四十条第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けた者に通知しなければならない。

- 2 都道府県知事は、第四十条第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該認定を受けた居住安定援助計画に記載された第四十一条第一号及び第二号に掲げる基準に適合する居住安定援助賃貸住宅（以下「認定住宅」という。）の存する町村の長に通知しなければならない。

(居住安定援助計画の変更等)

第四十四条 第四十条第一項の認定を受けた者は、当該認定を受けた居住安定援助計画の変更（国土交通省令・厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。）をするときは、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事等の認定を受けなければならない。

- 2 前三条の規定は、前項の変更の認定について準用する。
- 3 第四十条第一項の認定（第一項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。）を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、計画の認定に係る居住安定援助賃貸住宅事業を廃止するときは、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。

(地位の承継)

第四十五条 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から認定住宅の敷地の所有権その他当該認定住宅の整備及び管理に必要な権原を取得した者は、国土交通省令・厚生労働省令で

定めるところにより、都道府県知事等の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

第二節 業務

（契約締結前の書面の交付及び説明）

第四十六条 認定事業者は、認定住宅に入居する住宅確保要配慮者（以下「認定住宅入居者」という。）に対し居住安定援助を行う場合には、当該住宅確保要配慮者に対し、入居契約を締結するまでに、居住安定援助の内容及びその提供の対価その他国土交通省令・厚生労働省令で定める事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

- 2 認定事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、認定住宅に入居しようとする住宅確保要配慮者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令・厚生労働省令で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該認定事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

（認定事業者の事業実施義務）

第四十七条 認定事業者は、計画の認定を受けた居住安定援助計画（変更があったときは、その変更後のもの。第四十九条及び第五十条第一項において「認定計画」という。）に従い、居住安定援助賃貸住宅事業を行わなければならない。

（帳簿の備付け等）

第四十八条 認定事業者（第四十条第四項に規定する場合にあっては、認定事業者である援助実施者）は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、居住安定援助に関する事項で国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

（都道府県知事等への定期報告）

第四十九条 認定事業者は、認定計画に基づく居住安定援助賃貸住宅事業の実施の状況その他国土交通省令・厚生労働省令で定める事項について、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、定期的に、都道府県知事等に報告しなければならない。

（専用賃貸住宅の目的外使用）

第五十条 認定事業者は、認定計画に記載された専用賃貸住宅の一部について入居者を国土交通省令・厚生労働省令で定める期間以上確保することができないときは、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事等の承認を受けて、その一部を第四十条第二項第七号に規定する者以外の者に賃貸することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の承認をしたときは、遅滞なく、その旨を当該承認に係る認定住宅の存する町村の長に通知しなければならない。
- 3 第一項の規定により専用賃貸住宅の一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法第三十八条第一項の規定による建物の賃貸借（国土交通省令・厚生労働省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。

（その他遵守事項）

第五十一条 この節に規定するもののほか、認定住宅入居者の居住の安定を確保するために認定事業者の遵守すべき事項は、国土交通省令・厚生労働省令で定める。

第三節 認定住宅に係る特例

（登録住宅に関する規定の準用）

第五十二条 第十八条及び第十九条の規定は、認定住宅について準用する。この場合において、第十八条第二項中「第十八条第一項」とあるのは、「第五十二条において準用する第十八条第一項」と読み替えるものとする。

（生活保護法の特例）

第五十三条 認定事業者（第八十一条第一項の住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員であることその他の国土交通省令・厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。以下この項において同じ。）は、被保護認定住宅入居者（被保護者であって、認定住宅入居者である者又は認定住宅入居者となろうとする者をいう。以下この条において同じ。）の居住の安定の確保を図るために必要があると認めるときは、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、保護の実施機関が当該被保護認定住宅入居者に対して交付する生活保護法第三十一条第三項に規定する保護金品（住宅を賃借して居住することに伴い通常必要とされる費用として厚生労働省令で定めるものの額に相当する金銭に限る。）又は同法第三十三条第四項に規定する保護金品のうち、当該被保護認定住宅入居者が当該認定事業者（第四十条第四項に規定する場合にあっては、当該認定事業者である賃貸人。以下この条において「認定賃貸人」という。）に支払うべき費用（次項において「家賃等」という。）の額に相当する金銭について、当該被保護認定住宅入居者に代わり、当該認定賃貸人に支払うことを希望する旨を保護の実施機関に通知することができる。

- 2 保護の実施機関は、前項の規定による通知を受けたときは、家賃等の口座振替納付（預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による家賃等の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことをいう。）が行われている場合その他厚生労働省令で定める場合を除き、当該通知に係る家賃等の額に相当する金銭について、当該通知に係る被保護認定住宅入居者に代わり、当該通知に係る認定賃貸人に支払うものとする。この場合において、当該支払があったときは、生活保護法第三十一条第三項又は第三十三条第四項の規定により当該被保護認定住宅入居者に対し当該保護金品の交付があったものとみなす。

第四節 監督

（報告徴収及び立入検査）

第五十四条 都道府県知事等は、この章の規定の施行に必要な限度において、認定事業者又は認定事業者から認定住宅の管理を委託された者（以下この項において「管理受託者」という。）に対しその業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、認定事業者若しくは管理受託者の事務所若しくは営業所若しくは認定住宅に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入検査において、現に居住の用に供している認定住宅の居住部分に立ち入るときは、あらかじめ、当該居住部分に係る入居者の承諾を得なければならない。
- 3 第三十三条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による立入検査について準用する。

(改善命令)

第五十五条 都道府県知事等は、認定事業者が第四十六条から第四十八条までの規定に違反し、又は第五十一条の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項を遵守していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、その改善に必要な措置を命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第五十六条 都道府県知事等は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、計画の認定を取り消さなければならない。

- 一 第四十二条各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 不正な手段により計画の認定を受けたとき。
- 2 都道府県知事等は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、計画の認定を取り消すことができる。
 - 一 第四十九条又は第五十条第三項の規定に違反したとき。
 - 二 第五十条第一項の承認を受けずに、第四十条第二項第七号に規定する者以外の者に賃貸したとき。
 - 三 前条の規定による命令に違反したとき。
- 3 都道府県知事等は、前二項の規定により計画の認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定事業者であった者に通知しなければならない。
- 4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により計画の認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を、当該取消しに係る居住安定援助計画に記載されていた居住安定援助賃貸住宅の存する町村の長に通知しなければならない。

第五節 雑則

(資金の確保等)

第五十七条 国及び地方公共団体は、認定住宅の整備のために必要な資金の確保又はその融通のあっせんに努めなければならない。

(賃貸住宅への円滑な入居のための援助)

第五十八条 都道府県知事等は、認定事業者が破産手続開始の決定を受けたときその他認定住宅入居者（認定住宅入居者であった者を含む。）の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、当該認定住宅入居者に対し、他の適当な賃貸住宅に円滑に入居するために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(2)住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省・厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(令和七年厚生労働省・国土交通省令第四号)(抄)

第三章 居住安定援助賃貸住宅事業

(居住安定援助計画の認定の申請)

第五条 法第四十条第一項の規定により居住安定援助計画の認定(第七条及び第八条において「認定」という。)を申請しようとする者は、別記様式第二号による申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。

(法第四十条第二項第七号の国土交通省令・厚生労働省令で定める者)

第六条 法第四十条第二項第七号の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、配偶者その他の親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。)であって、日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者と生計を一にするものとする。

(居住安定援助計画の記載事項)

第七条 法第四十条第二項第十一号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第一号又は第二号に掲げる事項については、都道府県知事等において当該事項の記載の必要がないと認めるときは、当該事項の記載を省略させることができる。

- 一 認定を受けようとする者が法人である場合においては、その役員の氏名
- 二 認定を受けようとする者が未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合においては、その名称、住所並びにその代表者及び役員の氏名)
- 三 居住安定援助賃貸住宅の名称
- 四 着工又は竣工の年月
- 五 居住安定援助賃貸住宅に関する権利の種別及び内容
- 六 居住安定援助賃貸住宅への入居に関する問合せを受けるための連絡先

(居住安定援助計画に添付する書類)

第八条 法第四十条第三項の国土交通省令・厚生労働省令で定める書類(第二十二条第二項において「添付書類」という。)は、次に掲げるものとする。

- 一 居住安定援助賃貸住宅の規模及び設備の概要を表示した間取図
- 二 居住安定援助のうち第十四条第一号の基準に係るものの内容の概要図
- 三 認定を受けようとする者(法人である場合においては当該法人並びにその代表者及び役員を含む。)、第二十条に規定する使用人並びに居住安定援助賃貸住宅の転貸借が行われている場合にあっては、当該居住安定援助賃貸住宅の所有者及び転貸人が法第四十二条各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面
- 四 認定を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においては、その法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その代表

者及び役員を含む。)が法第四十二条第一号から第五号までに掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面

五 居住安定援助賃貸住宅の構造が、第十条第一号に掲げる基準に適合するものであることを誓約する書面

六 居住安定援助賃貸住宅が昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものであるときは、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下この号及び第十条第一号ロにおいて「耐震関係規定」という。）に適合するもの又はこれに準ずるものであることを確認できる書類で次に掲げるもの。ただし、認定の申請時に居住安定援助賃貸住宅が耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものでなく、かつ、申請前に当該居住安定援助賃貸住宅の耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二条第二項に規定する耐震改修をいう。第十条第一号ロ（２）において同じ。）の工事を行うことができない特別の事情がある場合において、当該工事の完了後に耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものとなるときは、当該工事の計画の概要を記載した書面をもって代えることができる。

イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第四条第一項に規定する基本方針のうち同条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項に基づいて建築士が行った耐震診断（同法第二条第一項に規定する耐震診断をいう。）の結果についての報告書

ロ 既存住宅（建設工事の完了の日から起算して一年を経過した住宅又は人の居住の用に供したことがある住宅をいう。ハ及び次条において同じ。）に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条第三項の建設住宅性能評価書

ハ 既存住宅の売買に係る特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十九条第二号の保険契約が締結されていることを証する書類

ニ イからハまでに掲げるもののほか、住宅の耐震性に関する書類

七 認定の申請が基本方針（居住安定援助賃貸住宅が市町村賃貸住宅供給促進計画が定められている市町村の区域内のものである場合にあっては基本方針及び市町村賃貸住宅供給促進計画、居住安定援助賃貸住宅が都道府県賃貸住宅供給促進計画が定められている都道府県の区域（当該市町村の区域を除く。）内のものである場合にあっては基本方針及び都道府県賃貸住宅供給促進計画。第三十五条第一項第十二号において同じ。）に照らして適切なものであることを誓約する書面

八 その他都道府県知事等が必要と認める書類
（規模の基準）

第九条 法第四十一条第一号（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令・厚生労働省令で定める各戸の床面積の規模は、二十五平方メートルとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める基準によることができる。

一 既存住宅である場合（第三号に掲げる場合を除く。） 十八平方メートル

二 次条第二号イただし書に規定する場合（次号に掲げる場合を除く。） 十八平方メートル

三 既存住宅であって次条第二号イただし書に規定する場合 十三平方メートル

四 居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を賃借人が共同して利用する場合 国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準

(構造及び設備の基準)

第十条 法第四十一条第二号(法第四十四条第二項において準用する場合を含む。)の国土交通省令・厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 次のいずれにも該当すること。

イ 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)若しくは建築基準法又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定(ロ(1)及び(2)に規定するものを除く。)に違反しないものであること。

ロ 次のいずれかに該当すること。

(1) 耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものであること。

(2) 第八条第六号ただし書に規定する場合にあっては、耐震改修の工事の完了後において耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものとなること。

二 次のいずれかに該当すること。

イ 各戸が台所、便所、収納設備及び浴室又はシャワー室を備えたものであること。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各居住部分が台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えたものであることを要しない。

ロ 居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を賃借人が共同して利用する場合にあっては、国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準を満たすものであること。

(入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲の基準)

第十一条 法第四十一条第三号(法第四十四条第二項において準用する場合を含む。)の国土交通省令・厚生労働省令で定める基準は、特定の者について不当に差別的なものでないこと、入居を受け入れることとする者が著しく少数となるものでないことその他の住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないものであることとする。

(専用户数の基準)

第十二条 法第四十一条第四号(法第四十四条第二項において準用する場合を含む。)の国土交通省令・厚生労働省令で定める数は、一戸とする。

(賃貸の条件に関する基準)

第十三条 法第四十一条第五号(法第四十四条第二項において準用する場合を含む。)の国土交通省令・厚生労働省令で定める基準は、居住安定援助賃貸住宅の家賃の額が、近傍同種の賃貸住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであることとする。

(居住安定援助の内容に関する基準)

第十四条 法第四十一条第六号(法第四十四条第二項において準用する場合を含む。)の国土交通省令・厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者（以下この条において「要援助者」という。）に居住安定援助を提供する場合 次のイからハまでのいずれにも適合する居住安定援助を提供するものであること。
 - イ 一日に一回以上、通信機器の設置その他の方法により、要援助者の安否の確認（第二十九条第一項において「安否確認」という。）を行うこと。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
 - ロ 一月に一回以上、要援助者への訪問その他の方法により、当該要援助者の心身及び生活の状況の把握（第二十九条第一項において「見守り」という。）を行うこと。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
 - ハ 福祉サービスへのつなぎ（要援助者の心身及び生活の状況に応じた利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言を適切に実施し、必要に応じて、当該要援助者が行政機関その他福祉サービスを提供する者と接触するための援助をすることをいう。第二十九条第一項において同じ。）を行うこと。
- 二 要援助者以外の認定住宅入居者に居住安定援助を提供する場合 当該認定住宅入居者の心身の状況、希望その他の事情を踏まえ、必要に応じて、前号イからハまでに掲げる居住安定援助に準ずるものを提供するものであること。

（居住安定援助の提供の条件の基準）

第十五条 法第四十一条第七号（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令・厚生労働省令で定める基準は、居住安定援助の提供の対価が、当該居住安定援助の提供に要する費用に照らして不当に高いものでないこととする。

（都道府県賃貸住宅供給促進計画で定める事項）

第十六条 都道府県は、国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準に従い、市町村賃貸住宅供給促進計画が定められている市町村の区域以外の区域について、都道府県賃貸住宅供給促進計画で、第九条及び第十条第二号の基準を強化し、又は緩和することができる。

2 都道府県は、国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準に従い、市町村賃貸住宅供給促進計画が定められている市町村の区域以外の区域について、都道府県賃貸住宅供給促進計画で、第十二条の基準を強化することができる。

（市町村賃貸住宅供給促進計画で定める事項）

第十七条 市町村は、国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準に従い、市町村賃貸住宅供給促進計画で、第九条及び第十条第二号の基準を強化し、又は緩和することができる。

2 市町村は、国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準に従い、市町村賃貸住宅供給促進計画で、第十二条の基準を強化することができる。

（心身の故障により居住安定援助賃貸住宅事業を適正に行うことができない者）

第十八条 法第四十二条第五号（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により居住安定援助賃貸住宅事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（心身の故障により認知等を適切に行うことができない状態となった場合の届出）

第十九条 認定事業者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該認定事業者又はその法第四十二条第六号に規定する法定代理人、同条第七号に規定する役員若しくは次条に規定する使用人が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、別記様式第三号による届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添え、これを都道府県知事等に提出しなければならない。

(使用人)

第二十条 法第四十二条第七号及び第八号（これらの規定を法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令・厚生労働省令で定める使用人は、居住安定援助賃貸住宅事業に関し事務所の代表者である使用人とする。

(法第四十四条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める軽微な変更等)

第二十一条 法第四十四条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 認定事業者が法人である場合においては、その役員の氏名の変更
 - 二 認定事業者が未成年者でその法定代理人が法人である場合においては、その代表者及び役員の氏名の変更
 - 三 居住安定援助賃貸住宅の名称の変更
 - 四 法第四十条第二項第七号に規定する専用户数の増加に係る変更
 - 五 家賃、敷金又は共益費の減額に係る変更
 - 六 居住安定援助の対価の減額に係る変更
 - 七 居住安定援助賃貸住宅への入居に関する問合せを受けるための連絡先の変更
 - 八 前各号に掲げるもののほか、居住安定援助賃貸住宅事業の実施に支障がないと都道府県知事等が認める変更
- 2 認定事業者は、前項各号（第八号を除く。）に掲げる変更をするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事等に提出しなければならない。
- 一 認定番号
 - 二 変更の内容
 - 三 変更予定年月日

(居住安定援助計画の変更の認定の申請)

第二十二条 法第四十四条第一項の居住安定援助計画の変更の認定を申請しようとする認定事業者は、別記様式第四号による申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、当該居住安定援助計画の変更が添付書類の変更を伴う場合にあつては、当該変更後の添付書類を添付しなければならない。

(廃止の届出等)

第二十三条 法第四十四条第三項の規定による廃止の届出は、別記様式第五号による届出書により行うものとする。

- 2 都道府県知事等は、前項の規定による届出があつたときは、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

一 認定事業者が個人の場合にあってはその氏名及び住所、法人の場合にあってはその名称、代表者の氏名及び住所

二 認定番号

三 事業廃止の年月日

(地位の承継の承認の申請)

第二十四条 法第四十五条の承認を受けようとする者は、別記様式第六号による申請書に、地位の承継の事実を証する書類（次条において「証明書類」という。）及びその写しを添えて、都道府県知事等に提出しなければならない。

(地位の承継の承認の通知)

第二十五条 都道府県知事等は、法第四十五条の承認をしたときは、速やかに、別記様式第七号による通知書に証明書類を添えて、当該承認を受けた者に通知するものとする。

(居住安定援助を行う場合における契約締結前の書面の交付及び説明)

第二十六条 法第四十六条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 居住安定援助の提供の条件があるときは、その内容

二 入居契約の内容及びその締結の条件

(法第四十六条第二項の承諾に関する手続等)

第二十七条 法第四十六条第二項の承諾は、認定事業者が、あらかじめ、当該承諾に係る認定住宅に入居しようとする住宅確保要配慮者に対し同項の規定による提供に用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、次条の規定によるものをいう。以下この条及び第三十五条第二項において同じ。）の種類及び内容を示した上で、当該住宅確保要配慮者から書面又は第三項で定める方法（第五項において「書面等」という。）によって得るものとする。

2 前項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 次条第一項各号に掲げる方法のうち認定事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

3 第一項の承諾の取得及び第五項の申出の方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 認定住宅に入居しようとする住宅確保要配慮者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて認定事業者の使用に係る電子計算機に第一項の承諾又は第五項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 認定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて認定住宅に入居しようとする住宅確保要配慮者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係

る記録媒体をいう。次条第一項第二号及び第二十九条において同じ。)をもって調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

- 4 前項各号に掲げる方法は、認定事業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
- 5 認定事業者は、第一項の承諾を得た場合であっても、当該承諾に係る認定住宅に入居しようとする住宅確保要配慮者から書面等により法第四十六条第二項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該住宅確保要配慮者から再び第一項の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約締結前の書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第二十八条 法第四十六条第二項の国土交通省令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
- イ 認定事業者の使用に係る電子計算機と認定住宅入居者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、当該認定住宅入居者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル（専ら当該認定住宅入居者の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録する方法
- ロ 認定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて認定住宅入居者の閲覧に供し、当該認定住宅入居者の使用に係る電子計算機に備えられた当該認定住宅入居者の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法
- ハ 認定事業者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて認定住宅入居者の閲覧に供する方法
- 二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 認定住宅入居者が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。
- 二 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、記載事項を認定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を認定住宅入居者に対し通知するものであること。ただし、当該認定住宅入居者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。
- 三 前項第一号ハに掲げる方法にあつては、記載事項を認定事業者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を認定住宅入居者に対し通知するものであること。ただし、当該認定住宅入居者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

(帳簿)

第二十九条 法第四十八条の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 認定住宅に入居する全ての者の氏名並びに入居及び退居の年月日
- 二 居住安定援助の提供の対価及び提供の条件に関する事項
- 三 安否確認において、異常の発生を検知した年月日並びに当該異常の発生状況及び発生後の対応
- 四 見守りを行った年月日及びこれにより把握した認定住宅入居者の状況
- 五 福祉サービスへのつながりを行った年月日及び当該福祉サービスへのつながりの内容
- 六 居住安定援助（安否確認、見守り及び福祉サービスへのつながりを除く。）を提供した年月日及びその内容

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ認定事業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第四十八条の帳簿（次項において「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3 認定事業者は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後五年間保存しなければならない。

（認定事業者の報告）

第三十条 法第四十九条の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第四十六条、第四十八条、第五十条及び第五十一条に規定する業務に係る法令遵守の状況
- 二 法第四十七条に規定する認定計画（次項及び第三十四条において「認定計画」という。）の内容と現況との間の相違等
- 三 前二号に掲げるもののほか、都道府県知事等が必要と認める事項

2 認定事業者は、前年度における居住安定援助の実施の状況及び前項各号に掲げる事項を記載した別記様式第八号による報告書を認定計画ごとに作成し、毎年六月三十日までに都道府県知事等に報告しなければならない。

（専用賃貸住宅の目的外使用の承認を受けるための専用賃貸住宅の入居者を確保することができない期間）

第三十一条 法第五十条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める期間は、三月とする。

（専用賃貸住宅の目的外使用の承認の申請）

第三十二条 法第五十条第一項の承認を受けようとする者は、別記様式第九号による申請書を、都道府県知事等に提出しなければならない。

（専用賃貸住宅の目的外使用の賃貸借の期間）

第三十三条 法第五十条第三項の国土交通省令・厚生労働省令で定める期間は、五年とする。

（公示）

第三十四条 認定事業者は、認定計画に記載された事項（法第四十条第二項第一号、第二号（認定住宅の存する市町村の名称に限る。）、第三号及び第七号から第十号まで並びに第七号第六号に掲げる事項に限る。）をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

（認定事業者の遵守すべき事項）

第三十五条 法第五十一条の認定事業者の遵守すべき事項は、次に掲げるものとする。

- 一 居住安定援助賃貸住宅事業の業務に関して広告をする場合にあっては、国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める表示についての方法を遵守すること。
 - 二 法第四十六条第一項の規定に基づき認定住宅入居者に対して説明した事項に変更があったときは、当該認定住宅入居者に対し、その変更の内容を記載した書面を交付して説明すること。
 - 三 自ら管理する認定住宅を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって認定住宅入居者の居住の安定の確保に支障を及ぼさないように努めること。
 - 四 福祉サービスその他のサービスの提供に関する事業を実施する者（次号において「福祉サービス等事業者」という。）又はその従業者に対して、当該サービスを利用する者又はその家族に当該認定事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないこと。
 - 五 福祉サービス等事業者又はその従業者から、認定住宅入居者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しないこと。
 - 六 認定住宅において提供する居住安定援助について、特定の認定住宅入居者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。
 - 七 認定住宅入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、当該認定住宅入居者に対し、提供できる居住安定援助の内容その他認定住宅に関し必要な情報の提供を行い、その心身の状況や希望に応じた居住安定援助を提供するとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供する等認定住宅入居者の居住の安定を図るように努めること。
 - 八 プライバシーの確保に配慮した運営を行うこと。
 - 九 認定住宅入居者に対する居住安定援助の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、当該認定住宅入居者に対し、当該居住安定援助の提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行うこと。
 - 十 正当な理由がなく、その業務上知り得た認定住宅入居者の秘密を漏らさないこと。
 - 十一 認定事業者の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た認定住宅入居者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。
 - 十二 その他基本方針に照らして適切な業務を行うこと。
- 2 認定事業者は、前項第二号の規定による書面の交付に代えて、認定住宅入居者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該認定事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

3 第二十七条の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、同条中「認定住宅に入居しようとする住宅確保要配慮者」とあるのは「認定住宅入居者」と、同条第一項及び第五項中「法第四十六条第二項」とあるのは「第三十五条第二項」と、「当該住宅確保要配慮者」とあるのは「当該認定住宅入居者」と読み替えるものとする。（認定事業者の要件）

第三十六条 法第五十三条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 支援協議会の構成員であること。
- 二 支援法人であること。
- 三 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第三条第一項の登録を受けていること。
- 四 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十三号）第二十条第二号の登録を受けていること。
- 五 支援協議会の構成員が団体である場合にあっては、当該団体の構成員であること。
- 六 前各号のいずれかに該当する者と共同して居住安定援助賃貸住宅事業を実施する賃貸人であること。
- 七 第一号から第五号までのいずれかに該当する者に対し、認定住宅のうち、法第五十三条第一項の規定による通知に係る同項に規定する被保護認定住宅入居者が入居するものの管理を委託していること。

（通知の方法）

第三十七条 法第五十三条第一項の規定による通知は、別記様式第十号による通知書により行うものとする。

2 前項の通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、保護の実施機関が次に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

- 一 当該通知をしようとする者が前条各号に掲げる要件のいずれかに該当することを証する書面
- 二 賃貸借契約書の写し又はこれに代わる書類

（情報の公示）

第三十八条 都道府県知事等は、法第五十六条第一項又は第二項の規定により法第四十四条第三項に規定する計画の認定を取り消したときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。